

笛吹市地域防災計画

令和7年3月

笛吹市防災会議

目次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的と編成	1
第1 目的	1
第2 構成	1
第2節 防災計画の性格等	3
第1 防災計画の性格	3
第2 防災計画の運用	3
第3 防災計画の推進対策	3
第3節 防災の基本理念及び施策の概要	5
第1 基本理念	5
第2 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災対策の推進	5
第3 防災計画において重点を置くべき事項	6
第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	7
第1 防災関係機関の役割	7
第2 処理すべき事務又は業務の大綱	8
第3 防災関係機関の防災体制の充実	8
第5節 笛吹市の概況	9
第1 自然的条件	9
第2 社会的条件	10
第3 過去の災害記録	12
第6節 被害想定	13
第1 風水害	13
第2 地震災害	14
第3 雪害	15
第4 その他災害	15
第2章 災害予防計画	17
第1節 地域の防災力を高める対策	17
第1 防災知識の普及、教育計画	17
第2 防災訓練	22
第3 自主防災組織活動支援	26
第4 災害ボランティアの育成強化	28
第5 要配慮者対策の推進	30
第2節 行政の防災力を高める対策	38
第1 防災体制の充実	38

第2	防災拠点の整備	40
第3	情報通信システムの整備	42
第4	防災施設及び防災資機材の整備並びに拡充	44
第5	広域応援体制の整備	47
第3節	災害別の予防対策	48
第1	風水害等予防	48
第2	地震災害予防	52
第3	雪害予防	61
第4	火災予防	63
第5	その他災害予防	66
第3章	災害応急対策計画	69
第1節	災害時の活動体制	69
第1	風水害等の活動体制	69
第2	地震災害の活動体制	83
第3	雪害の活動体制	96
第4	その他の災害の活動体制	107
第2節	災害対策に係る調整	118
第1	情報収集・整理・報告	118
第2	広報・広聴	122
第3	緊急輸送	124
第4	応援要請・受援	128
第5	災害救助法の適用	132
第3節	市民の生命を守るための対策	133
第1	避難	133
第2	消火、救出・救急	136
第3	医療救護	140
第4	風水害対策	144
第5	地震災害対策	146
第6	雪害対策	149
第7	その他の災害対策	151
第4節	市民の生活を守るための対策	155
第1	避難生活支援	155
第2	飲料水、食料、生活必需品の供給	160
第3	行方不明者等への対応	164
第4	ライフラインの応急復旧	166
第5	防疫対策	171
第5節	早期復旧に向けた対策	172
第1	住宅の確保	172

第2	障害物等の除去	175
第3	環境対策	177
第4	災害ボランティア支援	180
第5	義援金品の募集、配分	182
第6	応急教育	183
第4章	災害復旧・復興計画	186
第1節	被災者の生活再建支援	186
第1	罹災証明書の発行	186
第2	生活資金等の支給、貸付	187
第3	税の減免	187
第4	住宅再建支援	188
第5	労働力確保対策	188
第6	日本郵政グループの災害時特別取扱内容の周知	188
第2節	農林業、商工業の再建支援	189
第1	農林業の再建支援	189
第2	商工業の再建支援	189
第3節	公共施設の災害復旧、復興	191
第1	災害復旧に係る財政援助	191
第2	公共施設の復旧事業の推進	192
第3	災害復興	192

第1章 総則

第1節 計画の目的と編成

第1 目的

「笛吹市地域防災計画」（以下「防災計画」という。）は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、笛吹市防災会議が策定する計画であり、笛吹市、山梨県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が全機能を発揮して、本市の災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市の区域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

▶資料編参照：防災関係機関連絡先一覧 P資料1～4

第2 構成

この防災計画は、以下の本編、手法編及び資料編により構成する。

【防災計画の構成】

構成	記述内容
■本編 第1章 総則 第2章 災害予防計画 第3章 災害応急対策計画 第4章 災害復旧・復興計画	災害対策基本法に基づき、市の防災対策や災害応急対策について、基本的な事項を記載したもの
■手法編	市の災害応急対策の手順等を具体的に記載したもの
■資料編 資料集 関連計画集	様式、規則、条例、要綱、各種基準、データ、防災関連計画等

笛吹市



連携・協力

防災関係機関

県の機関	<ul style="list-style-type: none"> 1 山梨県 2 峡東建設事務所 3 峡東農務事務所 4 峡東保健福祉事務所（峡東保健所） 5 笛吹警察署
消防機関	<ul style="list-style-type: none"> 1 笛吹市消防本部 2 笛吹市消防団
指定地方行政機関	<ul style="list-style-type: none"> 1 東京管区気象台（甲府地方気象台） 2 関東農政局（山梨県拠点） 3 関東森林管理局（山梨森林管理事務所） 4 関東地方整備局（甲府河川国道事務所） 5 山梨労働局（甲府労働基準監督署）
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> 1 陸上自衛隊東部方面特科連隊
指定公共機関	<ul style="list-style-type: none"> 1 東日本旅客鉄道（株）（甲府統括センター） 2 東海旅客鉄道（株）（静岡支社） 3 東日本電信電話（株）（山梨支店） 4 （株）NTTドコモ（山梨支店） 5 日本赤十字社山梨県支部 6 日本放送協会（甲府放送局） 7 中日本高速道路（株）（八王子支社） 8 日本通運（株）（山梨支店） 9 東京電力パワーグリッド（株）（山梨総支社） 10 日本郵便（株）（市内各郵便局）
指定地方公共機関	<ul style="list-style-type: none"> 1 （株）山梨放送 2 （株）テレビ山梨 3 （株）エフエム富士 4 山梨交通（株） 5 （一社）山梨県トラック協会 6 （一社）日本コミュニティーガス協会関東支部山梨県部会 7 （一社）山梨県LPガス協会 8 （一社）山梨県医師会（笛吹市医師会）
公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> 1 笛吹農業協同組合 2 中央森林組合 3 笛吹市商工会 4 病院等医療施設の管理者 5 社会福祉施設の管理者 6 学校施設の管理者 7 公共施設等の管理者 8 （公社）山梨県宅地建物取引業協会 9 （公社）全日本不動産協会山梨県本部 10 （公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会 11 山梨県社会福祉協議会 12 笛吹市社会福祉協議会 13 山梨県ボランティア協会

【防災関係機関】

第2節 防災計画の性格等

第1 防災計画の性格

この防災計画は、市及び防災関係機関の防災業務を明確にするとともに、これら関係機関相互の密接な連絡調整を図るために必要な基本的事項を示すものである。各部、各班が実施すべき活動に関するマニュアルは、それぞれの機関の果たすべき役割を踏まえつつ、別途関係部局が定める。

第2 防災計画の運用

1 防災計画の修正

防災計画は、社会情勢の変化等に応じて常に実情に沿ったものとするため、毎年検討を加え、必要があるときは笛吹市防災会議に諮り修正する。

市及び防災関係機関は、関係のある事項について、必要に応じて、防災計画の修正案を笛吹市防災会議に提出する。

また、防災計画を修正したときは、災害対策基本法第42条第5項の規定により、県知事に報告するとともに、その要旨を公表する。

2 防災計画の習熟

市及び防災関係機関は、防災計画の遂行に当たって、責務が果たせるよう、平時から職員への研修や訓練を実施するとともに、市民に対して広報や啓発活動に努める。

3 地区防災計画の運用

笛吹市防災会議は、必要があると認めるときは、行政区から提案を受け、防災計画に地区防災計画を位置づける。

地区防災計画を定めた行政区は、市に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案できる。

第3 防災計画の推進対策

1 市職員への周知徹底等

市の防災危機管理課は、この防災計画を着実に推進するため、他課との連携、また他機関との連携を図りつつ、次の事項を実行する。

- ①職員初動マニュアル等の作成や防災訓練等を通じた防災計画の職員への周知徹底

- ②防災対策、マニュアルの定期的な点検
- ③他課が策定する各種計画に対する防災の観点からのチェック
- ④市が実施すべき活動に関するマニュアル整備の促進

2 市民に対する防災意識の一層の高揚推進

この防災計画が効果的に推進されるためには、市職員のみならず、市民の防災に関する自覚と自発的協力を得ることが重要であり、市は、市民等の防災意識の高揚に一層努めるものとする。

3 階層的な防災の取組

防災拠点や防災組織等は、階層的に構築することが災害の防止に有効であるため、以下のような防災階層により災害に対する安全性の向上を図る。

【市の階層的な防災の取組】

階層	主な取組機能
【全市】	<ul style="list-style-type: none"> ①災害対策本部の設置 ②指定避難所の設置 ③福祉避難所（室）の設置 ④安全な指定緊急避難場所の設置 ⑤避難生活に必要な水、食料、生活必需品等の必要量の備蓄 ⑥医療救護所の設置 ⑦物資集積拠点の設置 ⑧災害ボランティアセンターの設置 ⑨臨時ヘリポートの設置
【行政区】	<ul style="list-style-type: none"> ①安全な一時避難場所（集合場所）の設置 ②避難誘導や救助活動を担う自主防災組織の確立 ③避難生活に必要な水、食料等の最低限の物資の備蓄 ④救助に必要な防災資機材の整備

第3節 防災の基本理念及び施策の概要

第1 基本理念

本市の災害対策は、災害対策基本法第2条の2に基づき、次の事項を基本理念とする。

- ①自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生したときに被害を最小限にとどめ、かつ、迅速な回復を図る。
- ②防災関係機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、市民が自ら行う防災活動、自主防災組織及び多様な主体が自発的に行う防災活動を促進する。
- ③災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図る。
- ④災害の発生直後、必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、市民の生命、身体及び財産を最優先に保護する。
- ⑤被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を支援する。
- ⑥災害が発生したときは、速やかに被災者を救助し、公共施設の復旧を図るとともに、災害からの復興を図る。

第2 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災対策の推進

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策や産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものである。

この防災計画で定める防災対策は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき作成された笛吹市国土強靱化地域計画の基本目標である次の内容を踏まえて、推進する。

- ①市民の生命の保護が最大限図られること
- ②市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

第3 防災計画において重点を置くべき事項

1 行政区や事業者等との連携

市は、行政区や事業者等が一体となった防災対策を推進するため、防災計画への地区防災計画の位置づけと行政区との連携強化、災害対策に係る事業者等との連携強化を図る。

2 大規模広域災害への即応力の強化

市は、大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実、強化するため、災害時における積極的な情報の「収集」「伝達」「共有体制の強化」を図り、国や県、遠方に所在する市町村間の相互支援体制を構築するとともに、企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努める。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

3 市民の円滑かつ安全な避難等

市は、市民の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップを作成し、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底を図る。

また、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令判断基準を明確化する。

さらに、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を作成する。

4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援

市は、被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで、必要な支援を適切に提供する。

また、被災者が一定期間滞在する指定避難所の指定と周知、生活環境の確保、罹災証明書の発行体制の整備、被災者台帳の作成及び活用を図る。

5 大規模災害からの円滑な復興

市は、大規模災害からの円滑な復興のため、復興計画の作成により、計画的な復興を図る。

6 被災地への物資の円滑な供給

市は、被災地への円滑な物資供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難なときは、要請を待たずに必要な物資を送るなど、被災地に救援物資を確実に供給する体制を構築する。

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関の役割

1 笛吹市

市は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 消防機関

消防本部及び消防団は、業務の公共性又は公益性に基づき、防災活動を実施するとともに、市の行う防災諸活動に対し、それぞれの業務に応じて協力する。

3 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その調整を行う。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。

また、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行う。

5 自衛隊

自衛隊は、その組織や装備、能力を生かして救助活動や復旧作業を行う。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施する。

また、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、日頃から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害対策を実施する。

また、市及び県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

市は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、行政区、事業所、企業等のほか、県、消防機関、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者と連携、協力して、地域防災活動を推進する。

なお、防災に関し、市を始めとする防災関係機関がそれぞれ処理すべき業務の大綱は資料編に示す。

▶資料編参照：防災関係機関連絡先一覧 P資料1～4

▶資料編参照：防災関係機関がそれぞれ処理すべき業務の大綱 P資料5～14

第3 防災関係機関の防災体制の充実強化

防災関係機関は、災害対策基本法第47条に基づき、地域防災計画を的確かつ円滑に実施するため、防災に関する組織を整備する。

また、他の関係機関が連携し、風水害発生時の多機関連携型タイムラインを策定することで各機関の役割の明確化及び防災行動の抜け落ちを防止し、防災組織の充実強化を図る。

第5節 笛吹市の概況

第1 自然的条件

1 位置、面積等

本市は、山梨県のほぼ中央に位置し、北は山梨市、甲州市、東は大月市、南は富士河口湖町、西は甲府市と接している。東西 18.8km、南北 21.7km、総面積は 201.92km²で、山梨県の面積の約 4.5%を占めている。

土地利用の状況は、宅地 15.97km² (7.9%)、農用地 32.66km² (16.2%)、森林等 118.21km² (58.5%) となっている。

2 地勢

本市は、甲府盆地の中央部やや東寄りに位置し、盆地の北部や東部、南部の山岳丘陵地帯から流出する水系を集め、盆地中央部を西に向かって笛吹川が流れている。

笛吹川に向かって南北に流れる日川、金川、浅川、境川等の扇状地と盆地底部の沖積平地が広がり、山裾から平坦地にかけて果樹を主体とした農地が分布し、その背後には甲府盆地を構成する御坂山塊、その山間にほぼ東西に流れる芦川に沿って点在する集落及び秩父山地の丘陵と急峻な山岳地帯が広がっている。

3 地質

笛吹川周辺の平坦地には沖積層が分布している。一方、山地のほとんどは花崗閃緑岩や石英閃緑岩等からなり、風化が進み、地質は脆弱で、斜面の急傾斜と相まって、豪雨の際には斜面の崩壊、土石流等を起こしやすい。

4 気候

本市の年間の平均気温は、15.1℃、年間降水量は概して少なく約 1,160mm である。

本市の気候は、盆地特有の内陸性気候で、夏は最高気温が 30℃を超える蒸し暑い日が多く（8月の最高気温の平年値 33.0℃）、冬は最低気温が氷点下になる寒い日も多くあり（1月の最低気温の平年値 -2.1℃）、気温較差が大きいのが特徴である。

第2 社会的条件

1 人口

本市の人口は、2005（平成17）年（国勢調査）の71,711人をピークに減少に転じ、2020（令和2）年（国勢調査）では66,947人となっている。

一方、世帯数は、増加傾向が続いており、2020（令和2）年では26,916世帯となり、1995（平成7）年の21,035世帯に比べ25年間で5,881世帯の増加となっている。

また、2005（平成17）年に20%を越えた高齢化率は、2020（令和2）年には30.4%に達しており、高齢化が進んでいる。

【人口や世帯数の推移】

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口（人）	66,839	71,025	71,711	70,529	69,559	66,947
増加率（%）	7.2	6.3	1.0	-1.6	-1.4	-3.8
世帯数（世帯）	21,035	23,520	25,015	25,500	26,268	26,916
1世帯当たりの人員（人）	3.18	3.02	2.87	2.77	2.65	2.49
年少人口（0-4歳） （上段：人、下段：%）	10,924 (16.3)	11,366 (16.0)	10,966 (15.3)	9,960 (14.1)	8,720 (12.5)	7,915 (12.1)
生産年齢人口（15-64歳） （上段：人、下段：%）	43,781 (65.5)	45,761 (64.4)	45,382 (63.3)	43,189 (61.2)	40,010 (57.5)	37,628 (57.5)
老年人口（65歳以上） （上段：人、下段：%）	12,134 (18.2)	13,897 (19.6)	15,356 (21.4)	17,092 (24.2)	19,541 (28.1)	19,870 (30.4)

注）年齢不詳の人口を集計していないため総数と一部異なる場合がある。

出典：国勢調査

2 産業

（1）産業別就業人口

本市の産業別就業人口の構成比（2020（令和2）年：国勢調査）は、第三次産業が半数を超え最も多くを占めており、第一次産業は、16.2%と、全国平均（3.5%）や県平均（6.7%）と比べ、大きな割合を占めており、農業は主要な産業の一つとなっている。

【産業別就業人口の推移】

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口（人）	66,839	71,025	71,711	70,529	69,559	66,947
就業人口（人）	37,311	38,975	38,036	34,088	35,536	35,265
第1次産業 （上段：人、下段：%）	8,800 (23.6)	8,154 (20.9)	7,439 (19.6)	5,855 (17.2)	6,172 (17.7)	5,536 (16.2)
第2次産業 （上段：人、下段：%）	9,384 (25.2)	9,681 (24.8)	8,719 (22.9)	7,517 (22.1)	7,489 (21.4)	7,318 (21.4)
第3次産業 （上段：人、下段：%）	19,127 (51.3)	21,140 (54.2)	21,878 (57.5)	20,716 (60.8)	21,256 (60.9)	21,419 (62.5)

注）分類不能の産業を集計していないため総数と一部異なる場合がある。

出典：国勢調査

(2) 産業の主要指標

ア 農業

農業については、総農家数は3,185戸であり、2000（平成12）年と比較すると約40%減少している。また、経営耕地面積は2,366haであり、2000（平成12）年と比較すると約30%減少している。

【農業（総農家数、経営耕地面積）】

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総農家数（戸）	5,258	4,793	4,528	4,060	3,185
経営耕地面積（ha）	3,255	2,957	2,839	2,552	2,366

出典：農林業センサス

イ 製造業

製造業については、製造品出荷額等では約1,029億円で、主な業種は出荷額ベースで「食料品」「プラスチック製品」「金属製品」の順となっている。

【製造業（事業所数、従業者数、製造品出荷額等）】

	事業所数（所）	従業者数（人）	製造品出荷額等（百万円）
平成28年	101	4,109	102,599
平成29年	101	4,095	109,279
令和元年	101	4,084	102,872
令和2年	102	4,390	111,453
令和3年	101	3,798	102,868

出典：工業統計調査、経済センサス

ウ 商業

商業については、年間商品販売額では約946億円で、うち小売業が約551億円、卸売業が約395億円であり、事業所数は519事業所、従業者数は3,997人となっている。

【商業（事業所数、従業者数、年間商品販売額）】

	事業所数（所）	従業者数（人）	年間商品販売額（百万円）	うち小売業（百万円）	うち卸売業（百万円）
平成24年	535	3,744	103,156	54,365	48,790
平成26年	543	3,692	112,637	63,509	49,127
平成28年	773	5,179	98,645	70,765	27,880
令和3年	519	3,997	94,614	55,134	39,480

出典：経済センサス

エ 観光

観光についてしてみると、「石和温泉・果実郷周辺」には実人数で約200万人の観光客が訪れ、市内に宿泊する割合は、60%を超えている。

【石和温泉、果実郷周辺の観光客の入り込み動向】

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	前年比
総数	人数	1,970,384	1,069,260	1,383,569	1,953,183	+41.2%
	日帰り客					
日帰り客	人数	501,871	351,210	602,840	711,409	+18.0%
	日帰り率	25.5%	32.9%	43.6%	36.4%	—
宿泊客	人数	1,468,513	718,050	780,729	1,241,774	+59.1%
	宿泊率	74.5%	67.2%	56.4%	63.6%	—

出典：山梨県観光入込客統計調査、観光庁宿泊旅行統計調査

3 道路、交通体系

(1) 道路

中日本高速道路(株)が管理する中央自動車道が市の中央部を東西に通っており、市内には一宮御坂インターチェンジ、笛吹八代スマートインターチェンジ、境川パーキングエリアが整備されている。

また、国道20号、137号、140号、411号が通っているほか、現在、新山梨環状道路(東部区間)の整備が進められている。

(2) 鉄道

東日本旅客鉄道(株)の中央本線が市の北部を東西に運行しており、市内には石和温泉駅、春日居町駅が整備されている。

また、市の南部では、リニア中央新幹線の開業に向けた事業が進められている。

(3) 高速バス

市と東京都及び甲府市方面を結ぶ広域的な公共交通として、高速バスが市内を通る2路線で運行され、JR中央本線甲府駅とJR中央本線新宿駅とを直結しており、成田空港又は羽田空港と結ぶ便も運行されている。

第3 過去の災害記録

笛吹市における過去の主な災害及び県内で発生した過去の地震被害は、資料編に掲げるとおりである。

なお、今後も文献等により過去の災害被害記録の収集を行い、必要な記録を追加する。

▶資料編参照：過去の災害記録 P資料15～18

第6節 被害想定

第1 風水害

1 水害

国土交通省及び県は、洪水予報指定河川及び水位周知河川に指定した河川について、河川が氾濫したときに浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域として指定し、公表している。

また、洪水予報河川及び水位周知河川に指定されていない中小河川についても、令和3年度の水防法の改正により、洪水浸水想定区域の指定対象河川が、住宅等の防護対象のある一・二級河川に拡大したことから、県では、調査を実施し、順次、洪水浸水想定区域を指定し、洪水浸水想定区域図を公表している。

本市では、国及び県が指定する洪水浸水想定区域（想定最大規模）や家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）において浸水害による被害が発生することが想定される。

【洪水浸水想定区域が指定されている河川】

指定河川名	公表図面	作成主体	指定・公表年月日	根拠法令
富士川水系 笛吹川、日川	<ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模 ・浸水継続時間 ・計画規模 ・氾濫流 ・河岸浸食 	国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所	平成29年 3月21日	水防法第14条 第1項
富士川水系 平等川、境川	<ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模 ・浸水継続時間 ・計画規模 ・氾濫流 ・河岸浸食 	山梨県	平成29年 7月31日	水防法第14条 第1項
富士川水系 日川	<ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模 ・浸水継続時間 ・計画規模 ・氾濫流 ・河岸浸食 	山梨県	令和元年 6月24日	水防法第14条 第1項
富士川水系 相沢川、稲荷川、芋沢川、 大石川、小川沢川、蟹沢 川、金川、唐沢川、後藤沢 川、坂下川、渋川、下田 川、清水川、神座山川、田 草川、田垂川、達沢川、戸 倉川、馬場川、百田川、間 門川、御手洗川、南川、屋 敷入川、山宮川	<ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模 ・浸水継続時間 	山梨県	令和5年 3月23日	水防法第14条 第2項

指定河川名	公表図面	作成主体	指定・公表年月日	根拠法令
富士川水系 浅川、芦川、後川、大谷沢川、鎌田川、上平川、狐川、狐川西川、玄濟川、駒沢川、金比羅川、境川、蛇山川、上手川、城山川、新堀川、第二平等川、出黒川、天川、天狗川、西川、平等川、平沢川、藤沢川、鳳山川、堀川、山沢川、夕川、四ツ沢川、竜安寺川、竜蛇川	・想定最大規模 ・浸水継続時間	山梨県	令和6年 7月29日	水防法第14条 第2項

2 土砂災害

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）の規定に基づき、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域について、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の指定を推進し、その区域等を公表している。

本市では、土砂災害特別警戒区域が 182 箇所（土石流 75 箇所、急傾斜地の崩壊 107 箇所）、土砂災害警戒区域が 239 箇所（土石流 124 箇所、急傾斜地の崩壊 110 箇所、地すべり 5 箇所）指定されており、風水害時に県が指定する土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域において、土砂災害による被害が発生することが想定される。

▶資料編参照：土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 P資料73

第2 地震災害

1 地震災害

本市は、大規模地震対策特別措置法に基づく「東海地震に係る地震防災対策強化地域」に指定されている。

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

なお、文部科学省地震調査研究推進本部は、南海トラフを震源とする地震発生確率は、30年以内に70%から80%、50年以内に90%程度若しくはそれ以上と評価している。

本市において、南海トラフ地震以外にも曾根丘陵断層帯地震など甚大な被害となる地震が発生する可能性があり、これらの地震発生時の被害は、令和5年5月に公表された山梨県地震被害想定調査報告書（以下、「県調査」という。）を基に想定する。

なお、文部科学省地震調査研究推進本部は、曾根丘陵断層帯を震源とする地震発生確率は、30年以内に1%、50年以内に2%程度と評価している。

県調査で示された各想定地震における本市の被害状況は資料編に示す。

▶資料編参照：山梨県地震被害想定調査結果（令和5年5月） P資料19～33

2 南海トラフ地震

南海トラフを震源とする巨大地震が発生したときは、市で予想される最大震度は6強であり、市全域で震度6弱程度の揺れとなることが想定される。

なお、南海トラフを震源とする巨大地震が発生したときは、太平洋沿岸地域が甚大な被害を受けるため、本市は、全国からの応援は受けづらい状況が予想される。

3 曾根丘陵断層帯地震

県調査で検討されている活断層地震のうち、本市に最も大きな揺れをもたらすことが予想されているのは「曾根丘陵断層帯」を震源とする直下型地震である。

この場合、市で予想される最大震度は7であり、他の活断層で発生する地震より多くの被害が発生することが想定される。

第3 雪害

この防災計画の対象となる雪害は、平成26年2月14日から15日にかけて山梨県内を襲った記録的豪雪と同等の積雪を想定する。

異常な降雪や積雪により、都市機能の阻害及び道路の通行止めや公共交通機関の運休等による交通の途絶、停電、通信線の断線、雪崩等による家屋等の被災、さらには集落の孤立の長期化や被害が広範囲に及ぶことが想定される。

第4 その他災害

1 火山災害

本市は、活動火山対策特別措置法に基づく、「火山災害警戒地域」には指定されていない。

また、富士山火山防災対策協議会が令和3年3月に改定した富士山ハザードマップによれば、本市は、富士山噴火に伴う噴石、火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流等の噴火現象の影響は受けないことが想定されている。

ただし、降灰は市全域に広がり、多いところでは30cm以上となる可能性があることが想定される。

本市では、降灰による健康被害が発生するおそれがあるほか、土石流などの二次災害、道路や鉄道等の交通機関、ライフラインへの影響（送電線の断線による

停電や上下水道のろ過材の目詰まり、アンテナへの火山灰付着による通信不能等)が一定期間生じることや、火口から近い避難実施市町村の避難者の受入れ等の業務が発生することが想定される。

2 突発重大事故

災害対策基本法では、風水害や地震災害等の異常な自然現象のほかにも、「大規模な火災若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害」についても「災害」として定義している。

本市では、その他の災害として、突発重大事故（航空機事故、鉄道事故、交通事故、原子力発電所事故）を計画対象とする。

また、同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（複合災害）があることも想定する。

3 大規模火災、林野火災

大規模火災は、市街地における広範囲にわたる火災や高層建築物等における火災により、多数の死傷者等が発生するおそれがある場合を想定する。

また、山林における広範囲にわたる火災により、林野の焼失、民家への延焼等が発生するおそれがある場合を想定する。

4 原子力災害

市の原子力災害対策の実施は、山梨県地域防災計画（原子力災害応急対策）を基本とし、原子力発電所等の事故により、放射性物質の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定する。

第2章 災害予防計画

第1節 地域の防災力を高める対策

第1 防災知識の普及、教育計画

担当部署	総務課、防災危機管理課、企画課、観光商工課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、消防本部
計画方針	市職員、市民、事業所等に対する防災知識の普及、啓発を図る。 この際、高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人等（以下、「要配慮者」という。）に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時のニーズに十分配慮する。 さらに、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。 また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や市民主体の取組を支援することにより、市全体としての防災意識の向上を図る。

1 市職員に対する防災教育

市は、次により職員に対して防災知識の普及、教育を図る。

(1) 講習会、研修会、見学会の開催

学識経験者、防災関係機関の防災担当者等を講師とした講習会、研修会、見学会等を実施し、防災知識の普及徹底を図る。

また、各部、各課では、適宜研修会等を開き、災害時における業務内容、連絡方法等の認識を深める。

(2) 危険箇所の現地確認

市は、県と連携し市内の水害、土砂災害による危険箇所を確認し、現況の把握と対策の検討を行う。

(3) 職員初動マニュアル等の配布

災害時に職員が迅速かつ適切な行動がとれるよう、職員等に配布している「職員初動マニュアル」等を活用し、次の内容を含んだ教育研修を行い、災害時における職員各自の任務等の習熟を図る。

① 災害に対する基礎知識

- ②職員が果たすべき役割（職員の初動体制と事務分掌等）
- ③災害の種類ごとの職員配備基準
- ④市及び防災関係機関が実施する災害対策

（４）先進事例の研究、調査

防災対策の先進事例の取組内容の研究、調査を行い、市の事業への反映について検討する。

2 市民に対する防災知識の普及

市は、市民が防災訓練等を通じて、災害発生時に的確な判断に基づいた行動がとれるよう、より具体的な手法によって、実践的な教育や防災知識の普及、教育を図る。

また、東日本旅客鉄道(株)、東日本電信電話(株)、中日本高速道路(株)、東京電力パワーグリッド(株)等の防災関係機関は、それぞれの防災対策及び利用者のとるべき措置について、防災知識の普及を図る。

（１）普及の方法

市は、概ね次の方法で防災知識の普及を図る。

なお、水害に関しては、市民に対し水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立ち退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立ち退き避難を求めるなど、その危険性を周知する。特に気候変動等の影響により今後ますます水害リスクが増加する傾向にあることに鑑み、市民が水害リスクに向き合い被害を軽減する契機となるよう努める。

また、防災（防災関係機関等）と福祉（市社会福祉協議会、地域包括支援センター、ケアマネージャー等）の連携により、要配慮者の避難行動に対する理解の促進を図るとともに、警戒レベルと避難情報を広報することなどを通じて、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

さらに、地震災害に関しては、地震発生時の出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動などについて、より具体的な手法によって、実践的な教育や防災知識の普及を図る。

- ①「広報ふえふき」の活用
- ②市ホームページの活用
- ③ハザードマップなど、防災関係資料の作成、配布
- ④出前講座、講習会等の開催、自主防災組織に対する指導
- ⑤ソーシャルネットワークサービスを利用した防災・気象情報の配信
- ⑥水害、土砂災害、防災気象情報に関する専門家の活用
- ⑦防災関連図書の図書館展示の活用
- ⑧防災ビデオ等の貸出し

⑨ 県立防災安全センターの活用

(2) 普及内容

市及び防災関係機関は、概ね次の防災知識の普及に努める。

- ① 防災に関する一般的知識
- ② 非常食料等の備蓄
- ③ 非常持出品の準備
- ④ 災害危険箇所、指定避難所の周知
- ⑤ 避難方法及び避難時の心得
- ⑥ 建築物の点検及び補強方法
- ⑦ 災害発生時の心得
- ⑧ 火災発生防止及び初期消火の心得
- ⑨ 救助及び救護の方法
- ⑩ 気象、災害発生原因等（大雨、台風、噴火等）に関する知識
- ⑪ 災害用伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識
- ⑫ 過去の災害における教訓
- ⑬ 過去の市内の中小河川、農業用水路等の浸水被害
- ⑭ 南海トラフ地震及び地震に関する基礎知識
- ⑮ 危険地域や避難生活に関する知識
- ⑯ 警戒宣言、南海トラフ地震に関連する情報の内容及び情報の正確な入手方法
- ⑰ 地震発生時の出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動
- ⑱ 防災関係機関が講じる地震防災応急対策の概要
- ⑲ 住宅の耐震診断と補強、応急手当て、家具の固定、火災予防、平時における準備
- ⑳ 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得

3 学校教育における防災教育

市は、幼児、児童、生徒の発達段階に応じて、災害に関する過去の教訓を生かした実践的な防災教育を実施するとともに、関係職員に対して災害発生時の避難、保護者等への引渡等について、防災知識の普及を図る。

(1) 教育課程内の指導

災害の種類、原因、実態、避難方法や災害への対策等、防災関係の事項をとりあげる。

(2) 防災訓練

学校行事等の一環として実施し、消火等の実践活動、各種災害に応じた避難行動等について習得させる。

(3) 課外活動における防災教育

防災関係機関、施設及び各種催しの見学を行う。

4 社会教育における防災教育

市は、市民講座等において、その学習内容に防災教育を組み入れ、これの徹底を図る。具体的な教育内容としては、防災に関する一般的知識、災害時にとるべき措置、集団行動時の心得、要配慮者へのサポート等について、防災関係機関や施設等の見学、パンフレットの配布、映画、テレビ、体験談等を教材として習得させるものとする。

5 防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育

市は、防災関係機関と協力して、危険物を有する施設や防災上重要な施設の管理者に対して災害時の防災教育を実施する。

6 県立防災安全センターによる防災知識の普及

市は、市職員だけでなく、児童・生徒等の課外活動にも県立防災安全センターを活用し、また市民に対しても当該施設の周知、利用を促進し、防災知識の普及を図る。

7 企業防災の促進

市は、県と連携して、企業の防災意識の高揚を図るため、様々な機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動へ積極的に参加するなどの普及啓発、協力要請を行う。

8 観光客等への情報発信の検討

市は、観光客に対して、本市で起こりうる災害や指定避難所及び避難経路に関する情報を発信する。

9 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査結果や映像を含めた各種資料を広く収集整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開する。

第2 防災訓練

担当部署	防災危機管理課、環境推進課、健康づくり課、消防本部
計画方針	災害発生時に迅速、的確な活動ができるよう、実践に即した訓練計画を立てて各種訓練を実施する。 また、訓練の実施に当たっては、要配慮者への支援体制が整備されるよう努めるとともに、災害時のニーズに十分配慮する。 さらに、感染症の拡大のおそれがある状況下での対応に備え、感染症対策に配慮して訓練を実施する。 なお、訓練後には事後評価を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて改善を行う。

1 総合防災訓練

市は、行政区、市民、学校、保育所、幼稚園等と連携し、災害発生を想定した総合防災訓練を次により年に1回実施する。

(1) 実施時期

「防災週間」に実施する。

(2) 実施内容

防災関係機関との協議により、市が訓練の実施要綱を定めて実施する。

なお、できるだけ多くの防災関係機関が参加する訓練とする。

(3) 実施方法

訓練の実施要綱に基づき、職員非常参集、災害対策本部設置・運営、情報伝達、被害情報の収集、避難、要支援者の避難支援、安否確認、救出・救護、初期消火、防疫、給水、応急復旧、炊き出し、避難所開設・運営等の初動対応について訓練する。

2 非常通信訓練

市は、災害時における有線通信の途絶等の事態に備え、通信設備の円滑な運用を図るため、次により非常通信訓練を実施する。

(1) 実施時期

訓練効果がある時期を選んで実施する。

(2) 実施場所

訓練参加機関との協議によりその都度定める。

(3) 実施方法

市、消防本部、消防団、行政区（自主防災組織）が連携し、防災行政無線、消防無線、消防団波無線、衛星携帯電話等の使用方法を確認し、情報伝達訓練を行う。

3 避難訓練

市は、公共施設において、施設利用者が、災害発生直後に自分の身の安全を確保しながら、被害の及ばない安全な場所まで迅速に避難することができるよう、地震時に安全確保行動をとる、火災時に避難経路から屋外に避難する、浸水時に安全な場所へ移動する等の行動について避難訓練を通して確認する。

(1) 実施時期

訓練効果がある時期を選んで実施する。

(2) 実施場所

集会場、学校、保育園、図書館、公衆浴場などの各公共施設において実施する。

(3) 実施方法

災害種別ごとに訓練シナリオを作成して、避難の際の手順や施設の安全な避難場所を覚える。

また、発災時のパニック状態を抑制し、落ち着いて避難行動がとれるよう訓練する。

なお、学校、保育園においては、児童生徒、園児の保護者への引渡し訓練を実施する。

4 消防訓練

消防本部及び消防団は、中継訓練や火災を消火する訓練を実施するほか、必要に応じて消防機関相互の合同訓練を行う。

(1) 実施時期

火災の起こりやすい季節の前に実施する。

(2) 実施場所

訓練内容に応じた訓練場所を選定する。

(3) 実施方法

消防本部及び消防団は、協議して、実施内容を検討し、訓練場所に最も適した可搬ポンプ等の中継方法や、水槽車や消火栓からの給水方法、火災の消火方法について訓練を実施する。

また、必要に応じて、消防本部と消防団の相互の連携について確認するため合同訓練を実施する。

5 水防訓練

市は、水防活動の円滑な遂行を図るため、年1回以上、消防本部及び消防団を動員し、水防訓練を行う。

(1) 実施時期

洪水が予想される時期前で、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

(2) 実施場所

洪水のおそれのある河川や危険箇所を選んで実施する。

(3) 実施方法

水害のおそれがある場合に、水防工法等を実施することによって、洪水による被害を軽減させるため、水防活動に従事する水防団の技術の向上を目的に、土嚢作り、積み土嚢、木流し、シート張り等の実地訓練や、排水機を使用した排水訓練を実施する。

6 防疫訓練

災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、避難者の免疫力の低下等の悪条件下において行われるものであり、感染症流行の未然防止に万全を期すよう「災害防疫実施要綱」に基づき、訓練を行う。

(1) 実施時期

台風シーズン前で、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

(2) 実施場所

訓練内容に応じた訓練場所を選定する。

(3) 実施方法

災害時、避難所のトイレなど感染症の発生源となり得る場所の消毒や、災害ごみの集積場で発生するねずみや害虫の駆除、重大な感染症の発生が予想される場合の消毒、感染予防活動の手順、必要な資機材及び薬剤の使用方法について習得するための訓練を実施する。

7 その他関係機関の訓練

地域防災力の向上を図るため、市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンター設置訓練や福祉避難所開設・運営訓練を定期的実施する。

また、市が実施する防災訓練について積極的に参加する。

8 訓練後の検証

訓練実施後には、訓練の検証を行う検討会を開き、訓練状況の確認、問題等の洗い出しを行い、必要により計画や活動体制の見直しを行う。

第3 自主防災組織活動支援

担当部署	防災危機管理課、市民活動支援課、各支所
計画方針	<p>市は、市民に防災知識の普及を図るとともに、初期消火、負傷者の救出救護、避難支援等災害時に活動する自主防災組織の育成強化に努める。</p> <p>自主防災組織は、行政区を主体に組織し、自主的に防災活動を行い、地域の防災力の向上を図る。</p> <p>また、市民は、積極的に地域の自主防災組織の活動に参加し、協力体制の構築に努める。</p>

1 自主防災組織の活動

自主防災組織は、行政区で地域住民が協力して、災害発生時に「自分の命は自分で守る」という自助、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の考え方の下、平時から、地区防災計画の策定、防災知識の普及、地域の災害危険箇所の把握、防災訓練の実施、防災用資機材の整備及び備蓄に努める。

なお、自主防災組織は、地域の実情に応じて編成するが、概ね次のとおりとする。

【参考：災害時における自主防災組織の体制】

会長	総務班	各班との連絡調整、他機関との連絡調整、被害や避難状況の把握
	連絡班	正しい情報の収集、伝達 ボランティアに対する被災地のニーズの把握
	消火班	出火状況に応じた迅速な初期消火活動
	救出・救護班	資機材を活用し、被災者の救出
	避難誘導班	危険箇所を避けて、避難場所への迅速、安全な避難誘導
	給食・給水班	非常用食糧、飲料水の確保、炊き出し
	避難所運営班	避難所の運営

2 市の活動支援

市は、概ね次のとおり自主防災組織の活動支援を行う。

- ①自主防災組織の育成強化を図り、消防団との連携などを通じて、地域の防災力の充実に努める。
- ②防災士の資格を取得するための「甲斐の国」防災リーダー養成講座への参加を

支援することにより、地域における防災啓発活動や市民主体の防災対策を積極的に推進できる人材を養成するとともに、地域住民が地域の防災訓練など防災活動に参加するように促す。

- ③衛生や育児・介護のニーズ、プライバシーの問題等にきめ細かに対応する。
- ④平時から、各行政区から選出されている避難所運営委員、行政区役員等で避難所の運営に必要な設備等を事前に検討し、規則や生活ルールを話し合い、災害時には避難所運営において、指導力が発揮できるように備える。
- ⑤自主防災組織が組織されていない行政区に対し、組織化の推進を図る。
- ⑥防災資機材等の配備について支援し、自主防災組織の育成強化に努める。
- ⑦それぞれの行政区の実情に応じて、自主的な防災活動に関して規定する「地区防災計画」の作成が進められるように、支援及び助言する。
- ⑧災害時に家族がとるべき行動について「いつ」「何をするのか」を時系列で整理する「マイ・タイムライン」の作成に関するパンフレットを配布するなど、市民の適切な避難行動に関して普及啓発に努める。

3 民間事業所の果たす役割

民間事業所は、自衛消防隊等の防災組織を組織し、事業所内における安全確保対策や緊急出動体制の構築等のほか、日頃から地域の一員として自主防災組織と連携を図り、合同の防災訓練を実施するなど当該地域の防災力の強化に努める。

民間事業所における地域の防災活動は、概ね次のとおりとする。

- ①防災訓練の実施
- ②火災その他災害予防対策
- ③従業員等の防災教育
- ④情報の収集、伝達体制の確立
- ⑤施設及び設備の耐震性の確保
- ⑥避難対策の確立
- ⑦飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- ⑧市の防災活動への協力

第4 災害ボランティアの育成強化

担当部署	市民活動支援課
計画方針	県、山梨県社会福祉協議会（以下、「県社会福祉協議会」という。）、笛吹市社会福祉協議会（以下、「市社会福祉協議会」という。）、ボランティアグループ等と連携して、災害ボランティアに関する啓発や必要な環境整備に努める。

1 災害ボランティアの登録

市社会福祉協議会は、災害ボランティアの事前登録を推進し、市と災害ボランティアの登録情報を共有する。

2 災害ボランティアの育成

市は、市社会福祉協議会と連携して、地域のボランティア団体に対して、地域の防災に関する知識の普及、啓発を図り、災害支援の意識を高める。

また、市社会福祉協議会は、ボランティア団体の中核となるリーダーや災害時のボランティアの需給調整、活動調整及び関係機関との連絡調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

3 災害ボランティアセンターの設置準備

笛吹市災害ボランティアセンターは、市災害対策本部と市社会福祉協議会が協議して設置することとし、市社会福祉協議会が事務局となり、運営する。

なお、災害ボランティアセンターは、被災地域内外からボランティアを受け入れ、被災者のニーズとボランティアを結び付けることを目的として設置する。

市社会福祉協議会は、ボランティア団体等とのネットワークの構築や円滑な災害ボランティアセンターの運営が行われるように備える。

4 災害ボランティアの活動内容

災害時に災害ボランティアが行う活動内容は、次のとおり例示する。

- ①災害・安否情報等の収集、伝達
- ②要配慮者への支援及びその介助
- ③清掃（家の片づけ、ごみの運搬等）
- ④避難所運営支援（管理、運営、炊き出し等）
- ⑤救援物資の仕分け及び配布
- ⑥応急救護活動
- ⑦保健医療活動

- ⑧外国人への通訳
- ⑨物資等の輸送
- ⑩水害時の泥だし
- ⑪暮らしの支援（買い物、家事、家庭動物の世話、話し相手、託児代行）
- ⑫暮らしの再建のための専門家の相談会
- ⑬復興期における地域おこしのお手伝い

第5 要配慮者対策の推進

担当部署	防災危機管理課、市民活動支援課、福祉総務課、障害福祉課、生活援護課、介護保険課、長寿支援課、健康づくり課、子育て支援課、保育課、観光商工課、学校教育課
計画方針	要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者（以下、「要支援者」という。）の名簿の作成や個別避難計画の作成を県と連携して推進するほか、高齢者、障がい者等の要配慮者対策、観光客及び在住外国人対策、社会福祉施設における災害対策、乳幼児、児童・生徒等保護対策等を推進する。

1 避難行動要支援者名簿の作成等

市は、高齢者、障がい者等の状況を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、市民や自主防災組織と協力しながら支援体制を整備するなど、要支援者の安全確保に努める。

また、国が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改定版）に示される、「地域防災計画において定める必須事項」は、概ね以下のとおり。

（1）避難行動要支援者名簿等の作成

市は、災害対策基本法第49条の10に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。

（2）避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

災害対策基本法第49条の10第1項に定める避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、次のとおりとする。

ア 要介護1～5の認定者

イ 身体障害者手帳1、2級を有する者で、以下の障害に該当する者

- ①視覚
- ②聴覚
- ③平衡
- ④音声、言語、咀嚼
- ⑤肢体

ウ 身体障害者手帳1級を有する者で、以下の障害に該当する者

- ①腎臓（透析患者）

エ 療育手帳を有する者で、以下の区分に該当する者

- ①療育手帳A-1

②療育手帳 A-2a

③療育手帳 A-2b

④療育手帳 A-3

オ 精神障害者保健福祉手帳 1、2 級を有する者で単身世帯の者

カ ア～オ以外で行政区が支援の必要を認めた者

キ ア～オ以外で市長が支援の必要を認めた者

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市は、要支援者に該当する者について、福祉部局で把握している高齢者や障がい者等の情報を集約するとともに、避難行動要支援者名簿への掲載が求められる者は、避難支援等関係者と協議し、その情報を入手する。

また、必要に応じて、県等に情報の提供を求める。

避難行動要支援者名簿に、次の情報を記載する。

①氏名

②生年月日

③性別

④住所又は居所

⑤電話番号及び緊急連絡先

⑥避難支援等を必要とする事由

⑦その他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認めた事項

(4) 名簿登載情報の更新

避難行動要支援者名簿の更新は、新たに市に転入してきた要支援者に該当する者や新たに避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲に該当となった者を追加するとともに、要支援者の転居や死亡等による住民登録の変更や、社会福祉施設への長期間の入所等が確認された者を削除する等、登載情報を随時更新する。

(5) 避難支援等関係者となる者

災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項に定める、災害時の発生に備え、避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者は、次に掲げる者とする。

①消防本部

②警察

③民生委員・児童委員

④市社会福祉協議会

⑤行政区役員（自主防災組織）

⑥その他市長が認める者

なお、名簿の提供に当たっては、本人の同意を得ることとし、得られないとき

には、提供を行わないこととする。

ただし、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときにおいて、要支援者の生命や身体を保護するために特に必要があるときは、本人の同意の有無に関わらず、避難支援等関係者に名簿を提供する。

(6) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び講ずる措置

市は、名簿情報の管理において、要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次の措置を講ずる。

- ①避難行動要支援者名簿の提供は、避難支援等関係者に対し、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ②避難行動要支援者名簿は必要以上に複製せず、施錠可能な場所に保管するなど、避難支援等関係者に対し、情報セキュリティに関する指導を十分に行う。
- ③避難行動要支援者名簿を提供する際には、原則として、担当する地域の避難支援等関係者に限り提供することとし、別の地域の名簿は提供しない。
- ④避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定する。
- ⑤更新した避難行動要支援者名簿を提供するときは、古い避難行動要支援者名簿を返却する。

(7) 要支援者が円滑に避難するための情報伝達に関する配慮

市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、次のとおり配慮する。

- ①高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、必要な情報を一人ひとりに的確に伝達する。
- ②日常的に使用している機器等への災害情報の伝達を活用するなど、要支援者に合わせた多様な情報伝達手段を活用する。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

市は、名簿を提供した者に対し、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義等を説明するとともに、避難支援等関係者等の安全確保にも理解を得られるよう、平時から、説明を行う。

2 高齢者、障がい者等の要配慮者対策

市は、国（内閣府等）が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する

取組指針」(令和3年5月改定版)等に基づき、特に次の点に重点を置いた要配慮者対策に取り組む。

(1) 要配慮者の生活支援等を行う人材の育成

- ①出前講座等市民参加型の防災学習会を開催し、市民の意識啓発と併せ、防災リーダー等の人材育成を推進する。
- ②市社会福祉協議会と連携し、地域ぐるみの要配慮者支援体制を構築し、定期的な検討会、研修会、啓発活動等を行う。
- ③地区防災計画策定時の防災マップづくりを通じて、災害危険箇所等のほか要配慮者を把握し、また避難支援等関係者が高齢者や障がい者等を避難誘導する防災訓練を繰り返し実施する。

(2) 要支援者の把握と個別避難計画の作成

- ①関係機関共有方式、同意方式、手上げ方式により保健福祉部が主導して要支援者を把握する。
- ②個々の要支援者に複数の避難支援等関係者を配置し、地域の実情に合わせた個別避難計画を作成する。なお、関係部局の連携の下、福祉専門職、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等関係者と連携して、優先度の高い要支援者から、個別避難計画を作成するよう努める。
- ③個別避難計画は、要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じたときにおいても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。
- ④直接本人に伝える情報伝達体制を構築する。
- ⑤市長の判断で出す「高齢者等避難」発令時に、健常者に先がけて要支援者を安全な場所に早期に避難誘導する仕組みづくりを推進する。
- ⑥個別避難計画が作成されている要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定めるときは、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。
- ⑦要支援者本人の同意があるときには、避難支援等関係者に対し、あらかじめ個別避難計画を提供する。
- ⑧個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、要支援者に対する情報伝達体制の構築、避難支援や安否確認体制の整備、避難訓練の実施等に努める。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

- ⑨個別避難計画が作成されていない要支援者についても、避難支援等が円滑に実施されるよう、平時から、避難支援等関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議や調整、その他の避難支援体制の整備などを推進する。
- ⑩被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成にデジタル技術の活用に努める。
- ⑪障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。
- ⑫障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急通報の仕組みの整備を推進し、その他の必要な施策を講ずる。

(3) 支援が必要な要支援者のための福祉避難所の確保

- ①指定福祉避難所を指定するときは、施設名称、所在地を公示し、さらに、受け入れる被災者を特定するときは、その旨を公示する。
- ②要支援者が相談又は助言その他必要な支援を受ける体制を整備する。
- ③民間の社会福祉施設等との協定締結、連携体制の強化を図る。
- ④大規模災害に対応できるよう、県内の他市町村や、県を通じて他都道府県に所在する社会福祉施設等との協定締結に努めるなど、広域的な連携体制の強化を図る。
- ⑤ニーズに応じた必要数の充足に努める。
- ⑥状況によって、指定避難所の一室又は一画を要支援者用の福祉避難スペースとして開設できるよう、避難所開設・運営マニュアルを作成しておく。
- ⑦被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借上げるなど、多様な避難所を確保する。
- ⑧福祉避難所で受け入れるべき要支援者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要支援者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

▶資料編参照：福祉避難所一覧 P資料41

(4) 緊急通報システム（ふれあいペンダント）の活用

市は、65歳以上の虚弱な一人暮らしの高齢者及び65歳以上の高齢者夫婦世帯でいずれかが虚弱な者である世帯等に対して、急病や災害の緊急時に迅速かつ適切に対応するため、緊急通報システム（ふれあいペンダント）を設置している。

災害時に的確かつ迅速な救助活動等が行えるよう、引き続き市民に対して当該システムの周知を図り、普及させるとともに、支援者の確保のほか、災害時に地域住民等の協力を得られるよう、日頃から連携に努める。

(5) 防災知識の普及啓発と地域援助体制の確立

市は、在宅高齢者、障がい者等に地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけるとともに、県が作成した「障害者と高齢者のための災害時支援マニュアル」等を活用し、災害に対する基礎的知識等の普及啓発に努める。

なお、啓発資料の作成に当たっては、点字資料の作成など障がい者への啓発に十分配慮する。

また、訓練等を通じて地域の自主防災組織が援助すべき世帯等をあらかじめ明確にしておくとともに、移動等が困難な障がい者等は、防災情報の伝達、介助体制の確立に努め、地域住民に対し、避難所における要支援者支援への理解の促進を図る。

(6) 指定避難所における対応

市は、指定避難所を中心に被災者の健康維持に必要な措置を行う。

特に、高齢者、障がい者等の要支援者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて、福祉避難所への移送や社会福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパー、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

また、指定避難所において、次の点に留意して要支援者専用スペースの確保を図る。

- ①静かでケアのしやすい場所
- ②トイレ、出口等に近い場所
- ③1階等階段を使用する必要のない場所

(7) 被災者への情報伝達体制の構築

市は、被災者のニーズを十分把握し、被害及び二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや公共交通の復旧状況と公共施設の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、各防災関係機関が講じている災害対策に関する情報、通行規制など、被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供できるよう、日頃から情報伝達体制の構築等に努める。

また、特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

(8) 応急仮設住宅設置時における対応

市は、高齢者、障がい者に配慮した応急仮設住宅の設置、確保に努める。

3 観光客及び在住外国人対策

市は、土地勘のない観光客や、災害に対して知識が乏しく、かつ、日本語の理解も十分でない外国人に対しては、平時から防災パンフレットの配布等基礎的防災情報の提供等、防災知識の普及を図るとともに、災害時は分かりやすい広報を行う。

また、石和温泉駅、観光施設、宿泊施設、旅館組合、観光協会等と災害情報の伝達や被災情報の収集及び災害時の協力体制の確立を図る。

さらに、被災外国人に適切に対応できるよう、通訳ボランティアの確保を図るとともに、対応マニュアル等の整備を図る。

4 乳幼児、児童・生徒等保護対策

学校等（保育所、幼稚園等を含む。）の管理者は、災害の発生に備え、平時から通学路等の安全性の確認を行うとともに、対策本部の設置基準、災害対策に関する実施責任者、教職員等の任務分担等の応急活動体制をあらかじめ明確にする。

また、管理者は、幼児、児童・生徒に対して防災教育の実施に努めるものとする。

（1）応急活動体制

ア 災害発生時の行動マニュアル

災害の種類ごとに時間経過又は警戒レベルに応じた教職員及び幼児、児童・生徒のとるべき行動をマニュアル化し、教職員及び幼児、児童・生徒の生命や身体の安全を確保する。

イ 学校の災害対策組織

多様な災害に適切に対処できるよう、防災体制及び組織の整備に努める。

また、勤務時間外の災害発生を想定し、初動体制が円滑に機能できるよう、あらかじめ災害対策応急要員を指名する。

さらに、電話回線の途絶等を想定し、保護者、教育委員会、防災関係機関等との多様な連絡方法の整備に努める。

ウ 幼児、児童・生徒の安全対策

在校時、通学時など発生時間ごとの避難方法の教育や教職員の行動や対策をあらかじめ明らかにし、防災訓練や職員の研修等を通じて安全対策の周知徹底を図る。

エ 教育活動の再開に向けて

学校施設の被災状況を速やかに把握するとともに、幼児、児童・生徒及び教職員の安否確認を行い、早期に教育活動が再開できるよう努める。

オ 避難所としての学校の対応のあり方

学校を避難所として開設するときは、教職員が重要な役割を担うとともに、その運営についても支援する必要があることから、市及び市教育委員会、避難

所運営委員会と連携して、避難所開設・運営マニュアルを整備するなど、避難所運営の組織が円滑に機能するよう体制づくりに努める。

(2) 防災教育

ア 幼児、児童・生徒に対する防災教育の基本的な考え方

防災教育の一環として、状況に応じた的確な判断と行動ができるよう、発生時間や災害の種類、規模等多様な想定に基づく防災・避難訓練を実施する。

イ 防災に関する教職員の研修のあり方

災害及び防災に関する知識の習得及び機能の向上を図るため、防災に関する研修を校内研修として位置づける。

ウ 防災教育における指導内容の概要

- ①各教科等に関連する防災教育
- ②ボランティア活動の進め方
- ③応急救護、看護の実践的学習
- ④防災訓練のあり方
- ⑤家庭や地域との連携

5 社会福祉施設における災害対策の促進

市は、災害時に社会福祉施設において、施設利用者の特性に合わせて円滑に対応ができるよう、社会福祉施設管理者が次の対策を講ずることを促進する。

- ①施設の耐震化
- ②消防用設備等の維持管理
- ③備蓄品の整備
- ④防災体制や連絡体制の整備
- ⑤施設利用者の特性に応じた災害の備え
- ⑥施設利用者の個別情報の整理
- ⑦避難確保計画の作成
- ⑧避難訓練及び消火訓練と防災教育の実施
- ⑨事業継続計画の作成
- ⑩地域とのネットワークづくり

第2節 行政の防災力を高める対策

第1 防災体制の充実

担当部署	防災危機管理課
計画方針	災害が発生又は発生するおそれがあるときに、災害対策に関する活動を円滑に実施するため、市の防災組織をあらかじめ整備し、平時から、国、県及び防災関係機関と連携を図る。

1 市の防災体制の充実

市は、次のとおり防災組織を整備するとともに、絶えずその改善に努め、職員の参集体制の整備や防災関係機関との連携強化等を推進する。

(1) 笛吹市防災会議の設置

笛吹市防災会議は、災害対策基本法第16条に基づき設置する。

防災会議の所掌事務、組織等は、笛吹市防災会議条例に基づく。

- ▶資料編参照：笛吹市防災会議条例 P資料34
- ▶資料編参照：笛吹市防災会議委員名簿 P資料34

(2) 市の防災体制

市は、市職員配備基準に基づき、災害が大規模に及ぶおそれがある場合、災害発生を警戒するとともに、速やかに災害対策本部に移行できるよう準備をするため、災害警戒本部を設置し、情報収集、警戒巡視、広報活動、関係機関への連絡等を行う。

また、災害が発生又は発生するおそれがある場合、災害対策を迅速かつ強力に進めるため、災害対策本部を設置し、災害対策に関する情報を一元的に集約し、迅速な意思決定を行い、災害対策の実施を総括する。

また、夜間や休日等の勤務時間外に災害が発生したときの職員非常参集の際には、防災アプリで全職員に周知徹底を図る。

市は、発災後速やかに配備につき、職務に従事できるよう次の対策を行う。

- ①災害対策本部職員の動員を適切に行い、情報の収集、伝達や災害対応に関する職員初動マニュアルを作成する。
- ②勤務時間内外を問わず、常に職員の迅速な警戒態勢が確保できるよう24時間体制で対応する。

(3) 災害対策本部の機能強化

災害対策本部の体制は、平常業務における部、課の体制とは違い、災害時の応急業務の分掌表に沿って組織し、災害応急業務に柔軟に対応できる体制とする。

災害対策本部は、災害対策に関する業務全般を統括して、被害情報等を収集、分析、整理、共有して、その対策の意思決定等を行う。

参集した職員が円滑に災害対策本部を設置できるよう、設置レイアウトや、情報通信機器の設置方法等のマニュアルを整備し、併せて、職員の動員配備、参集方法、本部の設置方法、防災行政無線ほか各種機器の操作方法等について習熟できるように研修を行い、その機能強化を図る。

(4) 避難体制

平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

第2 防災拠点の整備

担当部署	防災危機管理課
計画方針	大規模災害発生時に迅速かつ的確な災害対策が実施できるよう、消火、救急・救助、医療救護、避難等の面から重要な役割を担う防災拠点を計画的に整備していく。

1 防災拠点の指定

市は、大規模災害時に次の災害対策の拠点となる施設を本計画に定め、必要な整備を推進する。

- ①災害対策活動拠点
- ②各支所
- ③本部代替施設
- ④応援受入拠点
- ⑤消防活動拠点
- ⑥医療救護活動拠点
- ⑦避難拠点
- ⑧福祉避難拠点
- ⑨物資備蓄拠点
- ⑩物資集積拠点
- ⑪物資輸送拠点

- ▶資料編参照：防災活動拠点一覧 P資料35
- ▶資料編参照：市指定避難所及び指定緊急避難場所一覧 P資料36～40
 - ▶資料編参照：福祉避難所一覧 P資料41
 - ▶資料編参照：食料等備蓄状況 P資料42～44
- ▶資料編参照：水防倉庫設置場所及び資材器材の備蓄状況 P資料45～53
 - ▶資料編参照：飛行場外離着陸場等一覧 P資料54～55
 - ▶資料編参照：自衛隊集結地一覧 P資料56
 - ▶資料編参照：ヘリコプター主要発着場一覧 P資料56

2 活動拠点の整備

(1) 施設等の整備推進

市は、大規模災害に備えて、防災拠点が機能を果たすことができるよう必要な設備を整備する。

また、耐震化されていない施設に対しては、計画的に耐震診断を実施し、その調査結果を基に補強工事等を行い、耐震化及び不燃化を図る。

避難拠点については、施設の出入り口等の段差解消を図るとともに、防災備蓄倉庫、マンホールトイレ、耐震性貯水槽、障がい者用トイレ、手すり、ガス設備等の整備を図る。

(2) 通信手段の配備

市は、災害時に災害対策活動拠点と各支所、避難拠点、物資集積拠点等とが迅速な連絡が図られるよう、防災行政無線移動系等の通信手段の配備や災害時優先電話の登録、特設公衆電話等の整備を行う。

(3) 備蓄の推進

市は、指定避難所に指定されている学校等の防災拠点となる公共施設に、避難所開設時に必要となる備品や消耗品を備蓄する。

また、市庁舎、支所に災害対策に当たる職員の食料、生活必需品等の備蓄を推進するとともに、職員自ら職場に非常用食料の備蓄を推奨する。

第3 情報通信システムの整備

担当部署	防災危機管理課、情報システム課、消防本部
計画方針	災害が発生又は発生するおそれがあるとき、災害対策を実施する上で必要な情報の収集伝達を円滑に行うため、防災行政無線等の通信機器を整備し、その操作方法等の習熟を図る。また、防災行政無線での放送内容を複数の媒体に一斉発信するための連携や、避難情報の発令判断支援システム、防災アプリの導入を図り、市民に情報が迅速、確実に伝わるよう努める。加えて、統合型GISの電子地図を活用して、被害情報等を収集、伝達、共有する情報通信システムを整備する。

1 市防災行政無線システムの整備

市は、市民に屋外拡声放送で情報を伝達する防災行政無線の同報系や、携帯型や公用車に搭載する車載型の無線機で市職員が相互に情報を伝達する移動系、防災行政無線同報系の難聴地域の世帯に設置し、宅内で防災無線放送を受信する戸別受信機などの通信設備の機能を維持するため、定期的に保守点検を実施するとともに、通信機能の確認及び操作の習熟を図るため、操作研修を実施して、非常災害発生に備える。

また、市防災行政無線システムは、災害発生時にも安定的に使用ができるよう非常用電源設備の保守及び発電用燃料の確保を行う。

さらに、防災アプリ等を導入し、防災行政無線と連携させるなど、発災時に市民に情報が迅速、確実に伝わるよう多様な情報伝達手段の整備を進める。

▶資料編参照：防災行政無線設置状況 P資料56

2 県防災行政無線システムの操作の習熟

市は、県が整備する県防災行政無線システムについて、県庁や県の出先機関等からの情報収集、被害状況等の報告が速やかに行えるよう、通信訓練の実施等を通して操作の習熟を図る。

3 消防本部無線

消防本部、消防署、各出張所、笛吹市役所本館及び芦川支所に固定局を、消防署の車両に移動局を、笛吹市役所市民窓口館、各支所に受令機を配備し、災害現場との通信の確保を図る。

4 消防団波無線

市は、災害現場の最前線において、消防団を指揮するとともに、団員相互の情報伝達が確実にできるよう、消防団波無線を整備する。

5 災害時優先電話の周知及び活用

災害発生時には電話がつながりにくくなるため、市は、あらかじめNTTに登録している災害時優先電話について、災害時に有効に活用できるよう、職員に周知を図る。

- ①登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ②災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

6 情報通信システムの点検及び操作の習熟

市は、定期的に各情報通信システムの保守点検を行い、災害発生時でも安定した通信が確保できるよう努める。

また、情報通信システムの日常点検や通信機器の操作の習熟等のため、平時から積極的に活用する。

7 その他通信設備の整備

市は、災害対策を実施する上で必要な情報の収集伝達を円滑に行うため、衛星携帯電話を配備し、災害による情報通信の途絶に備える。

また、防災行政無線での放送内容を複数の媒体に一斉発信するためのシステムの連携や、避難情報の発令判断を支援するシステム、スマートフォンのアプリを介して防災情報を市民に伝えるための防災アプリの導入を図り、市民に情報が迅速、確実に伝わるよう努める。

さらに、統合型GISを活用して、職員のスマートフォンから送信した被害現場の写真や文字による報告内容と市民から寄せられた被害情報を電子地図上に表示するなど、現場職員と庁内にいる職員が情報を共有できる仕組みを整備する。

第4 防災施設及び防災資機材の整備並びに拡充

担当部署	防災危機管理課、土木課
計画方針	災害時に円滑な災害活動ができるよう、防災施設、防災資機材の整備並びに拡充を推進する。

1 防災施設の整備

市は、次のような防災施設の整備を行い、災害時にそれぞれの施設等が有効に活用され、機能するよう適切に維持管理を行う。

(1) 市役所本庁、各支所

発災時に、災害対策本部の機能を有する市役所本庁と、現地対策本部の機能を有する各支所においては、自家発電設備による電源の確保や、発電用の燃料の備蓄を行う。

また、市は、市役所本庁及び各支所の通信施設の整備、充実に努めるとともに、防災対策用資機材等の備蓄に努める。

(2) 拠点備蓄倉庫、指定避難所等備蓄倉庫

県が、令和5年5月に示した「山梨県地震被害想定調査結果」の被害想定に基づき、本市において、発災時に必要となる備蓄物資を計画的に備蓄する。

避難の期間により、中・長期の避難に必要となる大型の防災資機材や備蓄物資は、拠点備蓄倉庫に保管し、指定避難所の開設時から必要となる備蓄物資は、指定避難所等防災備蓄倉庫に保管する。

発災時に必要となる防災資機材や備蓄物資の品目や必要数を随時見直し、拡充を図り、迅速に防災資機材や備蓄物資を市民に提供できるよう努める。

また、定期的に倉庫内の物資を点検し、賞味期限に合わせた入替えや、不足があった場合の補充を行う。

▶資料編参照：山梨県地震被害想定調査結果に示される本市の備蓄物資の需要量 P資料57

▶資料編参照：食料等備蓄状況 P資料42～44

(3) 水防倉庫

市は、水防資機材を保管する水防倉庫を整備する。

また、水防資機材を計画的に整備、拡充するとともに、定期的に水防倉庫の資機材を点検し、不足があったときは補充する。

▶資料編参照：水防倉庫設置場所及び資材器材の備蓄状況 P資料45～53

(4) 指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び整備

市は、災害が発生又は発生するおそれがあるときに一時的に市民の安全を確保する場所を指定緊急避難場所として指定する。

また、災害により被災するおそれがある場合の一時的な避難や自宅が被災して戻ることができなくなった市民が、生活の目途が立つまでの間、避難生活を送る場所として指定避難所を指定する。

ア 指定緊急避難場所の指定及び整備

災害の危険が切迫したときに市民の安全を確保するため、災害種別ごとに、災害対策基本法施行令で定める基準に適合する災害の危険が及ばない場所又は施設を管理者の同意を得た上で緊急避難場所に指定し、市民に対して周知徹底を図るとともに、県知事に報告する。

イ 指定避難所の指定及び整備

災害対策基本法施行令第20条の6で定められる基準に適合する施設について、管理者の同意を得て、指定避難所として指定する。

指定避難所を指定したときは、その旨を県知事に通知するとともに告示し、ハザードマップ、市ホームページ、市の広報紙等により、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等を市民に周知する。

なお、指定避難所は、施設管理者と十分調整を図り、次の施設や設備の整備に努める。

- ①災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、市ホームページや防災アプリ等の多様な手段の整備に努める。
- ②指定避難所に利用する建物は、天井材や照明器具など高所に設置されたものの落下防止、ガラスの飛散防止等、非構造部材の耐震化を図り、避難者の安全に配慮された施設とする。
- ③飲料水兼用耐震性貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、非常用電源、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器のほか、空調、多目的トイレなど、要配慮者にも配慮した設備や施設の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。
- ④指定避難所の電源確保に努め、非常用電源の整備に当たっては、再生可能エネルギーの活用についても検討する。
- ⑤あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努め、必要に応じて、換気、照明等の施設の整備に努める。
- ⑥避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置に努める。
- ⑦指定避難所に指定する施設は、熱中症対策実行計画（令和5年5月30日閣議決定）に基づき、エアコンの設置に努める。

▶資料編参照：緊急避難場所及び避難所の選定基準 P資料35

2 防災資機材の保管、点検

市は、防災資機材等を適切に保管するため、保管機関の長を点検責任者と定める。

点検責任者は、定期的に点検を実施し、防災危機管理課長に報告する。

(1) 点検整備を要する主な防災資機材と保管機関

資機材	保管機関
水防用資機材	土木課
救護用資機材及び医薬品	健康づくり課
消防用資機材及び救助用資機材	消防本部、防災危機管理課、消防団
防疫用資機材	健康づくり課、環境推進課
給水用資機材	水道課
湛水（たんすい）防除用資機材	土木課

(2) 点検内容

ア 資材

- ①規格ごとに数量の確認
- ②不良品の取替え
- ③医薬品等の使用期限の確認
- ④その他必要な事項

イ 機材

- ①不良箇所の有無及び故障箇所の修繕
- ②不良部品の取替え
- ③機能試験の実施
- ④その他必要な事項

第5 広域応援体制の整備

担当部署	防災危機管理課、政策課
計画方針	大規模災害発生時に、迅速な応援要請により適切な災害対応が実施できるよう、応援体制を整備する。

1 応援協定締結の推進

市は、県内外の市町村と応急活動及び復旧活動に関する相互応援協定の締結に努める。

また、防災関係機関、民間事業所等と締結している応援協定の内容充実、具体化に努める。

- ▶資料編参照：相互応援協定等締結状況 P資料58
- ▶資料編参照：協定等締結概要（県・市町村との協定） P資料59～61
- ▶資料編参照：協定等締結概要（民間事業所等との協定） P資料62～65
- ▶資料編参照：協定等締結概要（指定地方行政機関等との協定） P資料65

2 応援体制の整備

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に国、県、他市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画を作成し、応援先の指定、連絡調整体制、応援機関の活動拠点等の確保に努める。

第3節 災害別の予防対策

第1 風水害等予防

担当部署	防災危機管理課、農林土木課、土木課、各支所
計画方針	水害や土砂災害等の被害を軽減するために、あらかじめ河川や水路、ため池を整備するとともに、県に対策事業を要請するなどの防災対策を講じる。 また、県と連携して、災害リスクがある地域の実態を把握し、市民に周知するとともに、災害発生時における避難体制を整備する。

1 水害予防対策

市は、河川や水路の安全性を高めるため、国、県の行う河川整備事業等に協力するほか、所管する河川や水路について、重要度に応じた点検、修繕や改良工事を実施するとともに、浚渫（しゅんせつ）、堰管理、内水排除等の実施により、洪水の予防に努める。

(1) 河川改修

市は、洪水などの災害を防止するため、所管する中小河川や水路の改修整備を進めるとともに、一級河川等の改修事業の推進について施設管理者（国、県）に要請する。

(2) 避難体制の整備

国や県が河川の洪水浸水想定区域を指定し、市内の地域が含まれる場合、市は、水防法に基づき、行政区ごとに、水位情報や洪水予報の伝達方法、避難所、避難体制を確立するとともに、行政区による地区防災計画の策定を支援する。

また、洪水浸水想定区域内に要配慮者利用施設がある場合は、当該施設の利用者の洪水時の円滑な避難の確保が図られるよう、施設管理者が実施する避難確保計画の作成、避難訓練の実施等を支援するとともに、実施状況の把握に努める。

▶資料編参照：重要水防区域一覧 P資料66

▶資料編参照：洪水浸水想定区域に指定されている行政区への情報伝達方法 P資料67

▶資料編参照：洪水浸水想定区域に係る要配慮者利用施設一覧 P資料68～72

▶資料編参照：市指定避難所及び指定緊急避難場所一覧 P資料36～40

(3) ハザードマップ等の公表

国や県が河川の洪水浸水想定区域を指定し、市内の地域が含まれる場合、市は、ハザードマップを作成の上、配布及び市ホームページで公開し、市民に危険箇所、指定避難所、代替避難所及び臨時避難所を周知する。

なお、ハザードマップには、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断すること、安全な場所にいる人まで避難する必要がないこと、避難先として安全な親戚や知人宅等も選択肢としてあること、避難指示の発令で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の情報の掲載に努める。

(4) ダムによる洪水調整

県（広瀬・琴川ダム管理事務所）が、笛吹川上流の広瀬ダムにおいて、洪水調節のため、貯留水を放流する際に、市は、市民の安全を確保するため、防災行政無線により、市民に放流情報を伝達する。また、県（広瀬・琴川ダム管理事務所）と緊密な連絡体制の整備に努める。

(5) 農業用ため池の防災・減災対策

市は、ため池等の亀裂及び漏水について常に点検するとともに、大雨のおそれのあるときには、事前に放水して貯水量を調整する。

また、防災重点農業用ため池を中心として、耐震や豪雨等に対して、必要な機能を有していないため池や老朽化した施設は、県等と連携し、地域の合意形成を図りつつ、撤去又は計画的な耐震化と豪雨時の洪水対策に取り組む。

さらに、ため池が決壊したときの浸水想定地域等を示した「ハザードマップ」や「緊急連絡網」の随時更新を図り緊急時の迅速な避難行動につなげるとともに、ため池管理者には、豪雨後や災害時の点検等を行う体制の構築、管理体制の強化について指導する。

▶資料編参照：防災重点農業用ため池一覧 P資料73

(6) 流域治水

市は、県が推進する流域全体でのハード、ソフト一体となった総合的な防災減災対策である流域治水に関する事業に協力する。

(7) タイムライン（防災行動計画）の作成

市は、台風が発生したときは、風水害の発生に備え、気象情報を基に、水門や排水機場の浸水防止施設の点検、危険箇所の確認、避難指示等のタイミングなど事前に実施すべき対応を整理したタイムライン（防災行動計画）を作成し、避難情報の発令時期を検討する。

(8) 下水道施設の風水害等予防対策

市は、下水道施設に関して、次の風水害等予防対策の実施に努める。

- ①下水道施設の安全性及び代替性の確保
- ②重要なデータのバックアップ
- ③情報の収集・連絡体制の整備
- ④通信手段及び非常電源の確保
- ⑤防災資機材の整備
- ⑥職員の体制
- ⑦下水道関係機関相互の応援受援体制
- ⑧下水道防災拠点の確保
- ⑨応急復旧活動
- ⑩被災地のし尿の受入れの連携
- ⑪業務継続性の確保

2 土砂災害予防対策

市は、土石流、急傾斜地の崩壊又は地すべりが発生するおそれがある区域を明らかにし、一定の開発行為を制限するなどの対策を推進する。

(1) 避難体制の整備

県が土砂災害警戒区域を指定し、市内の地域が含まれる場合、市は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達方法、予警報の伝達方法、避難方法、避難体制を確立するとともに、行政区による地区防災計画の策定を支援する。

また、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合は、当該施設の利用者の円滑な避難の確保が図られるよう、施設管理者が実施する避難確保計画の作成、避難訓練の実施等を支援するとともに、実施状況の把握に努める。

- ▶資料編参照：土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 P資料73
- ▶資料編参照：土砂災害警戒区域に係る要配慮者利用施設一覧 P資料73

(2) ハザードマップ等の公表

県が土砂災害警戒区域を指定し、市内の地域が含まれる場合、市は、ハザードマップ等を作成の上、配布及び市ホームページで公開し、市民に危険箇所、指定避難所、代替避難所及び臨時避難所を周知する。

(3) 土砂災害警戒情報の活用

市は、土砂災害に対する市民の避難対策として、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、山梨県土砂災害警戒システム、県の土砂災害警戒情報等を活用し

て、危険レベルが高まっている行政区に対して避難情報を発令する。

(4) 砂防事業による災害予防対策

市は、台風、集中豪雨、地震等に伴い発生する土砂災害等から市民の生命、身体及び財産を守るため、県が行う砂防事業（土石流対策、急傾斜地崩壊防止対策、地すべり防止対策）の推進に協力するとともに、必要に応じて、事業推進の要請を行うなど、土砂災害の予防に努める。

▶資料編参照：急傾斜地崩壊危険区域一覧 P資料73

(5) 山地の災害予防対策

市は、山地災害を防止するため、必要に応じて対策事業の推進を要請するとともに、県が行う治山事業に協力する。

▶資料編参照：山地災害危険地一覧 P資料74

3 孤立集落災害予防対策

市は、孤立するおそれのある集落に市防災行政無線、衛星携帯電話や臨時ヘリポート等を整備し、大規模災害時の情報伝達や物資輸送の手段を確保する。

(1) 孤立危険性に関する地域住民への周知

孤立が発生したときに備え、当該地域の住民に対して、日頃から必要量の食料、飲料水の備蓄、携帯ラジオ等の備えなどを行うよう、周知を図る。

(2) 通信設備等の整備

通信手段を確保するため、市防災行政無線の整備、消防無線や衛星携帯電話を適切に管理するとともに、通信設備等の非常用電源の確保に努める。

(3) 空路による緊急輸送の確保

交通の途絶等により地域が孤立した場合でも飲料水、食料、医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

また、ヘリコプターの場外離着陸場を適切に管理するとともに、臨時ヘリポートの確保に努める。

▶資料編参照：飛行場外離着陸場等一覧 P資料54～55

▶資料編参照：ヘリコプター主要発着場一覧 P資料56

(4) 集団避難の検討

孤立が予想される地域には、早めに避難情報を発令し、集団避難を促す。

第2 地震災害予防

担当部署	防災危機管理課、管財課、農林土木課、観光商工課、建設総務課、土木課、まちづくり整備課、水道課、下水道課、教育総務課、生涯学習課、文化財課、消防本部
計画方針	地震災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、都市計画における諸計画に基づき、都市機能増進施設をはじめ関連する施設を計画的に配置、建設、改善するとともに、建築物の耐震化を促進するなどの震災予防対策を行う。 また、地震災害時に必要となる被災建築物及び被災宅地応急危険度判定に関する事前準備（体制、資機材の確保等）の実施に努める。

1 地震に強いまちづくりの推進

市は、道路などの都市基盤としての公共施設を整備するとともに、良好な市街地の形成を図るなど総合的な施策を展開し、地震に強いまちづくりを推進する。

(1) 地震防災対策事業の推進

市は、県が策定する地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画、緊急防災基盤整備事業計画に基づき、県と連携協力して、地震防災対策事業の推進に努める。

(2) 道路施設等の対策

道路管理者は、交通機関確保を重点に、橋梁の耐震性の強化などの対策を講じるとともに、道路施設等の安全対策を推進する。

ア 道路の整備

地震発生時における道路機能を確保するため、管理道路について危険箇所を把握し、優先順位を定め、計画的に工事等を実施する。

また、国道及び県道は、各道路管理者に実施の推進を要請する。

イ 橋梁の整備

大規模地震発生時において物資輸送等の中軸となる緊急輸送道路や容易に更新ができない15m以上の橋梁等を優先的に耐震補強や補修を実施する。

また、今後新設する橋梁は、過去の大規模地震を踏まえた国の設計基準に基づいて整備を行う。

(3) ため池等の対策

市は、ため池について、災害の際にため池が決壊流出すると家屋や公共施設等

に人的被害をもたらす可能性があるため、亀裂又は漏水について常に点検するとともに、老朽化や耐震不足のため池は速やかに補強、漏水防止等の改修を行い、適切に維持管理を行う。

▶資料編参照：防災重点農業用ため池一覧 P資料73

(4) 土砂災害警戒区域対策

市は、地震を誘因としたがけ崩れ等に備えるため、県が実施する土砂災害警戒区域基礎調査の結果等に基づき実態の把握に努めるとともに、県調査箇所以外についても危険箇所の把握に努め、把握した危険箇所は、県等の関係機関と連携して次の土砂災害防止対策を推進し、被害の発生防止に努める。

ア 土砂災害警戒区域における警戒・避難対策

市は、大規模地震対策特別措置法による警戒宣言発令時及び地震発生時の災害予防対策として、土砂災害警戒区域は、県の指導等を得ながら次の事項を考慮した警戒・避難対策計画を策定する。

(ア) 事前避難対象地区の指定

避難が必要となる危険区域等をあらかじめ避難対象地区として指定する。

(イ) 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

事前避難対象地区を指定するときは、当該事前避難対象地区の市民や滞留者等（以下「避難者」という。）が避難する指定緊急避難場所と指定避難所を併せて指定する。また、緊急避難場所と避難所の指定に当たっては、次の事項に留意して安全適切な場所とする。

- ①事前避難対象地区との経路が比較的近距离でかつ安全なこと。
- ②地域の実情を踏まえ、耐震・耐火の建築物とすること。なお、設備（電気、給排水、通信）についても十分配慮すること。
- ③当該施設の所有者又は管理者の承諾が得られること。

(ウ) 避難路の設定

避難者が安全かつ迅速に避難できるよう、事前避難対象地区と指定避難所とを結ぶ避難経路を設定する。

なお、避難経路の設定に当たっては、次の事項に留意する。

- ①避難路について、がけ崩れ等の危険が予想されないこと。
- ②崩壊、倒壊のおそれのある建造物、石垣、ブロック塀等、避難路周辺の危険要因の把握に努め、極力これを避けること。

イ 地域住民への周知

市は、危険な箇所に居住する住民に対し、地震による危険性を周知徹底するとともに、警戒宣言発令時、あるいは地震発生時に円滑な避難態勢を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップ等の印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

2 生活関連施設の安全対策

上下水道や電気、ガス、通信等のライフラインの停止は、災害対応に支障を与えるとともに、生活環境の悪化等をもたらすことから、ライフライン施設や設備の耐震性の確保を図る。

(1) 水道施設の安全対策

市は、水道施設の一層の耐震化を図り、水道水の安全供給と漏水等の事故を防止するため、次により水道施設の整備を図る。

ア 水道水の確保

取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化を図るとともに、配水池に緊急遮断弁装置を設置する。

また、緊急時用貯水槽や大口径配水管の整備により、貯水機能の強化に努める。

イ 送・配水管の新設、改良

送・配水管の敷設に当たっては、耐震性の強い管を採用し、水管橋等特に必要な部分には耐震工法を施すほか、石綿セメント管等の老朽管は計画的に敷設替えを推進し、送・配水管の耐震性を強化する。

ウ 配水システムの相互連絡

2以上の配水システムを有する水道施設では、各配水システムの基幹管路の更新に合わせた増口径により、配水システム間の相互融通性を高める。

また、隣接の水道事業者間で協定を締結し、緊急連絡管を整備して相互援助給水が行えるよう努める。

エ 停電対策

停電による水処理、配水機能や遠隔監視システム等の機能停止による断水を防止するため、自家発電設備の整備等の停電対策を推進する。

オ 復旧工事用資機材の調達

復旧工事を速やかに施工するために、あらかじめ必要な復旧工事用資機材を備蓄するとともに、平時から製造業者と工事用資機材の確保等に関する協定を締結し、災害時に必要な資機材を円滑に調達する体制を整備する。

カ 応急給水用機材の備蓄

災害時に、迅速な応急給水活動ができるよう、給水車等を整備する。

- ▶資料編参照：市内指定給水装置工事事業者一覧 P資料75
- ▶資料編参照：応急給水用施設・資機材保有状況 P資料75

(2) 下水道施設の安全対策

市は、下水道施設の一層の耐震化を図り、排水及び処理機能を確保するとともに、下水道の有する施設、資源を活用し地域の防災機能の向上を図るため、次の対策を実施する。

ア 耐震性の向上

下水道管の継手部を抜けにくい構造とし、重要幹線管渠は、周辺地盤の液状化判定を行うとともに、継手部には可とう性継手の採用により耐震性の向上を図り、震災時の被害軽減に努める。

また、その他の管渠は、埋戻し土の液状化対策や更生工法により下水道の流下機能の確保に努める。

さらに、緊急輸送道路の通行確保のため道路上にある下水道マンホールは、液状化による浮き上がり防止対策に努める。

イ 施設や設備の維持管理

日常的な点検等による危険箇所の早期発見と改善を行い、施設や設備の機能維持を図る。

また、震災時の情報収集及び非常態勢を早期に確立するため、遠隔監視・操作機能の有効活用を図るとともに、電力供給の停止に備え、マンホールポンプ用の可搬式発電機を整備する。

ウ 協力体制の確立

下水道施設の機能維持を図るため、点検計画を定め、これに基づいて施設、機器の保守点検を行う。

また、平時から協力業者と下水道施設の応急復旧に関する資機材や車両等の確保に関する協定を締結し、災害時に必要な資機材や車両を円滑に調達する体制を整備する。

▶資料編参照：市内排水設備工事指定工事店一覧 P資料76

(3) 電気施設の安全対策

電気事業者は、地震発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生したときの各施設の機能を維持するため、次の予防対策を実施する。

ア 電力供給施設の耐震性確保

電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされているが、過去の災害例等を参考に、一層の耐震性の確保を図る。

イ 防災資機材及び緊急用資材の整備

災害時に備え、復旧用資材、各種工具、車両等の防災用資機材の整備を図るとともに、無線設備の整備を図る。

ウ 要員の確保

- ①緊急連絡体制の整備
- ②交通途絶時等の出動体制の確立

(4) ガス小売事業の安全対策

ガス小売事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止す

るとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施する。

ア 施設や設備の安全確保

- ①保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施する。
- ②緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化を図る。
- ③ボンベ収納庫の耐震化を促進するとともに、ボンベ転倒防止対策を強化する。

イ 災害発生時の留意事項の広報の徹底

ガス小売事業の場合、ガス使用者の適切な対応が二次災害防止に大きな役割を果たすことから、ガス使用者に対して、地震発生時の知識普及に努める。

ウ 要員の確保

緊急連絡体制の整備を図るとともに、地震防災に係る訓練を実施する。

▶資料編参照：市内ガス小売事業者一覧 P資料76

(5) 液化石油ガスの安全対策

液化石油ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施する。

ア 施設や設備の安全確保

- ①地震防災規定等に基づく自主点検及び訓練の実施
- ②緊急遮断弁等耐震機器及び消火設備の整備
- ③容器や収納庫の耐震化の促進及び容器転倒防止措置の強化促進
- ④保安要員の確保

イ 連絡体制の確立及び応急用資機材の整備

- ①緊急時の社内及び関係団体との連絡体制の整備
- ②応急用資機材、工具類の整備

ウ 消費先の安全確保

- ①容器転倒防止措置の強化
- ②地震防災機器の設置促進と消費者の啓蒙強化
- ③消費者に対する地震発生時におけるガス栓及び容器バルブの閉止等の緊急措置及び二次災害防止のための知識啓発
- ④消費者との通報連絡体制の整備

(6) 通信施設の安全対策

通信事業者は、地震発生時の電気通信の途絶及び混乱を防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の予防対策を実施する。

ア 施設や設備の安全確保

- ①電気通信施設の耐震化
- ②主要伝送路の多ルート、分散化

イ 通信途絶防止対策

県内各地の公共的施設及び防災関係機関へ緊急連絡のため災害時優先電話の登録や災害公衆電話を設置し、通信の途絶を防止する。

- ①災害時優先電話の確保
- ②災害時用公衆電話の設置

ウ 通信の輻輳（ふくそう）対策

地震発生によって安否確認や見舞い電話等の殺到による通信機能の麻痺状態を防止するため、地震等災害発生時の通話規制措置実施における利用案内等の周知に努める。

エ 応急復旧用資機材の配備

電気通信施設が被災したときは、早期に復旧活動ができるよう、各事業所へ応急復旧資機材等を配備する。

- ①車載型衛星通信地球局
- ②非常用移動電話局装置
- ③移動電源車及び可搬型電源装置
- ④応急復旧ケーブル
- ⑤特殊車両

オ 要員の確保

- ①緊急連絡体制の整備
- ②交通途絶時等の出動体制の確立
- ③県外等からの全社的復旧支援体制の確立

（7）鉄道施設の安全対策

鉄道事業者は、地震発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の予防対策を推進する。

ア 施設や設備の安全確保

耐震性を考慮した線区防災強化を推進し、耐震構造への改良を推進するとともに、地震発生時における要注意構造物の点検を実施する。

- ①橋梁の維持、補修
- ②法面、土留の維持及び改良強化
- ③トンネルの維持、補修及び改良強化
- ④建設設備の維持、補修
- ⑤通信設備の維持

（ア）地震計の設置

地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図る。

(イ) 耐震列車防護装置等の整備

一定以上の震度を感知したとき、列車を自動的に又は信号を発することにより停止させる耐震列車防護装置を整備する。

イ 防災資機材の整備

- ①クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等の整備を図る。
- ②重機械類、その他必要な資機材の確保を図る。

ウ 要員の確保

- ①緊急連絡体制の整備
- ②交通途絶時等の出動体制の確立

3 都市型災害の防止・軽減対策

都市化の進展は、大規模な地震が発生したとき、建築物等の倒壊や火災により、甚大な被害の発生が予想されるため、市は、建築物の耐震性の確保対策等を推進し、被害の防止、軽減を図る。

(1) 建築物等の耐震対策

市は、地震による建築物の倒壊等の被害を防止するため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第6条に基づき、耐震改修促進計画を策定し、この計画に基づき耐震化を促進する。

ア 公共建築物の耐震対策

市は、『笛吹市耐震改修促進計画』（令和3年3月改定）に基づき、旧耐震基準で建築された建築物について耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修等を実施する。

また、公共建築物の耐震対策は、次の点に留意する。

- ①公共施設等の耐震性の強化及び不燃化の推進を行うときには、県の公共施設防災計画に準じて実施する。
- ②学校施設等は、安全性を確保するとともに、避難所としての機能を確保するため、市立小中学校の校舎や体育館、社会教育施設及び社会体育施設の耐震化及び非構造部材の落下防止対策を推進する。
- ③医療活動の拠点となる病院や社会福祉施設等に対しては、県の耐震化促進事業を周知するなど、耐震化の促進について、普及、啓発する。
- ④老朽度の著しい建物は、建物の定期点検などを実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。
- ⑤老朽度の著しい建物は、市の個別施設計画に基づき、改築を推進し、改築に当たっては、耐震・耐火構造建物として整備する。
- ⑥建物以外の施設は、定期点検を実施し、危険なものには必ず補強工事を実施するとともに、移動しやすいものは格納するなどして対策を講じる。

⑦建物以外の施設のうち、特に消防設備については、常時使用可能な状態にしておく。

イ 一般建築物の耐震対策

市は、市民に対して、家具の転倒・落下防止対策等の家庭における地震時の減災の取組を啓発するとともに、次の対策により、一般建築物の耐震性の向上を図る。

- ①市ホームページ、市の広報紙の掲載等による県が開設する「地震相談窓口」の周知
- ②無料耐震診断の実施（昭和56年5月以前に建築された木造2階建て以下の個人住宅が対象）
- ③耐震改修工事等への補助（無料耐震診断の結果に基づいて行う耐震改修工事等）
- ④講習会の開催による建築物の耐震性確保の重要性の周知

▶資料編参照：笛吹市木造個人住宅耐震診断支援事業実施要綱 P資料76

ウ 特定建築物の防災対策

市は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、特定用途に利用される部分の面積が3,000m²以上（学校教育法第1条に規定する学校の場合は8,000m²以上）の特定建築物については、建築基準法第12条第1項に規定する定期報告制度を周知徹底することにより防災対策の推進を図る。

また、定期報告制度の周知を図るため、関係団体の参加を含めた体制整備を図る。

なお、対象建築物は、建築基準法第12条第1項に規定する定期報告制度の対象建築物とし、報告の内容は、次の事項とする。

- ①調査及び検査の状況
- ②敷地及び地盤の状況
- ③建築物の外部の状況
- ④屋上及び屋根の状況
- ⑤建築物の内部の状況
- ⑥避難施設等の状況
- ⑦石綿を添加した建築材料の調査状況
- ⑧耐震診断及び耐震改修の調査状況
- ⑨建築物等に係る不具合等の状況

（2）避難路、緊急輸送道路の確保

道路上の工作物の落下、道路隣接建築物や構造物が倒壊することによる被害を防止し、避難路、緊急輸送道路を確保するため、道路管理者、公安委員会、電力会社、電信電話会社は、それぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行

う。

また、市は、県と連携して下記物件等の設置者等に対し、同様の措置を実施するよう指導、啓発する。

物件等	対策実施者	措置等
横断歩道橋	管理者	耐震診断等を行い、落橋防止を図る。
交通信号等		施設の点検を行い、危険の防止を図る。
枯街路樹等		樹木除去等適切な管理措置をとる。
電柱街灯等		点検を実施し、倒壊等の防止を図る。
アーケード等		新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各管理者による点検、補強を実施する。
ブロック塀	所有者	点検を実施し、危険なものは改良工事を行う。新設に当たっては安全なものを設置する。
ガラス窓	所有者、管理者	落下等により通行人に被害を与えないよう補強する。
自動販売機		転倒等で道路の通行、安全に支障のないよう設置する。
樹木、煙突	所有者	倒壊のおそれのあるもの、不要のものは除去する。

(3) 地震保険の活用

市は、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つである地震保険制度について、普及促進に努める。

4 被災建築物及び被災宅地危険度判定体制の整備

市は、地震発生後の被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定を円滑に進められるよう、平時においてその準備を進めるため、業務マニュアルの作成に努める。

また、県が行う、被災建築物応急危険度判定士や被災応急宅地危険度判定士の養成講習会への職員派遣により、各判定士の登録を促進するとともに、各判定用資機材の備蓄に努める。

5 帰宅困難者に関する事前対策

市は、県及び関係機関と連携して、交通情報の収集や提供、水や食料の確保、一時滞留施設の確保等、帰宅困難者に必要な対策の体制整備に努める。

また、平時から民間事業者と帰宅困難者のための一時滞在施設への帰宅困難者の受入等に関する協定の締結に努める。

第3 雪害予防

担当部署	防災危機管理課、企画課、福祉総務課、農林振興課、農林土木課、土木課
計画方針	雪害を未然に防止又は軽減するため、市民生活の安全・安心を確保し、円滑な社会・経済活動が確保されるよう、関係機関と連携し、要支援者の支援、交通、電力、通信等のライフラインの確保に関する予防策を講ずる。

1 市、行政区及び事業所の役割分担と連携

雪害が発生した際には、公的な救援活動が遅れることが想定されるため、市、行政区及び事業所があらかじめ役割分担を明確化した上で、連携して災害応急対応を行う必要がある。

(1) 市の役割

市は、市民の生命、財産の確保を図るための対策を講ずる。

- ①道路交通網を確保するため、平時から、国、県及び笛吹市沿岸建設安全推進協議会と連携し、降雪時の除排雪計画及び連絡体制を整備する。
- ②迅速、的確に市民へ広報できるよう通信設備等を適切に管理する。
- ③除排雪資機材を配備する。
- ④行政区の除雪作業への支援体制を整備する。(笛吹市行政区の除雪に対する特別交付金等)

(2) 行政区の役割

発災直後は、公的な救援活動には限界があるため、行政区長が中心となり、地域住民が連携して災害対応を行う。

- ①行政区は、市と連携して災害に関する正しい情報の収集、伝達ができる体制を整備し、その伝達を行う。
- ②行政区は、民生委員・児童委員と連携して、地域の一人暮らしの高齢者など救助が必要な人を把握し、安否確認や支援を行う体制を整備する。
- ③行政区等を中心に地域住民が連携して、生活用道路の除雪等を行う体制を整備する。

(3) 事業所の役割

事業所は、平時から地元、行政区と連携して、発災時に協力できる体制を整備する。

2 要支援者の安全確保

市は、行政区、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団に対し、発災直後、在宅の要支援者の安全確保や避難行動を支援する支援者として、迅速な安否確認、除排雪の協力など、行政区長を中心に組織的に実施できるよう体制づくりを推進する。

3 広報活動

市は、市民に対し、予防、安全対策、降雪や積雪時にとるべき行動及び除排雪作業の注意事項に係る防災知識について周知し、防災意識の向上を図る。

また、大雪になるおそれがある場合は、不要不急の外出を控えることが重要であることを周知する。

加えて、各家庭において、非常持出品の準備、食料、飲料水等の備蓄等を進めるよう促進する。

4 ライフライン確保対策

市は、停電、通信障害、道路の通行止めなどに備え、電気、ガス、通信等の事業者や市内の建設業者と事前の災害予防措置や早期復旧対策に係る協定を締結し、連絡体制を整備し、事業者による予防対策及び発災時の初動対応が円滑に進められるよう備える。

第4 火災予防

担当部署	防災危機管理課、消防本部
計画方針	災害時の火災、特に地震発生時の火災については気象状況や市街地の状況等によって、甚大な被害をもたらすことから、日頃から出火防止を基本とした予防対策を推進するとともに、危険物取扱施設等に対し、安全性の確保に努めるよう指導を行う。また、消防体制の強化に努め、火災による被害軽減を図る。

1 出火の予防、施設の安全対策

(1) 火気器具等からの出火防止

消防本部は、市民に対し、ガスコンロや石油ストーブ等の火気器具の周囲に可燃物を置かないこと等の安全対策に関する啓発に努めるとともに、住宅用火災警報器等の設置の普及に努める。

(2) 感震ブレーカー設置の普及

消防本部は、通電火災の発生を抑制するため、感震ブレーカーの普及促進に努める。

(3) 危険物取扱施設等の安全化

消防本部は、消防法の規定に基づく危険物取扱施設の実態を把握し、事業所等に対して、安全対策、安全管理に関する指導を行う。

なお、笛吹市火災予防条例に規定されている少量危険物等の管理及び取扱いについても事業者等に対し安全対策、安全管理の措置を講ずるよう指導を行う。

(4) 予防査察の指導強化

消防本部は、消防法の規定に基づく予防査察（立入検査）を行い、市内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防のための指導強化に努める。

(5) 文化財の安全化

消防本部は、文化財の安全を確保するため、管理状況について検査を行い、安全管理に関する指導を行う。

2 防火意識の啓発、防火知識の普及

市及び消防本部は、火災予防週間における防火パレードや総合防災訓練での消

火器等の取扱い訓練を通じて、防火意識の啓発や防火知識の普及を図る。

3 延焼予防対策の推進

市、消防本部及び消防団は、出火による延焼拡大予防のため、初期消火体制や広域応援消防体制の確立を図る。

4 消火設備、消防体制の強化

(1) 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備、防火水槽の耐震化

地震発生時に、水道管や消火栓が使用できなくなることを想定し、火災発生や断水に備え、公共施設の敷地内に飲料水兼用耐震性貯水槽を整備する。

消火栓以外に河川、水路等の自然水利がない地域において、地震発生に伴う火災に備えて、老朽化した既設の防火水槽を更新し、耐震性貯水槽を整備することで耐震化を図る。

また、必要に応じて、耐震性貯水槽を新規に整備する。

(2) 消防体制の強化

消防本部は、訓練、研修等により消防職員の技術の向上を図るとともに、笛吹市消防本部消防計画に基づき、施設等の機能強化と整備を行い、消防体制の強化に努める。

▶資料編参照：消防の現況 P資料77～82

(3) 消防団の強化

市は、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、各地域の実情に応じた適正な団員数の確保を図り、消防団活性化のため、女性や若年層の入団促進に取り組み、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

▶資料編参照：消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律 P資料83

(4) 初期消火体制の強化

市は、火災の延焼による被害を防止するためには、初期消火が非常に重要であるため、消防団の指導のもと行政区の防災訓練において、消火器及び消火栓の使用方法を区民に説明し、初期消火体制の強化に努める。

5 火災警報の発表

甲府地方気象台から、市内に火災気象通報が発表され、県からその旨の通知を受けたときは、必要に応じて、市は、火災警報を発表する。

また、火災警報を発表したときは、笛吹市火災予防条例第 29 条により、火災予防広報を行う。

第5 その他災害予防

担当部署	防災危機管理課、消防本部
計画方針	市及び防災関係機関は、火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質等の危険物やLPガスの漏えい等による災害の発生を未然に防ぐため、各種法令に基づく取締りや保安対策の計画及び実施に努める。 また、中部電力（株）浜岡原子力発電所の事故により、放射性物質の影響が広範囲に及ぶことを想定した場合の予防対策を実施する。

1 火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の災害予防対策

市及び防災関係機関は、火薬類、高圧ガス、危険物の爆発、毒物劇物、放射性物質の漏えい等による災害の発生を未然に防止するため、相互に連携を図り、次の予防対策を推進する。

なお、事業者は、危険物等関係施設が洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域等に所在する場合は、被害想定の確認を行う。確認の結果、自然災害により危険物等災害の拡大が予想されるときは、防災のため必要な措置の検討や、災害対策に係る計画の作成と訓練の実施に努める。

(1) 保安意識の啓発

市及び防災関係機関は、災害の未然防止のため、市民や事業者に対し、危険物等の保安意識の啓発を図る。

- ①各種の講習会及び研修会の開催
- ②災害予防週間等の設定
- ③防災訓練の徹底
- ④独自に定めた訓練の実施

(2) 規制及び指導の実施

市は、各種法令及び技術基準に基づく安全確保対策を徹底させるため、事業者に対して、防災指導、査察、検査等により、次の対策を指導する。

なお、施設等の維持管理及び危険物等の生産、流通、貯蔵や取扱いの実態に即して指導する。

- ①製造施設、貯蔵所等の保安検査及び立入検査の実施
- ②関係行政機関との緊密な連携
- ③各事業所の実情把握と各種保安指導の推進
- ④施設の耐震化の促進
- ⑤緊急措置作成に対する指導

⑥防災教育、訓練の充実

(3) 自主保安体制の充実

各事業者は、自主的に保安体制の充実に取り組む。

- ①取扱責任者の選任
- ②防災資機材の整備及び化学消火薬剤の設置、備蓄
- ③自衛消防組織の充実強化
- ④隣接事業所との相互応援に関する協定締結の促進

(4) 消防体制の整備

市は、消防職員の危険物等災害の知識の向上を図るとともに、化学消防自動車等の整備に努め、化学消防力の強化を図る。

▶資料編参照：危険物施設 P資料83

2 原子力災害予防対策

市は、山梨県地域防災計画を基本とし、中部電力（株）浜岡原子力発電所の事故により、放射性物質の影響が広範囲に及び、県内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、次の予防対策を推進する。

(1) 情報の収集及び連絡体制の整備

県を通じて、国、原子力発電所が所在する静岡県、中部電力(株)、その他防災関係機関等と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、連携体制の整備に努める。

(2) モニタリング体制等の整備

必要に応じて、県が実施する大気中の環境放射線モニタリングの情報を収集するとともに、市独自で大気中の環境放射線モニタリング体制を整備する。

(3) 原子力災害に関する市民等への知識の普及と啓発

県とともに、次の内容について、市民等に対し原子力災害に関する知識の普及と啓発に努める。

- ①放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ②隣接県の原子力発電所の概要に関すること
- ③原子力災害とその特性に関すること
- ④放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること

- ⑤緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関する事
- ⑥緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関する事

(4) 消防職員に対する研修

原子力防災対策の円滑な実施を図るため、次に掲げる事項等について、消防職員に対し、必要に応じて、研修を行う。

- ①原子力防災体制に関する事
- ②隣接県の原子力発電所の概要に関する事
- ③原子力災害とその特性に関する事
- ④放射線による健康への影響及び放射線防護に関する事
- ⑤モニタリング実施方法及び機器に関する事
- ⑥緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関する事
- ⑦緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関する事
- ⑧その他緊急時対応に関する事

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害時の活動体制

第1 風水害等の活動体制

担当班	全部（全班）
計画方針	風水害が発生又は発生するおそれがあるとき（以下、「災害時」という。）は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、職員の配備基準等を定め、気象情報や降雨量等により迅速に活動体制を整える。

▶手法編参照：風水害等の活動体制 P手法1～7

1 気象情報等の収集、伝達

市は、台風接近や線状降水帯の発生など集中豪雨が予想されるときは、気象情報や雨量、河川水位の観測情報を常時監視し、災害警戒に関する準備や調整を行う。

また、国、県や防災関係機関と相互連絡に努め、情報交換を徹底する。

（1）気象に関する情報の収集

市内及び近隣市町に係る次の情報の発表状況等を把握するとともに、山梨県総合河川情報システム等により雨量や河川水位の観測情報等を収集する。

- ①気象注意報、警報（特別警報を含む）
- ②記録的短時間大雨情報
- ③洪水予報
- ④水防警報
- ⑤土砂災害警戒情報
- ⑥顕著な大雨に関する気象情報

▶資料編参照：気象等の観測に関する資料 P資料84～90

（2）気象に関する情報の伝達

ア 市職員への伝達

市職員への注意報、警報、特別警報等の気象に関する情報の伝達は、防災アプリ、グループウェア、電話等により速やかに行う。

イ 市民その他関係団体への伝達

市民等に対して予報、警報、特別警報等の気象に関する情報を次の方法により伝達する。

- ①市防災行政無線
- ②消防団車両
- ③Lアラート
- ④市ホームページ
- ⑤メール
- ⑥SNS
- ⑦その他

▶資料編参照：情報伝達経路 P資料91

(3) 異常現象発見時の通報、伝達

市民、市職員、消防職員、警察官等から、災害が発生するおそれがある異常な現象（強い突風、竜巻、強い降雹、激しい雷雨、土石流、堤防の水漏れ、地割れ等）を発見した旨の通報を受けたときは、直ちに関係する部に伝え、県防災危機管理課、防災関係機関に伝達する。

また、市防災行政無線、消防団車両、Lアラート、市ホームページ、メール配信等を利用して、対象となる市民に対してその危険性を周知徹底する。

2 警報等配備体制

(1) 第1配備体制（注意報配備体制）

ア 配備基準

市は、大雨注意報・洪水注意報のいずれか一以上が発表されたときに第1配備体制（注意報配備体制）をとる。

イ 配備を要する所属

第1配備体制（注意報配備体制）で参集する所属は、次のとおりとする。

- ①防災危機管理課（3人）
- ②統括班（2人）
- ③農林土木課（2人）
- ④土木課（3人）
- ⑤各支所（3人）
- ⑥指定避難所等管理職員（参集指示があった場合）

※カッコ内は勤務時間外の職員数

※消防団は参集に備え自宅待機

ウ 第1配備体制（注意報配備体制）の配備場所

配備職員は、勤務時間内においては、通常業務を行いながら、情報を収集する。

また、勤務時間外においては、自宅待機とする。ただし、状況に応じて出動する。

エ 第1配備体制（注意報配備体制）の廃止基準

次のいずれかに該当するとき、第1配備体制（注意報配備体制）を廃止する。

- ①発表された注意報が解除されたとき
- ②第2配備体制（警報配備体制）へ移行したとき
- ③災害警戒本部又は災害対策本部を設置したとき

▶資料編参照：市職員配備基準 P資料102～104

（2）第2配備体制（警報配備体制）

ア 配備基準

市は、次のいずれかに該当するとき、第2配備体制（警報配備体制）をとる。

- ①短時間の降雨の場合で、大雨警報、洪水警報のいずれか一以上が発表されたとき
- ②長時間の降雨の場合で、大雨注意報、洪水注意報のいずれか一以上が発表されたとき

イ 配備を要する所属

第2配備体制（警報配備体制）で参集する所属は、次のとおりとする。

- ①防災危機管理課（3人）
- ②統括班（2人）
- ③農林土木課（2人）
- ④土木課（3人）
- ⑤総務課（2人）
- ⑥各支所（3人）
- ⑦指定避難所等管理職員（開設が決定した指定避難所等の職員）
- ⑧行政バス運転職員（確保開始）

※⑧は降雨の場合に限る

※カッコ内は勤務時間外の職員数

※消防団は詰所参集、待機、必要に応じて出動

ウ 第2配備体制（警報配備体制）の配備場所

配備職員は、勤務時間内は、各勤務先で業務を行う。

勤務時間外は、統括班の職員は、市役所本館2階防災危機管理課、各支所の職員は各支所へ参集し電話対応を行う。

また、他の職員は各勤務先へ参集する。

エ 第2配備体制（警報配備体制）の廃止基準

次のいずれかに該当するとき、第2配備体制（警報配備体制）を廃止する。

- ①短時間の降雨の場合で、発表された警報が解除されたとき
- ②長時間の降雨の場合で、発表された注意報が解除されたとき

- ③市内において災害が発生するおそれが解消し応急措置が概ね完了したと認められるとき
- ④災害警戒本部又は災害対策本部を設置したとき

3 第3 配備体制（災害警戒本部体制）

市は、災害が発生することを警戒するとともに、速やかに災害対策本部体制に移行できるよう、総務部長を本部長とする笛吹市災害警戒本部を設置する。

なお、水防法に基づく水防本部体制は、災害警戒本部体制とみなし、実際に水害が発生したときなどは、災害対策本部体制に移行する。

(1) 配備基準

次のいずれかに該当するとき、災害警戒本部を設置する。

ア 短時間の降雨の場合

- ①未だ災害は発生していないが、状況の推移によっては、相当規模の災害発生のおそれがあると判断される時
- ②洪水や土砂災害に係る避難情報を発令するなどのおそれが生じたとき
- ③その他、市長が必要と認めたとき

イ 長時間の降雨の場合

- ①大雨警報、洪水警報のいずれか一以上が発表されたとき
- ②上芦川雨量計が連続雨量120mmに達し、県道が通行止めになる1時間前（連続100mm）（県からの連絡による）
- ③その他、市長が必要と認めたとき

(2) 配備を要する所属

第3 配備体制（災害警戒本部）で参集する所属は、次のとおりとする。

- ①本部長（総務部長）
 - ②副本部長（防災危機管理課長）
 - ③課長（災害対策本部に配置する職員と職務代行P77参照）
 - ④各課（2人）
 - ⑤各支所（3人）
 - ⑥統括班
 - ⑦指定避難所等管理職員（開設が決定した指定避難所等の職員）
 - ⑧行政バス運転職員（運行開始）
- ※消防団は出動

▶資料編参照：笛吹市地震災害警戒本部条例 P資料109

(3) 第3 配備体制（災害警戒本部体制）の配備場所

- ①本部長、副本部長及び統括班の職員は、市役所本館2階防災危機管理課に参集する。
- ②課長、課員及び支所職員は、各勤務先に参集する。
- ③24時間体制で交代勤務とする。

(4) 第3 配備体制（災害警戒本部体制）の廃止基準

次のいずれかに該当するとき、災害警戒本部を廃止する。

- ①本部長が災害の発生するおそれなくなったと認めるとき
- ②本部長が災害対策について概ね終了したと認めるとき
- ③災害対策本部が設置されたとき

(5) 災害警戒本部の設置及び廃止の通知

災害警戒本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表する。

通知及び公表先	連絡方法
本庁職員	防災アプリ、グループウェア、電話、庁内放送
各支所	防災アプリ、グループウェア、電話
消防本部	防災アプリ、グループウェア、電話
市出先機関	防災アプリ、電話、FAX
市民	市ホームページ、SNS
県	山梨県総合防災情報システム、電話、FAX、市ホームページ
笛吹警察署	電話
報道機関	山梨県総合防災情報システム

4 第4 配備体制（災害対策本部体制）

市は、災害対策を実施する必要があるときは、災害対策基本法第23条の2第1項の規定により、市長を本部長とする笛吹市災害対策本部を設置し、災害対策を実施する。

(1) 配備基準

次のいずれかに該当するとき、災害対策本部を設置する。

- ①市内に設置された雨量計のいずれかが、連続雨量300mmを超えると予想されるとき
- ②市内に大雨、暴風特別警報が発表されたとき
- ③その他、市長が必要と認めたとき

(2) 配備を要する所属

第4 配備体制（災害対策本部体制）で参集する所属は、次のとおりとする。

①全職員

※消防団は出動

(3) 第4 配備体制（災害対策本部体制）の配備場所

①本部長、副本部長及び本部員は、市役所本館3階301会議室に参集する。

②統括班の職員は、市役所本館2階防災危機管理課に参集する。

③課長、課員及び支所職員は、各勤務先に参集する。

④24時間体制で交代勤務とする。

(4) 災害対策本部の組織

ア 職務、権限

災害対策本部の組織と職務、権限については、次のとおりとする。

災害対策本部会議	
本部長	市長
副本部長	副市長 教育長
本部員	総務部長 総合政策部長 市民生活部長 保健福祉部長 子供すこやか部長 産業観光部長 建設部長 公営企業部長 会計管理者 議会事務局長 教育部長 消防長 消防団長 社会福祉協議会事務局長

統括局	
統括班	防災危機管理課、統括員
資源管理班	総務課（人事給与担当）、管財課、 情報システム課
情報班	政策課、企画課、議会事務局、 総務課（総務担当）、各支所
財政班	財政課

住民部	
総務班	市民活動支援課
住民班	戸籍住民課、国民健康保険課、 税務課、収納課、会計課
環境班	環境推進課

福祉部	
総務班	福祉総務課
福祉班	障害福祉課、介護保険課、 長寿支援課、生活支援課
救護班	健康づくり課、他課の保健師
保育班	子育て支援課、保育課

社会基盤部	
総務班	建設総務課（総務管理担当）、 土木課（総務用地担当）
農政班	農林振興課、農業委員会事務局
観光商工班	観光商工課
土木班	土木課（建設担当）、農林土木課
住宅班	まちづくり整備課、 建設総務課（地籍担当・住宅担当）

水道部	
総務班	企業総務課
水道班	水道課
下水道班	下水道課

教育部	
総務班	教育総務課
学校教育班	学校教育課
生涯学習班	生涯学習課、文化財課、図書館

消防部	
消防本部	管理課、消防課、予防課、 指令課
消防署	消防署、東部出張所、西部出張所

【災害対策本部の組織図】

▶資料編参照：笛吹市災害対策本部条例 P資料109

①本部長

市長を市災害対策本部の本部長とする。

本部長は、災害対策本部の事務を総括し、各部を指揮監督する。

②副本部長

副市長及び教育長を市災害対策本部の副本部長とし、副本部長は、本部長を補佐する。本部長に事故等があるときは、その職務を副市長が代行する。

③本部員

本部員は、総務部長、総合政策部長、市民生活部長、保健福祉部長、子供すこやか部長、産業観光部長、建設部長、公営企業部長、会計管理者、議会事務局長、教育部長、消防長、消防団長、社会福祉協議会事務局長をもって充てる。

④統括局

災害対策本部の事務を処理するため、本部設置と同時に本部に統括局を設置する。

統括局長には総務部長をもって充てる。

統括局に統括班、資源管理班、情報班、財政班を置く。

⑤部、班

災害対策本部に部及び班を置き、部に部長、班に班長を置く。

部長は、本部長の命を受け、部に属する応急対策を掌理し、所属の各班を指揮監督する。

班長は、当該班の分掌事務について、班員を指揮して応急対策の処理に当たる。

各班に属する職員は当該班員として、班長の命を受けて応急対策に当たる。

イ 職務代行

大規模災害発生時に意思決定権者が不在の場合は、「笛吹市事務決裁規程」に準じ業務を遂行する。

「笛吹市事務決裁規程」に基づく決裁者及び代決者は、次のとおりとする。

【笛吹市事務決裁規程に基づく決裁者及び代決者】

決裁者	第1代決者	第2代決者
市長	副市長	総務部長
部長	主務課長	
課長	課長補佐又はグループのリーダー	

また、災害対策本部における市長の権限委譲順位は、次のとおりとし、本部の指揮監督をとるものとする。

第1順位 副市長（副本部長）

第2順位 総務部長

第3順位 防災危機管理課長

なお、部長、班長の職務代行は、次のとおりとする。

【災害対策本部に配置する職員と職務代行】

部	配置する職員					
	本部長・副本部長・部長	職務代行者	班	所属	班長	職務代行者
1 災害対策本部	本部長 市長	副市長	—	—	—	—
	副本部長 副市長 教育長	総務部長	—	—	—	—
2 統括局	統括局長 総務部長 副統括局長 総合政策部長 議会事務局長	総合政策部長	統括班	防災危機管理課、統括員	防災危機管理課長	課長補佐又はリーダー
			資源管理班	総務課（人事給与担当）、管財課、情報システム課	総務課長	管財課長
			情報班	政策課、企画課、議会事務局、総務課（総務担当）、各支所	政策課長	企画課長
			財政班	財政課	財政課長	課長補佐又はリーダー
3 住民部	住民部長 市民生活部長 副部長 会計管理者	会計管理者	総務班	市民活動支援課	市民活動支援課長	課長補佐又はリーダー
			住民班	戸籍住民課、国民健康保険課、税務課、収納課、会計課	戸籍住民課長	国民健康保険課長
			環境班	環境推進課	環境推進課長	課長補佐又はリーダー
4 福祉部	福祉部長 保健福祉部長 副部長 子供すこやか部長	子供すこやか部長	総務班	福祉総務課	福祉総務課長	課長補佐又はリーダー
			福祉班	障害福祉課、介護保険課、長寿支援課、生活支援課	障害福祉課長	介護保険課長
			救護班	健康づくり課、他課の保健師	健康づくり課長	課長補佐又はリーダー
			保育班	子育て支援課、保育課	子育て支援課長	保育課長
5 社会基盤部	社会基盤部長 建設部長 副部長 産業観光部長	産業観光部長	総務班	建設総務課（総務管理担当）、土木課（総務用地担当）	建設総務課長	課長補佐又はリーダー
			農政班	農林振興課、農業委員会事務局	農林振興課長	農業委員会事務局長
			観光商工班	観光商工課	観光商工課長	課長補佐又はリーダー
			土木班	土木課（建設担当）、農林土木課	土木課長	農林土木課長
			住宅班	まちづくり整備課、建設総務課（地籍担当・住宅担当）	まちづくり整備課長	課長補佐又はリーダー
6 水道部	水道部長 公営企業部長	水道課長	総務班	企業総務課	企業総務課長	課長補佐又はリーダー
			水道班	水道課	水道課長	課長補佐又はリーダー
			下水道班	下水道課	下水道課長	課長補佐又はリーダー
7 教育部	教育部長 教育部長	教育総務課長	総務班	教育総務課	教育総務課長	課長補佐又はリーダー
			学校教育班	学校教育課	学校教育課長	課長補佐又はリーダー
			生涯学習班	生涯学習課、文化財課、図書館	生涯学習課長	課長補佐又はリーダー
8 消防部	消防部長 消防長	次長	消防本部	管理課、消防課、予防課、指令課	次長	消防課長
			消防署	消防署、東部出張所、西部出張所	消防署長	副署長

※消防本部における災害対応のための「統括指揮本部」は、消防課が開設する。

(5) 災害対策本部の業務

災害対策本部の事務分掌は、資料編 P105～108「**笛吹市災害対策本部事務分掌**」のとおりとする。

▶資料編参照：**笛吹市災害対策本部事務分掌** P資料105～108

(6) 災害対策本部の運営

災害対策本部の設置が決定されたときは、統括局が中心となって、災害対策本部を運営する。

ア 標識の掲出

災害対策本部を設置したときは、市役所本館に「**笛吹市災害対策本部**」の標識を掲げる。

イ 職員の服装

本部長、副本部長、各部長及び防災危機管理課職員は、災害応急対策に従事するときは活動服を、各班長、各班員は、災害時職員用ベストを着用する。

ウ 設置場所

災害対策本部は、**笛吹市役所本館3階301会議室**に設置する。

ただし、市役所本館が被災したときは、次の順に設置場所を検討する。

- ①第1候補 御坂支所
- ②第2候補 八代支所
- ③第3候補 一宮支所

エ 運営上必要な資機材等の確保

災害対策本部を設置したときは、運営上必要な次の資機材等を確保する。

- ①パソコン、大型モニター、FAX、コピー機
- ②県防災行政無線
- ③市防災行政無線
- ④消防無線
- ⑤電話（携帯電話を含む。）
- ⑥インターネット
- ⑦テレビ、ラジオ
- ⑧非常用発電設備
- ⑨防災関係機関、関係団体等の名簿
- ⑩管内地図
- ⑪ホワイトボード
- ⑫筆記用具
- ⑬その他必要資機材

オ 会議の運営

災害対策本部を設置したときは、必要に応じて、次の会議を開催する。

会議名	概要
本部会議	市災害対策本部に本部会議を置き、本部長が招集する。 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害情報の分析及び災害応急対策の基本方針その他災害に関する重要事項を協議する。 【本部会議における主な協議事項】 ①緊急応急活動方針の決定に関すること。 ②災害対策本部の配備体制の決定や切替えに関すること。 ③県、他市町村等への応援要請に関すること。 ④自衛隊の災害派遣要請依頼に関すること。 ⑤災害救助法の適用に関すること。 ⑥災害対策本部の廃止に関すること。
部長会議	部間の連絡調整等を行うため、市災害対策本部に部長会議を置く。 部長会議は統括局長及び各部長をもって構成し、本部長が招集する。
班長会議	災害対策本部に各班の連絡調整のため、市災害対策本部に班長会議を置く。 班長会議は、各班長をもって構成し、統括局長が招集する。

カ 部相互の応援動員

災害対策を行うに当たって、対策要員が不足するときは部内で調整するが、部内の調整だけでは実施が困難なときは、他部からの応援を受けて実施する。

なお、他の部の職員の応援を受けようとするときは、当該部の部長が統括局長に要請する。

キ 県の現地災害対策本部との連携

市内に大規模災害が発生し、災害対策基本法第23条第5項により、県の現地災害対策本部が設置されるときは、笛吹市役所本館3階会議室において受け入れ、密接な連携を図りつつ適切な災害対策の実施に努める。

ク 市の現地災害対策本部の設置

本部長は、災害対策基本法第23条の2第5項の規定に基づき、被災地において、特に必要があると認めるときは、災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、本部長が指名する者をもって充て、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員をもって組織する。

現地災害対策本部長は、本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(7) 第4 配備体制（災害対策本部体制）の廃止基準

次のいずれかに該当するとき、災害対策本部を廃止する。

- ①災害の発生するおそれなくなったと災害対策本部長が認めるとき
- ②災害応急措置が概ね終了したと災害対策本部長が認めるとき

(8) 災害対策本部の設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表する。

通知及び公表先	連絡方法
本庁職員	防災アプリ、グループウェア、電話、庁内放送
各支所	防災アプリ、グループウェア、電話
消防本部	防災アプリ、グループウェア、電話
市出先機関	防災アプリ、電話、FAX
市民	市ホームページ、SNS
県	山梨県総合防災情報システム、電話、FAX、市ホームページ
笛吹警察署	電話
報道機関	山梨県総合防災情報システム

5 職員配備の伝達

市は、災害応急対策の実施に必要な職員を配備し、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

なお、職員への配備の伝達は、次により行う。

(1) 勤務時間内における伝達及び配備

気象情報等の通知を受け、災害発生が予想されたときは、市職員配備基準に基づいた配備を行う。

防災担当者は、防災アプリ、グループウェア、電話等により職員への配備体制を周知し、該当職員は、速やかに配備につく。

- ①防災担当者は、配備体制を防災アプリ、グループウェア、電話等により職員へ周知する。
- ②配備を指示された職員は、速やかに所定の場所につき、指示された業務に従事する。
- ③配備職員以外の職員は、気象情報や市の活動状況等に留意しつつ、緊急招集に備える。

(2) 勤務時間外、休日における伝達及び配備

勤務時間外等は、市職員配備基準に基づいた自動配備を行う。

防災担当者は、防災アプリ、電話等により職員へ配備体制を周知し、該当職員は、速やかに配備につく。

▶資料編参照：市職員配備基準 P資料102～104

【職員配備基準と該当職員の参集場所】

体制	配備基準	配備を要する所属等	配備する場所
第1配備体制 (注意報配備体制)	1 大雨注意報、洪水注意報のいずれか一以上が発生したとき。	1 防災危機管理課 (3人) 2 統括班 (2人) 3 農林土木課 (2人) 4 土木課 (3人) 5 各支所 (3人) 6 指定避難所等管理職員 (参集指示があった場合) ※カッコ内は勤務時間外の職員数 ※消防団は参集に備え自宅待機	1 勤務時間内においては、通常業務を行いながら情報を収集する。 2 勤務期間外においては、自宅待機とする。ただし、状況に応じて出動する。
第2配備体制 (警報配備体制)	【短時間の降雨の場合】 1 大雨警報、洪水警報のいずれか一以上が発表されたとき。	1 防災危機管理課 (3人) 2 統括班 (2人) 3 農林土木課 (2人) 4 土木課 (3人) 5 総務課 (2人) 6 各支所 (3人) 7 指定避難所等管理職員 (開設が決定した指定避難所等の職員)	1 勤務時間内は、各勤務先で業務を行う。 2 勤務時間外は、統括班の職員は、市役所本館 2階 防災危機管理課、各支所の職員は、各支所へ参集し電話対応を行う。 また、他の職員は各勤務先へ参集する。
	【長時間の降雨の場合】 1 大雨注意報、洪水注意報のいずれか一以上が発表されたとき。	8 行政バス運転職員 (確保開始) ※カッコ内は勤務時間外の職員数 ※消防団は詰所参集、待機、必要に応じて出動	
第3配備体制 (災害警戒本部体制)	【短時間の降雨の場合】 1 未だ災害は発生していないが、状況の推移によっては、相当規模の災害発生のおそれがあると判断されるとき。 2 洪水や土砂災害に係る避難情報を発令する等のおそれが生じたとき。 3 その他、市長が必要と認めるとき。 ※「相当規模の災害」とは、人命救助や広域的な避難支援など、市として災害応急対策を講じる必要があると判断した災害を指す。	1 本部長 (総務部長) 2 副本部長 (防災危機管理課長) 3 課長 4 各課 (2人) 5 各支所 (3人) 6 統括班 7 指定避難所等管理職員 (開設が決定した指定避難所等の職員) 8 行政バス運転職員 (運行開始) ※消防団は出動	1 本部長、副本部長及び統括班の職員は、市役所本館 2階 防災危機管理課に参集する。 2 課長、課員及び支所職員は、各勤務先に参集する。 3 24時間体制で交代勤務とする。
	【長時間の降雨の場合】 1 大雨警報、洪水警報のいずれか一以上が発表されたとき。 2 上芦川雨量計が連続雨量 120 mmに達し、県道が通行止めになる 1時間前 (連続 100 mm)、県からの連絡による。 3 その他、市長が必要と認めるとき。	1 八代総合会館 指定避難所管理職員	
第4配備体制 (災害対策本部体制)	1 市内に設置された雨量計のいずれかが、連続雨量 300 mmを超えると予想されるとき。 2 市内に大雨、暴風特別警報が発表されたとき。 3 その他、市長が必要と認めるとき。	全職員 ※消防団は出動	1 本部長、副本部長及び本部員は、市役所本館 3階 301会議室に参集する。 2 統括班の職員は、市役所本館 2階 防災危機管理課に参集する。 3 課長、課員及び支所職員は、各勤務先に参集する。 4 24時間体制で交代勤務とする。

(3) 職員の参集状況報告

ア 課長

課長は、配備体制の指示を受けたときは、直ちに次の措置を講ずる。

- ①課員の被災状況及び参集状況の把握
- ②参集職員から市内の被害状況の収集
- ③各部総務班への報告

イ 各部総務班

各部総務班は、取りまとめた職員の参集状況及び被害状況を部長及び資源管理班に報告する。

ウ 統括班

統括班は、資源管理班が取りまとめた職員の参集状況及び被害状況を本部長に報告する。

- ▶資料編参照：勤務時間内における緊急招集連絡 P資料109
- ▶資料編参照：勤務時間外における緊急招集連絡 P資料110
 - ▶資料編参照：参集時の留意事項 P資料110

第2 地震災害の活動体制

担当班	全部（全班）
計画方針	地震が発生したときは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、職員の配備基準等を定め、震度や被害の状況等により迅速に活動体制を整える。

▶手法編参照：地震災害の活動体制 P手法8～14

1 地震災害情報等の収集、伝達及び職員配備

市は、地震の規模や被害の程度に応じて、市の所有する通信手段、機材を効果的に使い、又は防災関係機関との連携により、多くの情報を収集し、被害規模の早期把握に努めるとともに、正確な情報や的確な指示等を職員、市民等に伝達する。

(1) 地震に関する情報の把握、収集

市内に揺れを覚知したときは、次の通知等により、市内の震度情報を把握する。
また、南海トラフ沿いで発生した異常な現象の観測結果や分析結果について、気象庁が南海トラフ地震に関連する情報を発表したときは、その情報を把握する。

- ①全国瞬時警報システム（Jアラート）
- ②緊急地震速報
- ③市庁舎に設置された計測震度計
- ④県防災行政無線
- ⑤その他（テレビ、ラジオなど）

▶資料編参照：地震の観測に関する資料 P資料92～96

(2) 地震に関する情報の伝達

ア 市職員への伝達

市職員への地震に関する情報の伝達は、防災アプリ、グループウェア、電話等により速やかに行う。

イ 市民その他関係団体への伝達

市民等に対して地震に関する情報を次の方法により伝達する。

- ①市防災行政無線
- ②消防団車両
- ③Lアラート
- ④市ホームページ
- ⑤メール
- ⑥SNS
- ⑦その他

▶資料編参照：情報伝達経路 P資料91

(3) 異常現象発見時の通報、伝達

市民、市職員、消防職員、警察官等から、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けたときは、できるだけその現象を確認し、実情把握に努めるとともに、防災関係機関に伝達する。

また、地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部に通報が殺到したときは、その状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

2 警報等配備体制

(1) 第1 配備体制（注意報配備体制）

ア 配備基準

市は、震度4の地震が市内で発生したときに第1配備体制（注意報配備体制）をとる。

イ 配備を要する所属

第1配備体制（注意報配備体制）で参集する所属は、次のとおりとする。

①防災危機管理課（3人）

ウ 第1 配備体制（注意報配備体制）の配備場所

防災危機管理課職員は、勤務時間に関わらず、防災危機管理課で地震に関する情報を収集する。

エ 第1 配備体制（注意報配備体制）の廃止基準

次のいずれかに該当するとき、第1配備体制（注意報配備体制）を廃止する。

①情報収集を行った上で、市内において被害がないとき

②第2配備体制（警報配備体制）へ移行したとき

③災害警戒本部又は災害対策本部を設置したとき

▶資料編参照：市職員配備基準 P資料102～104

(2) 第2 配備体制（警報配備体制）

ア 配備基準

市は、震度4の地震が市内で発生し、市内に被害が確認されたとき、第2配備体制（警報配備体制）をとる。

イ 配備を要する所属

第2配備体制（警報配備体制）で参集する所属は次のとおりとする。

①防災危機管理課（3人）

②統括班（2人）

③農林土木課（2人）

④土木課（3人）

⑤総務課（2人）

⑥各支所（3人）

⑦指定避難所等管理職員（開設が決定した指定避難所等の職員）

※カッコ内は勤務時間外の職員数

※消防団は詰所参集、待機、必要に応じて出動

ウ 第2 配備体制（警報配備体制）の業務

配備職員は、勤務時間内は、各勤務先で業務を行う。

ただし、防災危機管理課、農林土木課、土木課の職員は被害に関する情報を収集し、警戒及び災害対応を行う。

また、勤務時間外は、統括班の職員は市役所本館2階防災危機管理課、各支所の職員は各支所へ参集し電話対応を行う。

なお、他の職員は、各勤務先へ参集する。

エ 第2 配備体制（警報配備体制）の廃止基準

次のいずれかに該当するとき、第2配備体制（警報配備体制）を廃止する。

- ①市内において災害が発生するおそれが解消し応急措置が概ね完了したと認められるとき
- ②災害警戒本部又は災害対策本部を設置したとき

3 第3 配備体制（災害警戒本部体制）

市は、情報収集を進めながら、被害の状況が広範囲に及ぶことを警戒するとともに、速やかに災害対策本部に移行できるよう、総務部長を本部長とする笛吹市災害警戒本部を設置する。

（1）災害警戒本部の設置基準

次のいずれかに該当するとき、災害警戒本部を設置する。

- ①震度5弱又は5強の地震が市内に発生したとき。
- ②南海トラフ沿いでM7の地震が発生したときで、県内震度4以下の地震を観測したとき。
- ③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。
- ④その他、市長が必要と認めたとき。

（2）配備を要する所属

第3 配備体制（災害警戒本部）で参集する所属は、次のとおりとする。

- ①本部長（総務部長）
- ②副本部長（防災危機管理課長）
- ③課長（災害対策本部に配置する職員と職務代行P90参照）
- ④各課（2人）
- ⑤各支所（3人）
- ⑥統括班

⑦指定避難所等管理職員（開設が決定した指定避難所等の職員）

※消防団は出動

▶資料編参照：笛吹市地震災害警戒本部条例 P資料109

（3）第3 配備体制（災害警戒本部体制）の配備場所

- ①本部長、副本部長及び統括班の職員は、市役所本館2階防災危機管理課に参集する。
- ②課長、課員及び支所職員は、各勤務先に参集する。
- ③24時間体制で交代勤務とする。

（4）第3 配備体制（災害警戒本部体制）の廃止基準

次のいずれかに該当するとき、災害警戒本部を廃止する。

- ①本部長が災害の発生するおそれなくなったと認めるとき
- ②本部長が災害対策について概ね終了したと認めるとき
- ③災害対策本部が設置されたとき

（5）災害警戒本部の設置及び廃止の通知

災害警戒本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表する。

通知及び公表先	連絡方法
本庁職員	防災アプリ、グループウェア、電話、庁内放送
各支所	防災アプリ、グループウェア、電話
消防本部	防災アプリ、グループウェア、電話
市出先機関	防災アプリ、電話、FAX
市民	市ホームページ、SNS
県	山梨県総合防災情報システム、電話、FAX、市ホームページ
笛吹警察署	電話
報道機関	山梨県総合防災情報システム

4 第4 配備体制（災害対策本部体制）

市は、災害対策を実施する必要があるときは、災害対策基本法第23条の2第1項の規定により、市長を本部長とする笛吹市災害対策本部を設置し、災害対策を実施する。

（1）配備基準

次のいずれかに該当するとき、災害対策本部を設置する。

- ①震度6弱以上の地震が市内に発生したとき
- ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき

③その他、市長が必要と認めたとき

(2) 配備を要する所属

第4 配備体制（災害対策本部体制）で参集する所属は、次のとおりとする。

①全職員

※消防団は出動

(3) 第4 配備体制（災害対策本部体制）の配備場所

①本部長、副本部長及び本部員は、市役所本館3階301会議室に参集する。

②統括班の職員は、市役所本館2階防災危機管理課に参集する。

③課長、課員及び支所職員は、各勤務先に参集する。

④24時間体制で交代勤務とする。

(4) 災害対策本部の組織

ア 職務、権限

災害対策本部の組織と職務、権限については、次のとおりとする。

災害対策本部会議	
本部長	市長
副本部長	副市長 教育長
本部員	総務部長 総合政策部長 市民生活部長 保健福祉部長 子供すこやか部長 産業観光部長 建設部長 公営企業部長 会計管理者 議会事務局長 教育部長 消防長 消防団長 社会福祉協議会事務局長

統括局	
統括班	防災危機管理課、統括員
資源管理班	総務課（人事給与担当）、管財課、 情報システム課
情報班	政策課、企画課、議会事務局、 総務課（総務担当）、各支所
財政班	財政課

住民部	
総務班	市民活動支援課
住民班	戸籍住民課、国民健康保険課、 税務課、収納課、会計課
環境班	環境推進課

福祉部	
総務班	福祉総務課
福祉班	障害福祉課、介護保険課、 長寿支援課、生活援護課
救護班	健康づくり課、他課の保健師
保育班	子育て支援課、保育課

社会基盤部	
総務班	建設総務課（総務管理担当）、 土木課（総務用地担当）
農政班	農林振興課、農業委員会事務局
観光商工班	観光商工課
土木班	土木課（建設担当）、農林土木課
住宅班	まちづくり整備課、 建設総務課（地籍担当・住宅担当）

水道部	
総務班	企業総務課
水道班	水道課
下水道班	下水道課

教育部	
総務班	教育総務課
学校教育班	学校教育課
生涯学習班	生涯学習課、文化財課、図書館

消防部	
消防本部	管理課、消防課、予防課、 指令課
消防署	消防署、東部出張所、西部出張所

【災害対策本部の組織図】

▶資料編参照：笛吹市災害対策本部条例 P資料109

①本部長

市長を市災害対策本部の本部長とする。

本部長は、災害対策本部の事務を総括し、各部を指揮監督する。

②副本部長

副市長及び教育長を市災害対策本部の副本部長とし、副本部長は、本部長を補佐する。本部長に事故等があるときは、その職務を副市長が代行する。

③本部員

本部員は、総務部長、総合政策部長、市民生活部長、保健福祉部長、子供すこやか部長、産業観光部長、建設部長、公営企業部長、会計管理者、議会事務局長、教育部長、消防長、消防団長、社会福祉協議会事務局長をもって充てる。

④統括局

災害対策本部の事務を処理するため、本部設置と同時に本部に統括局を設置する。

統括局長には総務部長をもって充てる。

統括局に統括班、資源管理班、情報班、財政班を置く。

⑤部、班

災害対策本部に部及び班を置き、部に部長、班に班長を置く。

部長は、本部長の命を受け、部に属する応急対策を掌理し、所属の各班を指揮監督する。

班長は、当該班の分掌事務について、班員を指揮して応急対策の処理に当たる。

各班に属する職員は当該班員として、班長の命を受けて応急対策に当たる。

イ 職務代行

大規模災害発生時に意思決定権者が不在の場合は、「笛吹市事務決裁規程」に準じ業務を遂行する。

「笛吹市事務決裁規程」に基づく決裁者及び代決者は、次のとおりとする。

【笛吹市事務決裁規程に基づく決裁者及び代決者】

決裁者	第1代決者	第2代決者
市長	副市長	総務部長
部長	主務課長	
課長	課長補佐又はグループのリーダー	

また、災害対策本部における市長の権限委譲順位は、次のとおりとし、本部の指揮監督をとるものとする。

第1順位 副市長（副本部長）

第2順位 総務部長

第3順位 防災危機管理課長

なお、部長、班長の職務代行は、次のとおりとする。

【災害対策本部に配置する職員と職務代行】

部	配置する職員					
	本部長・副本部長・部長	職務代行者	班	所属	班長	職務代行者
1 災害対策本部	本部長 市長	副市長	—	—	—	—
	副本部長 副市長 教育長	総務部長	—	—	—	—
2 統括局	統括局長 総務部長 副統括局長 総合政策部長 議会事務局長	総合政策部長	統括班	防災危機管理課、統括員	防災危機管理課長	課長補佐又はリーダー
			資源管理班	総務課（人事給与担当）、管財課、情報システム課	総務課長	管財課長
			情報班	政策課、企画課、議会事務局、総務課（総務担当）、各支所	政策課長	企画課長
			財政班	財政課	財政課長	課長補佐又はリーダー
3 住民部	住民部長 市民生活部長 副部長 会計管理者	会計管理者	総務班	市民活動支援課	市民活動支援課長	課長補佐又はリーダー
			住民班	戸籍住民課、国民健康保険課、税務課、収納課、会計課	戸籍住民課長	国民健康保険課長
			環境班	環境推進課	環境推進課長	課長補佐又はリーダー
4 福祉部	福祉部長 保健福祉部長 副部長 子供すこやか部長	子供すこやか部長	総務班	福祉総務課	福祉総務課長	課長補佐又はリーダー
			福祉班	障害福祉課、介護保険課、長寿支援課、生活支援課	障害福祉課長	介護保険課長
			救護班	健康づくり課、他課の保健師	健康づくり課長	課長補佐又はリーダー
			保育班	子育て支援課、保育課	子育て支援課長	保育課長
5 社会基盤部	社会基盤部長 建設部長 副部長 産業観光部長	産業観光部長	総務班	建設総務課（総務管理担当）、土木課（総務用地担当）	建設総務課長	課長補佐又はリーダー
			農政班	農林振興課、農業委員会事務局	農林振興課長	農業委員会事務局長
			観光商工班	観光商工課	観光商工課長	課長補佐又はリーダー
			土木班	土木課（建設担当）、農林土木課	土木課長	農林土木課長
			住宅班	まちづくり整備課、建設総務課（地籍担当・住宅担当）	まちづくり整備課長	課長補佐又はリーダー
6 水道部	水道部長 公営企業部長	水道課長	総務班	企業総務課	企業総務課長	課長補佐又はリーダー
			水道班	水道課	水道課長	課長補佐又はリーダー
			下水道班	下水道課	下水道課長	課長補佐又はリーダー
7 教育部	教育部長 教育部長	教育総務課長	総務班	教育総務課	教育総務課長	課長補佐又はリーダー
			学校教育班	学校教育課	学校教育課長	課長補佐又はリーダー
			生涯学習班	生涯学習課、文化財課、図書館	生涯学習課長	課長補佐又はリーダー
8 消防部	消防部長 消防長	次長	消防本部	管理課、消防課、予防課、指令課	次長	消防課長
			消防署	消防署、東部出張所、西部出張所	消防署長	副署長

※消防本部における災害対応のための「統括指揮本部」は、消防課が開設する。

(5) 災害対策本部の業務

災害対策本部の事務分掌は、資料編 P105～108「**笛吹市災害対策本部事務分掌**」のとおりとする。

▶資料編参照：**笛吹市災害対策本部事務分掌** P資料105～108

(6) 災害対策本部の運営

災害対策本部の設置が決定されたときは、統括局が中心となって、災害対策本部を運営する。

ア 標識の掲出

災害対策本部を設置したときは、市役所本館に「**笛吹市災害対策本部**」の標識を掲げる。

イ 職員の服装

本部長、副本部長、各部長及び防災危機管理課職員は、災害応急対策に従事するときは活動服を、各班長、各班員は、災害時職員用ベストを着用する。

ウ 設置場所

災害対策本部は、**笛吹市役所本館3階301会議室**に設置する。

ただし、市役所本館が被災したときは、次の順に設置場所を検討する。

- ①第1候補 御坂支所
- ②第2候補 八代支所
- ③第3候補 一宮支所

エ 運営上必要な資機材等の確保

災害対策本部を設置したときは、運営上必要な次の資機材等を確保する。

- ①パソコン、大型モニター、FAX、コピー機
- ②県防災行政無線
- ③市防災行政無線
- ④消防無線
- ⑤電話（携帯電話を含む。）
- ⑥インターネット
- ⑦テレビ、ラジオ
- ⑧非常用発電設備
- ⑨防災関係機関、関係団体等の名簿
- ⑩管内地図
- ⑪ホワイトボード
- ⑫筆記用具
- ⑬その他必要資機材

オ 会議の運営

災害対策本部を設置したときは、必要に応じて、次の会議を開催する。

会議名	概要
本部会議	市災害対策本部に本部会議を置き、本部長が招集する。 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害情報の分析及び災害応急対策の基本方針その他災害に関する重要事項を協議する。 【本部会議における主な協議事項】 ①緊急応急活動方針の決定に関すること。 ②災害対策本部の配備体制の決定や切替えに関すること。 ③県、他市町村等への応援要請に関すること。 ④自衛隊の災害派遣要請依頼に関すること。 ⑤災害救助法の適用に関すること。 ⑥災害対策本部の廃止に関すること。
部長会議	部間の連絡調整等を行うため、市災害対策本部に部長会議を置く。 部長会議は統括局長及び各部長をもって構成し、本部長が招集する。
班長会議	災害対策本部に各班の連絡調整のため、市災害対策本部に班長会議を置く。 班長会議は、各班長をもって構成し、統括局長が招集する。

カ 部相互の応援動員

災害対策を行うに当たって、対策要員が不足するときは部内で調整するが、部内の調整だけでは実施が困難なときは、他部からの応援を受けて実施する。

なお、他の部の職員の応援を受けようとするときは、当該部の部長が統括局長に要請する。

キ 県の現地災害対策本部との連携

市内に大規模災害が発生し、災害対策基本法第23条第5項により、県の現地災害対策本部が設置されるときは、笛吹市役所本館3階会議室において受け入れ、密接な連携を図りつつ適切な災害対策の実施に努める。

ク 市の現地災害対策本部の設置

本部長は、災害対策基本法第23条の2第5項の規定に基づき、被災地において、特に必要があると認めるときは、災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、本部長が指名する者をもって充て、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員をもって組織する。

現地災害対策本部長は、本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(7) 第4 配備体制（災害対策本部体制）の廃止基準

次のいずれかに該当するとき、災害対策本部を廃止する。

- ①災害の発生するおそれがなくなると災害対策本部長が認めるとき
- ②災害応急措置が概ね終了したと災害対策本部長が認めるとき

(8) 災害対策本部の設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表する。

通知及び公表先	連絡方法
本庁職員	防災アプリ、グループウェア、電話、庁内放送
各支所	防災アプリ、グループウェア、電話
消防本部	防災アプリ、グループウェア、電話
市出先機関	防災アプリ、電話、FAX
市民	市ホームページ、SNS
県	山梨県総合防災情報システム、電話、FAX、市ホームページ
笛吹警察署	電話
報道機関	山梨県総合防災情報システム

5 職員配備の伝達

市は、災害応急対策の実施に必要な職員を配備し、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

なお、職員への配備の伝達は、次により行う。

(1) 勤務時間内における伝達及び配備

震度情報等の通知を受け、災害発生が予想されたときは、市職員配備基準に基づいた配備を行う。

防災担当者は、防災アプリ、グループウェア、電話等により職員への配備体制を周知し、該当職員は、速やかに配備につく。

- ①防災担当者は、配備体制を防災アプリ、グループウェア、電話等により職員へ周知する。
- ②配備を指示された職員は、速やかに所定の場所につき、指示された業務に従事する。
- ③配備職員以外の職員は、気象情報や市の活動状況等に留意しつつ、緊急招集に備える。

(2) 勤務時間外、休日における伝達及び配備

勤務時間外等は、市職員配備基準に基づいた自動配備を行う。

防災担当者は、防災アプリ、電話等により職員へ配備体制を周知し、該当職員は、速やかに配備につく。

▶資料編参照：市職員配備基準 P資料102～104

【職員配備基準と該当職員の参集場所】

体制	配備基準	配備を要する所属等	配備する場所
第1配備体制 (注意報配備体制)	1 震度4の地震が市内で発生したとき。	1 防災危機管理課 (3人)	1 勤務時間に関わらず、防災危機管理課で情報を収集する。
第2配備体制 (警報配備体制)	1 震度4の地震が市内で発生し、市内に被害が確認されたとき。	1 防災危機管理課 (3人) 2 統括班 (2人) 3 農林土木課 (2人) 4 土木課 (3人) 5 総務課 (2人) 6 各支所 (3人) 7 指定避難所等管理職員 (開設が決定した指定避難所等の職員) ※カッコ内は勤務時間外の職員数 ※消防団は詰所参集、待機、必要に応じて出動	1 勤務時間内は、各勤務先で業務を行う。 2 勤務時間外は、統括班の職員は市役所本館2階 防災危機管理課、各支所の職員は各支所へ参集し、電話対応を行う。なお、他の職員は、各勤務先へ参集する。
第3配備体制 (災害警戒本部位制)	1 震度5弱及び5強の地震が市内で発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) が発表されたとき。 3 その他、市長が必要と認められたとき。	1 本部長 (総務部長) 2 副本部長 (防災危機管理課長) 3 課長 4 各課 (2人) 5 各支所 (3人) 6 統括班 7 指定避難所等管理職員 (開設が決定した指定避難所等の職員) ※消防団は出動	1 本部長、副本部長及び統括班の職員は、市役所本館2階 防災危機管理課に参集する。 2 課長、課員及び支所職員は、各勤務先に参集する。 3 24時間体制で交代勤務とする。
第4配備体制 (災害対策本部位制)	1 震度6弱以上の地震が市内で発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) が発表されたとき。 3 その他、市長が必要と認められたとき。	全職員 ※消防団は出動	1 本部長、副本部長及び本部長は、市役所本館3階301会議室に参集する。 2 統括班の職員は、市役所本館2階 防災危機管理課に参集する。 3 課長、課員及び支所職員は、各勤務先に参集する。 4 24時間体制で交代勤務とする。

(3) 職員の参集状況報告

ア 課長

課長は、配備体制の指示を受けたときは、直ちに次の措置を講ずる。

- ①課員の被災状況及び参集状況の把握
- ②参集職員から市内の被害状況の収集
- ③各部総務班への報告

イ 各部総務班

各部総務班は、取りまとめた職員の参集状況及び被害状況を部長及び資源管理班に報告する。

ウ 統括班

統括班は、資源管理班が取りまとめた職員の参集状況及び被害状況を本部長に報告する。

- ▶ 資料編参照：勤務時間内における緊急招集連絡 P資料109
- ▶ 資料編参照：勤務時間外における緊急招集連絡 P資料110
 - ▶ 資料編参照：参集時の留意事項 P資料110

第3 雪害の活動体制

担当班	全部（全班）
計画方針	雪害が発生又は発生するおそれがあるときは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、職員の配備基準等を定め、降雪状況により、迅速に活動体制を整える。

▶手法編参照：雪害の活動体制 P手法15～21

1 雪に関する情報の収集、伝達

大雪警報が発表されたときは、県、甲府地方気象台、消防本部、警察等の防災関係機関と連絡を密にし、情報収集に努めるとともに、降雪状況、被害状況を随時把握し、応急対応のために必要があるときは、防災関係機関に連絡し、情報の共有を図る。

2 第2 配備体制（警報配備体制）

（1）配備基準

市は、市内に大雪警報が発表されたときは、第2 配備体制（警報配備体制）をとる。

（2）配備を要する所属

第2 配備体制（警報配備体制）で参集する所属は、次のとおりとする。

- ①防災危機管理課（3人）
- ②統括班（2人）
- ③農林土木課（2人）
- ④土木課（3人）
- ⑤総務課（2人）
- ⑥各支所（3人）
- ⑦指定避難所等管理職員（開設が決定した指定避難所等の職員）

※カッコ内は勤務時間外の職員数

※消防団は詰所参集、待機、必要に応じて出動

（3）第2 配備体制（警報配備体制）の配備場所

配備職員は、勤務時間内は、各勤務先で業務を行う。

勤務時間外は、統括班の職員は市役所本館2階防災危機管理課、各支所の職員は、各支所へ参集し電話対応を行う。

また、他の職員は各勤務先へ参集する。

(4) 第2 配備体制（警報配備体制）廃止基準

次のいずれかに該当するとき、第2 配備体制（警報配備体制）を廃止する。

- ①発表された警報が解除されたとき
- ②市内において災害が発生するおそれが解消し応急措置が概ね完了したと認められるとき
- ③災害警戒本部又は災害対策本部を設置したとき

3 第3 配備体制（災害警戒本部体制）

市は、災害が発生することを警戒するとともに、速やかに災害対策本部体制に移行できるよう、総務部長を本部長とする笛吹市災害警戒本部を設置する。

(1) 災害警戒本部の設置基準

次のいずれかに該当するとき、災害警戒本部を設置する。

- ① 市内の広範囲な地域にわたり、積雪深が30cmを大きく超えると見込まれるとき
- ②その他、市長が必要と認めたとき

(2) 配備を要する所属

第3 配備体制（災害警戒本部）で参集する所属は、次のとおりとする。

- ①本部長（総務部長）
 - ②副本部長（防災危機管理課長）
 - ③課長（災害対策本部に配置する職員と職務代行P102参照）
 - ④各課（2人）
 - ⑤各支所（3人）
 - ⑥統括班
 - ⑦指定避難所等管理職員（開設が決定した指定避難所等の職員）
- ※消防団は出動

(3) 第3 配備体制（災害警戒本部体制）の配備場所

- ①本部長、副本部長及び統括班の職員は、市役所本館2階防災危機管理課に参集する。
- ②課長、課員及び支所職員は、各勤務先に参集する。
- ③24時間体制で交代勤務とする。

(4) 第3 配備体制（災害警戒本部体制）の廃止基準

次のいずれかに該当するとき、災害警戒本部を廃止する。

- ①本部長が災害の発生するおそれなくなったと認めるとき
- ②本部長が災害対策について概ね終了したと認めるとき
- ③災害対策本部が設置されたとき

(5) 災害警戒本部の設置及び廃止の通知

災害警戒本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表する。

通知及び公表先	連絡方法
本庁職員	防災アプリ、グループウェア、電話、庁内放送
各支所	防災アプリ、グループウェア、電話
消防本部	防災アプリ、グループウェア、電話
市出先機関	防災アプリ、電話、FAX
市民	市ホームページ、SNS
県	山梨県総合防災情報システム、電話、FAX、市ホームページ
笛吹警察署	電話
報道機関	山梨県総合防災情報システム

4 第4 配備体制（災害対策本部体制）

市は、災害対策を実施する必要があるときは、災害対策基本法第23条の2第1項の規定により、市長を本部長とする笛吹市災害対策本部を設置し、災害対策を実施する。

(1) 配備基準

次のいずれかに該当するとき、災害対策本部を設置する。

- ①市内に大雪特別警報又は暴風雪特別警報が発表されたとき
- ②災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害対策を必要とするとき
- ③市内の広範囲において、積雪深が40cm以上に達し、さらに降雪のおそれがあるとき
- ④その他、市長が必要と認めたとき

(2) 配備を要する所属

第4 配備体制（災害対策本部体制）で参集する所属は、次のとおりとする。

- ①全職員

※消防団は出動

(3) 第4 配備体制（災害対策本部体制）の配備場所

- ① 本部長、副本部長及び本部員は、市役所本館3階301会議室に参集する。
- ② 統括班の職員は、市役所本館2階防災危機管理課に参集する。
- ③ 課長、課員及び支所職員は、各勤務先に参集する。
- ④ 24時間体制で交代勤務とする。

(4) 災害対策本部の組織

ア 職務、権限

災害対策本部の組織と職務、権限については、次のとおりとする。

災害対策本部会議	
本部長	市長
副本部長	副市長 教育長
本部員	総務部長 総合政策部長 市民生活部長 保健福祉部長 子供すこやか部長 産業観光部長 建設部長 公営企業部長 会計管理者 議会議務局長 教育部長 消防長 消防団長 社会福祉協議会事務局長

統括局	
統括班	防災危機管理課、統括員
資源管理班	総務課（人事給与担当）、管財課、 情報システム課
情報班	政策課、企画課、議会議務局、 総務課（総務担当）、各支所
財政班	財政課

住民部	
総務班	市民活動支援課
住民班	戸籍住民課、国民健康保険課、 税務課、収納課、会計課
環境班	環境推進課

福祉部	
総務班	福祉総務課
福祉班	障害福祉課、介護保険課、 長寿支援課、生活支援課
救護班	健康づくり課、他課の保健師
保育班	子育て支援課、保育課

社会基盤部	
総務班	建設総務課（総務管理担当）、 土木課（総務用地担当）
農政班	農林振興課、農業委員会事務局
観光商工班	観光商工課
土木班	土木課（建設担当）、農林土木課
住宅班	まちづくり整備課、 建設総務課（地籍担当・住宅担当）

水道部	
総務班	企業総務課
水道班	水道課
下水道班	下水道課

教育部	
総務班	教育総務課
学校教育班	学校教育課
生涯学習班	生涯学習課、文化財課、図書館

消防部	
消防本部	管理課、消防課、予防課、 指令課
消防署	消防署、東部出張所、西部出張所

【災害対策本部の組織図】

▶資料編参照：笛吹市災害対策本部条例 P資料109

①本部長

市長を市災害対策本部の本部長とする。

本部長は、災害対策本部の事務を総括し、各部を指揮監督する。

②副本部長

副市長及び教育長を市災害対策本部の副本部長とし、副本部長は、本部長を補佐する。本部長に事故等があるときは、その職務を副本部長が代行する。

③本部員

本部員は、総務部長、総合政策部長、市民生活部長、保健福祉部長、子供すこやか部長、産業観光部長、建設部長、公営企業部長、会計管理者、議会事務局長、教育部長、消防長、消防団長、社会福祉協議会事務局長をもって充てる。

④統括局

災害対策本部の事務を処理するため、本部設置と同時に本部に統括局を設置する。

統括局長には総務部長をもって充てる。

統括局に統括班、資源管理班、情報班、財政班を置く。

⑤部、班

災害対策本部に部及び班を置き、部に部長、班に班長を置く。

部長は、本部長の命を受け、部に属する応急対策を掌理し、所属の各班を指揮監督する。

班長は、当該班の分掌事務について、班員を指揮して応急対策の処理に当たる。

各班に属する職員は当該班員として、班長の命を受けて応急対策に当たる。

イ 職務代行

大規模災害発生時に意思決定権者が不在の場合は、「笛吹市事務決裁規程」に準じ業務を遂行する。

「笛吹市事務決裁規程」に基づく決裁者及び代決者は、次のとおりとする。

【笛吹市事務決裁規程に基づく決裁者及び代決者】

決裁者	第1代決者	第2代決者
市長	副市長	総務部長
部長	主務課長	
課長	課長補佐又はグループのリーダー	

また、災害対策本部における市長の権限委譲順位は、次のとおりとし、本部の指揮監督をとるものとする。

第1順位 副市長（副本部長）

第2順位 総務部長

第3順位 防災危機管理課長

なお、部長、班長の職務代行は、次のとおりとする。

【災害対策本部に配置する職員と職務代行】

部	配置する職員					
	本部長・副本部長・部長	職務代行者	班	所属	班長	職務代行者
1 災害対策本部	本部長 市長	副市長	—	—	—	—
	副本部長 副市長 教育長	総務部長	—	—	—	—
2 統括局	統括局長 総務部長 副統括局長 総合政策部長 議会事務局長	総合政策部長	統括班	防災危機管理課、統括員	防災危機管理課長	課長補佐又はリーダー
			資源管理班	総務課（人事給与担当）、管財課、情報システム課	総務課長	管財課長
			情報班	政策課、企画課、議会事務局、総務課（総務担当）、各支所	政策課長	企画課長
			財政班	財政課	財政課長	課長補佐又はリーダー
3 住民部	住民部長 市民生活部長 副部長 会計管理者	会計管理者	総務班	市民活動支援課	市民活動支援課長	課長補佐又はリーダー
			住民班	戸籍住民課、国民健康保険課、税務課、収納課、会計課	戸籍住民課長	国民健康保険課長
			環境班	環境推進課	環境推進課長	課長補佐又はリーダー
4 福祉部	福祉部長 保健福祉部長 副部長 子供すこやか部長	子供すこやか部長	総務班	福祉総務課	福祉総務課長	課長補佐又はリーダー
			福祉班	障害福祉課、介護保険課、長寿支援課、生活支援課	障害福祉課長	介護保険課長
			救護班	健康づくり課、他課の保健師	健康づくり課長	課長補佐又はリーダー
			保育班	子育て支援課、保育課	子育て支援課長	保育課長
5 社会基盤部	社会基盤部長 建設部長 副部長 産業観光部長	産業観光部長	総務班	建設総務課（総務管理担当）、土木課（総務用地担当）	建設総務課長	課長補佐又はリーダー
			農政班	農林振興課、農業委員会事務局	農林振興課長	農業委員会事務局長
			観光商工班	観光商工課	観光商工課長	課長補佐又はリーダー
			土木班	土木課（建設担当）、農林土木課	土木課長	農林土木課長
			住宅班	まちづくり整備課、建設総務課（地籍担当・住宅担当）	まちづくり整備課長	課長補佐又はリーダー
6 水道部	水道部長 公営企業部長	水道課長	総務班	企業総務課	企業総務課長	課長補佐又はリーダー
			水道班	水道課	水道課長	課長補佐又はリーダー
			下水道班	下水道課	下水道課長	課長補佐又はリーダー
7 教育部	教育部長 教育部長	教育総務課長	総務班	教育総務課	教育総務課長	課長補佐又はリーダー
			学校教育班	学校教育課	学校教育課長	課長補佐又はリーダー
			生涯学習班	生涯学習課、文化財課、図書館	生涯学習課長	課長補佐又はリーダー
8 消防部	消防部長 消防長	次長	消防本部	管理課、消防課、予防課、指令課	次長	消防課長
			消防署	消防署、東部出張所、西部出張所	消防署長	副署長

※消防本部における災害対応のための「統括指揮本部」は、消防課が開設する。

(5) 災害対策本部の業務

災害対策本部の事務分掌は、資料編 P105～108「**笛吹市災害対策本部事務分掌**」のとおりとする。

▶資料編参照：**笛吹市災害対策本部事務分掌** P資料105～108

(6) 災害対策本部の運営

災害対策本部の設置が決定されたときは、統括局が中心となって、災害対策本部を運営する。

ア 標識の掲出

災害対策本部を設置したときは、市役所本館に「**笛吹市災害対策本部**」の標識を掲げる。

イ 職員の服装

本部長、副本部長、各部長及び防災危機管理課職員は、災害応急対策に従事するときは活動服を、各班長、各班員は、災害時職員用ベストを着用する。

ウ 設置場所

災害対策本部は、**笛吹市役所本館3階301会議室**に設置する。

ただし、市役所本館が被災したときは、次の順に設置場所を検討する。

- ①第1候補 御坂支所
- ②第2候補 八代支所
- ③第3候補 一宮支所

エ 運営上必要な資機材等の確保

災害対策本部を設置したときは、運営上必要な次の資機材等を確保する。

- ①パソコン、大型モニター、FAX、コピー機
- ②県防災行政無線
- ③市防災行政無線
- ④消防無線
- ⑤電話（携帯電話を含む。）
- ⑥インターネット
- ⑦テレビ、ラジオ
- ⑧非常用発電設備
- ⑨防災関係機関、関係団体等の名簿
- ⑩管内地図
- ⑪ホワイトボード
- ⑫筆記用具
- ⑬その他必要資機材

オ 会議の運営

災害対策本部を設置したときは、必要に応じて、次の会議を開催する。

会議名	概要
本部会議	市災害対策本部に本部会議を置き、本部長が招集する。 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害情報の分析及び災害応急対策の基本方針その他災害に関する重要事項を協議する。 【本部会議における主な協議事項】 ①緊急応急活動方針の決定に関すること。 ②災害対策本部の配備体制の決定や切替えに関すること。 ③県、他市町村等への応援要請に関すること。 ④自衛隊の災害派遣要請依頼に関すること。 ⑤災害救助法の適用に関すること。 ⑥災害対策本部の廃止に関すること。
部長会議	部間の連絡調整等を行うため、市災害対策本部に部長会議を置く。 部長会議は統括局長及び各部長をもって構成し、本部長が招集する。
班長会議	災害対策本部に各班の連絡調整のため、市災害対策本部に班長会議を置く。 班長会議は、各班長をもって構成し、統括局長が招集する。

カ 部相互の応援動員

災害対策を行うに当たって、対策要員が不足するときは部内で調整するが、部内の調整だけでは実施が困難なときは、他部からの応援を受けて実施する。

なお、他の部の職員の応援を受けようとするときは、当該部の部長が統括局長に要請する。

キ 県の現地災害対策本部との連携

市内に大規模災害が発生し、災害対策基本法第23条第5項により、県の現地災害対策本部が設置されるときは、笛吹市役所本館3階会議室において受け入れ、密接な連携を図りつつ適切な災害対策の実施に努める。

ク 市の現地災害対策本部の設置

本部長は、災害対策基本法第23条の2第5項の規定に基づき、被災地において、特に必要があると認めるときは、災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、本部長が指名する者をもって充て、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員をもって組織する。

現地災害対策本部長は、本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(7) 第4 配備体制（災害対策本部体制）の廃止基準

次のいずれかに該当するとき、災害対策本部を廃止する。

- ①災害の発生するおそれなくなったと災害対策本部長が認めるとき
- ②災害応急措置が概ね終了したと災害対策本部長が認めるとき

(8) 災害対策本部の設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表する。

通知及び公表先	連絡方法
本庁職員	防災アプリ、グループウェア、電話、庁内放送
各支所	防災アプリ、グループウェア、電話
消防本部	防災アプリ、グループウェア、電話
市出先機関	防災アプリ、電話、FAX
市民	市ホームページ、SNS
県	山梨県総合防災情報システム、電話、FAX、市ホームページ
笛吹警察署	電話
報道機関	山梨県総合防災情報システム

5 職員配備の伝達

市は、災害応急対策の実施に必要な職員を配備し、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

なお、職員への配備の伝達は、次により行う。

(1) 勤務時間内における伝達及び配備

気象情報等の通知を受け、災害発生が予想されたときは、市職員配備基準に基づいた配備を行う。

防災担当者は、防災アプリ、グループウェア、電話等により職員への配備体制を周知し、該当職員は、速やかに配備につく。

- ①防災担当者は、配備体制を防災アプリ、グループウェア、電話等により職員へ周知する。
- ②配備を指示された職員は、速やかに所定の場所につき、指示された業務に従事する。
- ③配備職員以外の職員は、気象情報や市の活動状況等に留意しつつ、緊急招集に備える。

(2) 勤務時間外、休日における伝達及び配備

勤務時間外等は、市職員配備基準に基づいた自動配備を行う。

防災担当者は、防災アプリ、電話等により職員へ配備体制を周知し、該当職員は、速やかに配備につく。

▶資料編参照：市職員配備基準 P資料102～104

【職員配備基準と該当職員の参集場所】

体制	配備基準	配備を要する所属等	配備する場所
第2配備体制 (警報配備体制)	1 市内に大雪警報が発表されたとき 2 その他、市長が必要と認めたとき	1 防災危機管理課 (3人) 2 総務課 (2人) 3 政策課、財政課、企画課 (2人) 4 農林土木課 (2人) 5 土木課 (3人) 6 各支所 (3人) 7 指定避難所等管理職員 (開設が決定した指定避難所等の職員) ※カッコ内は勤務時間外の職員数 ※消防団は詰所参集、待機、必要に応じて出動	1 勤務時間内は、各勤務先で業務を行う。 2 勤務時間外は、総務課、政策課、財政課の職員は、総務課へ、他の職員は、各勤務先へ参集する。
第3配備体制 (災害警戒本部体制)	1 市内の広範囲な地域にわたり、積雪深が30cmを大きく超えると見込まれるとき 2 その他、市長が必要と認めたとき	1 本部長 (総務部長) 2 副本部長 (防災危機管理課長) 3 課長 4 各課 (2人) 5 各支所 (3人) 6 統括班 7 指定避難所等管理職員 (開設が決定した指定避難所等の職員) ※消防団は出動	1 本部長及び統括班の職員は、市役所本館 2階 防災危機管理課に参集する。 2 課長、課員及び支所職員は、各勤務先に参集する。 3 24時間体制で交代勤務とする。
第4配備体制 (災害対策本部体制)	1 市内に特別警報が発表されたとき 2 災害が広範囲な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害対策を必要とするとき 3 市内の広範囲において、積雪深が40cmに達し、さらに降雪のおそれがあるとき 4 その他、市長が必要と認めたとき	全職員 ※消防団は出動	1 本部長、副本部長及び本部長は、市役所本館 3階 301会議室に参集する。 2 統括班の職員は、市役所本館 2階 防災危機管理課に参集する。 3 課長、課員及び支所職員は、各勤務先に参集する。 4 24時間体制で交代勤務とする。

(3) 職員の参集状況報告

ア 課長

課長は、配備体制の指示を受けたときは、直ちに次の措置を講ずる。

- ①課員の被災状況及び参集状況の把握
- ②参集職員から市内の被害状況の収集
- ③各部総務班への報告

イ 各部総務班

各部総務班は、取りまとめた職員の参集状況及び被害状況を部長及び資源管理班に報告する。

ウ 統括班

統括班は、資源管理班が取りまとめた職員の参集状況及び被害状況を本部長に報告する。

- ▶資料編参照：勤務時間内における緊急招集連絡 P資料109
- ▶資料編参照：勤務時間外における緊急招集連絡 P資料110
- ▶資料編参照：参集時の留意事項 P資料110

第4 その他の災害の活動体制

担当班	全部（全班）
計画方針	火山災害、大規模火災、林野火災、原子力災害、突発重大事故等が発生したときは、災害の状況に応じて、災害対策本部を設置し、県、防災関係機関等と緊密な連携の下、迅速に活動体制を整える。

▶手法編参照：その他の災害の活動体制 P手法22～27

1 その他災害に関する情報の収集、伝達

市は、火山噴火、大規模火災、林野火災、原子力発電所事故、突発重大事故等の災害時は、迅速に関連する情報を収集するとともに、県や防災関係機関と情報交換を徹底し、的確な指示等を職員、市民等に伝達する。

(1) 火山噴火に関するもの

気象庁が富士山についての火山情報を発表したときは、甲府地方气象台から県を通じて、火山情報や降灰予報が伝達される。

市は、火山情報等の通知を受けたときは、特に降灰予報について情報を収集するとともに、必要な情報を市民、観光客等に伝達する。

▶資料編参照：火山に関する情報 P資料97～101

(2) 大規模な火災、林野火災に関するもの

本市及び隣接市町において、消防職員、警察官、市職員、市民等から、大規模な火災や林野火災の発生に関する通報を受けたときは、市は、直ちに関係機関と連携し、大規模火災や林野火災に関する詳細な情報の収集に努める。

(3) 原子力発電所事故に関するもの

県から次の事態において、連絡を受けたときは、市は、直ちに関係機関と連携し、原子力災害に関する詳細な情報の収集に努める。

ア 警戒事態発生後

静岡県内で震度6弱以上の地震が発生するなど原子力災害対策指針に規定する警戒事態が発生したときは、県を通じて国、静岡県から、原子力事業所の状況等に関する情報を収集し、必要に応じ、市内関係機関及び市民へ情報伝達する。

イ 施設敷地緊急事態発生後

全交流電源の喪失など原子力災害対策指針に規定する施設敷地緊急事態が発生したときは、県を通じて国、静岡県から、原子力事業所の状況、緊急時モニタリング情報、防護措置の実施状況等について情報を収集し、必要に応じ、市内関係機関及び市民へ情報伝達する。

ウ 全面緊急事態発生後

全ての非常用炉心冷却装置による原子炉への注水が不能など原子力災害対策指針に規定する全面緊急事態が発生したときは、県を通じて国、静岡県から、原子力発電所周辺の状況、緊急時モニタリング情報、避難又は屋内退避等の必要性、緊急事態応急対策活動の状況等に関する情報を収集し、必要に応じ、市内関係機関及び市民へ情報伝達する。

(4) 突発重大事故に関するもの

本市及び隣接市町において、消防職員、警察官、事故原因者、市職員、市民等から、次のような突発重大事故の発生に関する通報を受けたときは、市は、直ちに関係機関と連携し、事故に関する詳細な情報の収集に努める。

- ①航空機事故
- ②鉄道事故
- ③交通事故
- ④危険物等災害

2 第3 配備体制（災害警戒本部体制）

市は、情報収集を進めながら、被害の状況が広範囲に及ぶことを警戒するとともに、速やかに災害対策本部体制に移行できるよう、総務部長を本部長とする笛吹市災害警戒本部を設置する。

(1) 災害警戒本部の設置基準

次のいずれかに該当するとき、災害警戒本部を設置する。

- ①富士山に噴火警戒レベル3（入山規制）以上が発表されたとき
- ②その他、市長が必要と認めたとき

(2) 配備を要する所属

第3 配備体制（災害警戒本部）で参集する所属は、次のとおりとする。

- ①本部長（総務部長）
- ②副本部長（防災危機管理課長）
- ③課長（災害対策本部に配置する職員と職務代行P113参照）
- ④各課（2人）
- ⑤各支所（3人）
- ⑥統括班
- ⑦指定避難所等管理職員（開設が決定した指定避難所等の職員）

※消防団は出動

(3) 第3 配備体制（災害警戒本部体制）の配備場所

- ①本部長、副本部長及び統括班の職員は、市役所本館2階防災危機管理課に参集する。
- ②課長、課員及び支所職員は、各勤務先に参集する。
- ③24時間体制で交代勤務とする。

(4) 第3 配備体制（災害警戒本部体制）の廃止基準

次のいずれかに該当するとき、災害警戒本部を廃止する。

- ①本部長が災害の発生するおそれなくなったと認めるとき
- ②本部長が災害対策について概ね終了したと認めるとき
- ③災害対策本部が設置されたとき

(5) 災害警戒本部の設置及び廃止の通知

災害警戒本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表する。

通知及び公表先	連絡方法
本庁職員	防災アプリ、グループウェア、電話、庁内放送
各支所	防災アプリ、グループウェア、電話
消防本部	防災アプリ、グループウェア、電話
市出先機関	防災アプリ、電話、FAX
市民	市ホームページ、SNS
県	山梨県総合防災情報システム、電話、FAX、市ホームページ
笛吹警察署	電話
報道機関	山梨県総合防災情報システム

3 第4 配備体制（災害対策本部体制）

市は、災害対策を実施する必要があるときは、災害対策基本法第23条の2第1項の規定により、市長を本部長とする笛吹市災害対策本部を設置し、災害対策を実施する。

(1) 配備基準

次のいずれかに該当するとき、災害対策本部を設置する。

- ①災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするとき
- ②災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害対策を必要とするとき
- ③富士山に噴火警戒レベル4（避難準備）以上が発表されたとき
- ④その他、市長が必要と認めたとき

(2) 配備を要する所属

第4 配備体制（災害対策本部体制）で参集する所属は、次のとおりとする。

①全職員

※消防団は出動

(3) 第4 配備体制（災害対策本部体制）の配備場所

①本部長、副本部長及び本部員は、市役所本館3階301会議室に参集する。

②統括班の職員は、市役所本館2階防災危機管理課に参集する。

③課長、課員及び支所職員は、各勤務先に参集する。

④24時間体制で交代勤務とする。

(4) 災害対策本部の組織

ア 職務、権限

災害対策本部の組織と職務、権限については、次のとおりとする。

災害対策本部会議	
本部長	市長
副本部長	副市長 教育長
本部員	総務部長 総合政策部長 市民生活部長 保健福祉部長 子供すこやか部長 産業観光部長 建設部長 公営企業部長 会計管理者 議会事務局長 教育部長 消防長 消防団長 社会福祉協議会事務局長

統括局	
統括班	防災危機管理課、統括員
資源管理班	総務課（人事給与担当）、管財課、 情報システム課
情報班	政策課、企画課、議会事務局、 総務課（総務担当）、各支所
財政班	財政課

住民部	
総務班	市民活動支援課
住民班	戸籍住民課、国民健康保険課、 税務課、収納課、会計課
環境班	環境推進課

福祉部	
総務班	福祉総務課
福祉班	障害福祉課、介護保険課、 長寿支援課、生活援護課
救護班	健康づくり課、他課の保健師
保育班	子育て支援課、保育課

社会基盤部	
総務班	建設総務課（総務管理担当）、 土木課（総務用地担当）
農政班	農林振興課、農業委員会事務局
観光商工班	観光商工課
土木班	土木課（建設担当）、農林土木課
住宅班	まちづくり整備課、 建設総務課（地籍担当・住宅担当）

水道部	
総務班	企業総務課
水道班	水道課
下水道班	下水道課

教育部	
総務班	教育総務課
学校教育班	学校教育課
生涯学習班	生涯学習課、文化財課、図書館

消防部	
消防本部	管理課、消防課、予防課、 指令課
消防署	消防署、東部出張所、西部出張所

【災害対策本部の組織図】

▶資料編参照：笛吹市災害対策本部条例 P資料109

①本部長

市長を市災害対策本部の本部長とする。本部長は、災害対策本部の事務を総括し、各部を指揮監督する。

②副本部長

副市長及び教育長を市災害対策本部の副本部長とし、副本部長は、本部長を補佐する。本部長に事故等があるときは、その職務を副市長が代行する。

③本部員

本部員は、総務部長、総合政策部長、市民生活部長、保健福祉部長、子供すこやか部長、産業観光部長、建設部長、公営企業部長、会計管理者、議会事務局長、教育部長、消防長、消防団長、社会福祉協議会事務局長をもって充てる。

④統括局

災害対策本部の事務を処理するため、本部設置と同時に本部に統括局を設置する。

統括局長には総務部長をもって充てる。

統括局に統括班、資源管理班、情報班、財政班を置く。

⑤部、班

災害対策本部に部及び班を置き、部に部長、班に班長を置く。

部長は、本部長の命を受け、部に属する応急対策を掌理し、所属の各班を指揮監督する。

班長は、当該班の分掌事務について、班員を指揮して応急対策の処理に当たる。

各班に属する職員は当該班員として、班長の命を受けて応急対策に当たる。

イ 職務代行

大規模災害発生時に意思決定権者が不在の場合は、「笛吹市事務決裁規程」に準じ業務を遂行する。

「笛吹市事務決裁規程」に基づく決裁者及び代決者は、次のとおりとする。

【笛吹市事務決裁規程に基づく決裁者及び代決者】

決裁者	第1代決者	第2代決者
市長	副市長	総務部長
部長	主務課長	
課長	課長補佐又はグループのリーダー	

また、災害対策本部における市長の権限委譲順位は、次のとおりとし、本部の指揮監督をとるものとする。

第1順位 副市長（副本部長）

第2順位 総務部長

第3順位 防災危機管理課長

なお、部長、班長の職務代行は、次のとおりとする。

【災害対策本部に配置する職員と職務代行】

部	配置する職員					
	本部長・副本部長・部長	職務代行者	班	所属	班長	職務代行者
1 災害対策本部	本部長 市長	副市長	—	—	—	—
	副本部長 副市長 教育長	総務部長	—	—	—	—
2 統括局	統括局長 総務部長 副統括局長 総合政策部長 議会事務局長	総合政策部長	統括班	防災危機管理課、統括員	防災危機管理課長	課長補佐又はリーダー
			資源管理班	総務課（人事給与担当）、管財課、情報システム課	総務課長	管財課長
			情報班	政策課、企画課、議会事務局、総務課（総務担当）、各支所	政策課長	企画課長
			財政班	財政課	財政課長	課長補佐又はリーダー
3 住民部	住民部長 市民生活部長 副部長 会計管理者	会計管理者	総務班	市民活動支援課	市民活動支援課長	課長補佐又はリーダー
			住民班	戸籍住民課、国民健康保険課、税務課、収納課、会計課	戸籍住民課長	国民健康保険課長
			環境班	環境推進課	環境推進課長	課長補佐又はリーダー
4 福祉部	福祉部長 保健福祉部長 副部長 子供すこやか部長	子供すこやか部長	総務班	福祉総務課	福祉総務課長	課長補佐又はリーダー
			福祉班	障害福祉課、介護保険課、長寿支援課、生活支援課	障害福祉課長	介護保険課長
			救護班	健康づくり課、他課の保健師	健康づくり課長	課長補佐又はリーダー
			保育班	子育て支援課、保育課	子育て支援課長	保育課長
5 社会基盤部	社会基盤部長 建設部長 副部長 産業観光部長	産業観光部長	総務班	建設総務課（総務管理担当）、土木課（総務用地担当）	建設総務課長	課長補佐又はリーダー
			農政班	農林振興課、農業委員会事務局	農林振興課長	農業委員会事務局長
			観光商工班	観光商工課	観光商工課長	課長補佐又はリーダー
			土木班	土木課（建設担当）、農林土木課	土木課長	農林土木課長
			住宅班	まちづくり整備課、建設総務課（地籍担当・住宅担当）	まちづくり整備課長	課長補佐又はリーダー
6 水道部	水道部長 公営企業部長	水道課長	総務班	企業総務課	企業総務課長	課長補佐又はリーダー
			水道班	水道課	水道課長	課長補佐又はリーダー
			下水道班	下水道課	下水道課長	課長補佐又はリーダー
7 教育部	教育部長 教育部長	教育総務課長	総務班	教育総務課	教育総務課長	課長補佐又はリーダー
			学校教育班	学校教育課	学校教育課長	課長補佐又はリーダー
			生涯学習班	生涯学習課、文化財課、図書館	生涯学習課長	課長補佐又はリーダー
8 消防部	消防部長 消防長	次長	消防本部	管理課、消防課、予防課、指令課	次長	消防課長
			消防署	消防署、東部出張所、西部出張所	消防署長	副署長

※消防本部における災害対策のための「統括指揮本部」は、消防課が開設する。

(5) 災害対策本部の業務

災害対策本部の事務分掌は、資料編 P105～108「**笛吹市災害対策本部事務分掌**」のとおりとする。

▶資料編参照：**笛吹市災害対策本部事務分掌** P資料105～108

(6) 災害対策本部の運営

災害対策本部の設置が決定されたときは、統括局が中心となって、災害対策本部を運営する。

ア 標識の掲出

災害対策本部を設置したときは、市役所本館に「**笛吹市災害対策本部**」の標識を掲げる。

イ 職員の服装

本部長、副本部長、各部長及び防災危機管理課職員は、災害応急対策に従事するときは活動服を、各班長、各班員は、災害時職員用ベストを着用する。

ウ 設置場所

災害対策本部は、**笛吹市役所本館3階301会議室**に設置する。

ただし、市役所本館が被災したときは、次の順に設置場所を検討する。

- ①第1候補 御坂支所
- ②第2候補 八代支所
- ③第3候補 一宮支所

エ 運営上必要な資機材等の確保

災害対策本部を設置したときは、運営上必要な次の資機材等を確保する。

- ①パソコン、大型モニター、FAX、コピー機
- ②県防災行政無線
- ③市防災行政無線
- ④消防無線
- ⑤電話（携帯電話を含む。）
- ⑥インターネット
- ⑦テレビ、ラジオ
- ⑧非常用発電設備
- ⑨防災関係機関、関係団体等の名簿
- ⑩管内地図
- ⑪ホワイトボード
- ⑫筆記用具
- ⑬その他必要資機材

オ 会議の運営

災害対策本部を設置したときは、必要に応じて、次の会議を開催する。

会議名	概要
本部会議	市災害対策本部に本部会議を置き、本部長が招集する。 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害情報の分析及び災害応急対策の基本方針その他災害に関する重要事項を協議する。 【本部会議における主な協議事項】 ①緊急応急活動方針の決定に関すること。 ②災害対策本部の配備体制の決定や切替えに関すること。 ③県、他市町村等への応援要請に関すること。 ④自衛隊の災害派遣要請依頼に関すること。 ⑤災害救助法の適用に関すること。 ⑥災害対策本部の廃止に関すること。
部長会議	部間の連絡調整等を行うため、市災害対策本部に部長会議を置く。 部長会議は統括局長及び各部長をもって構成し、本部長が招集する。
班長会議	災害対策本部に各班の連絡調整のため、市災害対策本部に班長会議を置く。 班長会議は、各班長をもって構成し、統括局長が招集する。

カ 部相互の応援動員

災害対策を行うに当たって、対策要員が不足するときは部内で調整するが、部内の調整だけでは実施が困難なときは、他部からの応援を受けて実施する。

なお、他の部の職員の応援を受けようとするときは、当該部の部長が統括局長に要請する。

キ 県の現地災害対策本部との連携

市内に大規模災害が発生し、災害対策基本法第23条第5項により、県の現地災害対策本部が設置されるときは、笛吹市役所本館3階会議室において受け入れ、密接な連携を図りつつ適切な災害対策の実施に努める。

ク 市の現地災害対策本部の設置

本部長は、災害対策基本法第23条の2第5項の規定に基づき、被災地において、特に必要があると認めるときは、災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、本部長が指名する者をもって充て、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員をもって組織する。

現地災害対策本部長は、本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(7) 第4 配備体制（災害対策本部体制）の廃止基準

次のいずれかに該当するとき、災害対策本部を廃止する。

- ①災害の発生するおそれなくなったと災害対策本部長が認めるとき
- ②災害応急措置が概ね終了したと災害対策本部長が認めるとき

(8) 災害対策本部の設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表する。

通知及び公表先	連絡方法
本庁職員	防災アプリ、グループウェア、電話、庁内放送
各支所	防災アプリ、グループウェア、電話
消防本部	防災アプリ、グループウェア、電話
市出先機関	防災アプリ、電話、FAX
市民	市ホームページ、SNS
県	山梨県総合防災情報システム、電話、FAX、市ホームページ
笛吹警察署	電話
報道機関	山梨県総合防災情報システム

4 職員配備の伝達

市は、災害応急対策の実施に必要な職員を配備し、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

なお、職員への配備の伝達は、次により行う。

(1) 勤務時間内における伝達及び配備

気象情報等の通知を受け、災害発生が予想されたときは、市職員配備基準に基づいた配備を行う。

防災担当者は、防災アプリ、グループウェア、電話等により職員への配備体制を周知し、該当職員は、速やかに配備につく。

- ①防災担当者は、配備体制を防災アプリ、グループウェア、電話等により職員へ周知する。
- ②配備を指示された職員は、速やかに所定の場所につき、指示された業務に従事する。
- ③配備職員以外の職員は、気象情報や市の活動状況等に留意しつつ、緊急招集に備える。

(2) 勤務時間外、休日における伝達及び配備

勤務時間外等は、市職員配備基準に基づいた自動配備を行う。

防災担当者は、防災アプリ、電話等により職員へ配備体制を周知し、該当職員は、速やかに配備につく。

▶資料編参照：市職員配備基準 P資料102～104

【職員配備基準と該当職員の参集場所】

体制	配備基準	配備を要する所属等	配備する場所
第3 配備体制 (災害警戒本部体制)	<ol style="list-style-type: none"> 1 富士山に噴火警戒レベル3(入山規制)以上が発表されたとき 2 その他、市長が必要と認めたとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長(総務部長) 2 副本部長(防災危機管理課長) 3 課長 4 各課(2人) 5 各支所(3人) 6 統括班 7 指定避難所等管理職員(開設が決定した指定避難所等の職員) ※消防団は出動	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長、副本部長及び統括班の職員は、市役所本館 2階 防災危機管理課に参集する。 2 課長、課員及び支所職員は、各勤務先に参集する。 3 24時間体制で交代勤務とする。
第4 配備体制 (災害対策本部体制)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするとき 2 災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害対策を必要とするとき 3 富士山に噴火警戒レベル4(避難準備)以上が発表されたとき 4 その他、市長が必要と認めたとき 	全職員 ※消防団は出動	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長、副本部長及び本部員は、市役所本館 3階 301会議室に参集する。 2 統括班の職員は、市役所本館 2階 防災危機管理課に参集する。 3 課長、課員及び支所職員は、各勤務先に参集する。 4 24時間体制で交代勤務とする。

(3) 職員の参集状況報告

ア 課長

課長は、配備体制の指示を受けたときは、直ちに次の措置を講ずる。

- ①課員の被災状況及び参集状況の把握
- ②参集職員から市内の被害状況の収集
- ③各部総務班への報告

イ 各部総務班

各部総務班は、取りまとめた職員の参集状況及び被害状況を部長及び資源管理班に報告する。

ウ 統括班

統括班は、資源管理班が取りまとめた職員の参集状況及び被害状況を本部長に報告する。

▶資料編参照：勤務時間内における緊急招集連絡 P資料109

▶資料編参照：勤務時間外における緊急招集連絡 P資料110

▶資料編参照：参集時の留意事項 P資料110

第2節 災害対策に係る調整

第1 情報収集・整理・報告

担当班	全部（全班）
計画方針	災害時は、速やかに県及び防災関係機関と連携し、直ちに被害状況の把握や災害対策実施のための情報収集を行う。 なお、収集した情報は、整理、分析し、被害状況や避難状況等の情報を県に報告する。 また、早期に通信施設の被害状況を調査し、必要に応じて、早期復旧及び代替通信手段の確保に努める。

▶手法編参照：情報収集・整理・報告 P手法28～31

1 災害情報の収集、整理

市は、災害が発生したときは、迅速に災害情報（被害状況、避難状況等）を収集し、「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県等に報告が必要な情報を整理するとともに、分析する。

また、整理・分析した災害対応に必要な情報は全班で共有する。

なお、被害認定は、災害対策の実施に重大な影響を及ぼすものであり、適正に行うよう努める。

▶資料編参照：災害報告取扱要領 P資料111

▶資料編参照：火災・災害等即報要領 P資料111

(1) 被害状況の調査

市は、次により災害情報を迅速かつ的確に収集する。

ア 調査対象

次の項目に留意し、災害の種類に応じて必要な情報収集、伝達に努める。

- ①人的被害（死者、行方不明者、重傷者、軽傷者）の状況
- ②住家被害（全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水）の状況
- ③非住家被害（公共建物）の状況
- ④火災（全焼、半焼、部分焼、発生件数）の状況
- ⑤公共土木施設被害（道路、橋梁、河川、がけ崩れ）の状況
- ⑥ライフライン被害（電気、ガス、水道、電話）の状況
- ⑦交通施設被害（鉄道、バス）の状況
- ⑧農地・農業施設被害の状況
- ⑨文教施設の被害状況
- ⑩医療施設の被害状況
- ⑪指定避難所の開設状況・避難状況

イ 調査の実施

各部班は、所管施設等の被害状況や施設利用者の避難状況調査を実施するとともに、それぞれの担当分野における被害の発生状況等の情報を収集する。

なお、情報の収集・伝達に当たっては、「PasCAL for mobile」を活用するとともに、統合型GISの電子地図上に被害情報をまとめる。

また、「地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法）」（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）及び総合防災情報システム（SOBOWEB）の活用に努める。

ウ 県等による調査

早期に被害規模を把握するため、県と密接に連携して、ドローン等を活用した被災住家等の特定や住民基本台帳等を活用した安否不明者に係る名簿の作成等を行う。

また、災害時における安否不明者・死者に係る個人情報の公表方針に基づき、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報の収集や精査を行うことにより、迅速な要救助者の特定に努める。

なお、被害が甚大であり、市において調査が不可能なとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

また、被害調査に関する協定を締結している団体等に対して、必要があると認められるときは、協定に基づき、被害調査の協力を求める。

▶資料編参照：協定等締結概要（民間事業所等との協定） P資料62～65

（2）災害情報の整理、分析

各部の総務班は、部内で収集した被害状況や関係機関から入手した情報等を情報班に報告する。

情報班は、各部の被害状況、避難状況の調査結果を整理して、統括班に報告する。

統括班は、各部の情報を整理、分析して、市災害対策本部に報告する。

2 災害情報の報告等

市は、各部から報告を受けた災害情報の整理結果を県総合防災情報システム等により県に報告する。

（1）災害情報の報告

市は、県の定める「被害情報収集・伝達マニュアル」に基づき、次により県等に災害による被害報告を行う。

なお、被害報告は、概ね人的被害や住家の被害状況等を優先的に報告する。

ただし、この順位によることができないときは、判明したものから逐次報告す

る。

- ①県指定に基づく被害報告
- ②災害報告取扱要領に基づく被害報告
- ③火災・災害等即報要領に基づく被害報告

- ▶資料編参照：県及び消防庁への災害情報の連絡先 P資料111
- ▶資料編参照：県指定に基づく被害報告ルート P資料112～113
 - ▶資料編参照：県指定に基づく被害報告様式 P資料113
 - ▶資料編参照：災害報告取扱要領 P資料111
 - ▶資料編参照：火災・災害等即報要領 P資料111

(2) 災害応急対策の報告

市は、県に市の災害配備体制の状況、災害対策本部の活動状況等を報告する。

3 通信手段の確保

市は、災害が発生したときは、必要な情報や被害状況等を的確に収集、伝達し、又は報告するため、状況に適した通信手段を確保する。

(1) 通信機能の確認

災害発生後、速やかに次の通信施設の機能確認を行う。

なお、各種機器に支障が生じているときは、必要に応じて、専門業者の協力を求め、速やかに復旧する。

- ①県防災行政無線
- ②市防災行政無線（同報系、移動系）
- ③消防無線
- ④加入電話、携帯電話
- ⑤F A X
- ⑥インターネット
- ⑦内線電話
- ⑧庁内L A N
- ⑨統合型G I S
- ⑩消防団波無線

(2) 非常時の代替通信手段の確保

防災行政無線や電話等が利用できないときは、次に示す多様な通信手段を活用し、通信の確保に努める。

- ①災害時優先電話
- ②衛星電話
- ③他の機関の通信設備の利用

- ④非常通信協議会の利用
- ⑤アマチュア無線
- ⑥非常電報
- ⑦急使による連絡

(3) 放送の要請

利用できる全ての通信の機能が麻痺したとき、又は普通の通信方法では到底間に合わないときなどは、県が締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、原則として別記様式により県を通じて放送局に要請を行う。

ただし、緊急時で県を通じる時間がないときは、直接、放送機関に放送の要請を行う。

- ▶資料編参照：放送機関一覧 P資料113
- ▶資料編参照：放送要請様式 P資料113

第2 広報・広聴

担当班	統括局（統括班、資源管理班、情報班、財政班）、住民部（住民班）、福祉部（福祉班）
計画方針	災害時は、市民の不安を払拭するため、広報・広聴活動を通じて、正確な情報を速やかに提供するとともに、被災状況や要望事項を把握する。

▶手法編参照：広報・広聴 P手法32～34

1 災害広報

市は、多様な情報伝達手段により、災害時に役立つ正確な情報の提供に努める。広報に当たっては、要配慮者に対しても十分留意する。

(1) 広報体制

市民等への災害情報の提供は、情報班が行う。

(2) 広報内容

広報内容は、次のとおりとする。

- ①避難情報の発令
- ②被害状況及び災害対策実施状況
- ③ライフラインや公共交通機関の復旧見込み
- ④被災者に必要な生活情報
- ⑤市民等に対する注意事項
- ⑥その他必要な事項

(3) 広報の方法

災害の状況に応じた適切な広報手段を用い、市民に広報を行う。

- ①市防災行政無線による放送
- ②メール
- ③消防団車両の巡回広報
- ④Lアラート（災害情報共有システム）を利用した周知
- ⑤市ホームページ、SNSへの掲載
- ⑥チラシの配布
- ⑦掲示板への掲示等

(4) 要配慮者への広報

要配慮者への広報には、防災アプリを活用し、テキストによる文字情報をはじめ

め、音声による読み上げや外国語による広報を行う。

また、聴覚障がい者に対しては、市ホームページへの掲載やチラシの配布等、視覚障がい者に対しては、点字や音声コードを使用したチラシの配布等、外国人に対しては、外国語教師や語学ボランティアの協力による外国語放送、在宅の要配慮者に対しては、行政区、民生委員、ボランティアの協力を得て、戸別訪問や外国語を併記したチラシ等の戸別配布によって必要な広報を行う。

(5) 災害用伝言ダイヤル等の活用

災害発生時には、東日本電信電話(株)や(株)NTTドコモ等の通信各社が、電話がかかりにくいときでも被災者が家族などに安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル」、「災害用伝言板サービス」を提供するため、市は、活用方法を市の広報紙への掲載、市庁舎、指定避難所等への掲示等により、市民に周知を図る。

▶資料編参照：災害用伝言ダイヤルの利用方法 P資料114

2 市民からの問合せへの対応

(1) 電話窓口及び相談窓口の開設

市は、市民等からの災害に関する相談に対応するとともに、ニーズの把握を行うため、発災後速やかに電話窓口及び相談窓口を開設する。

(2) 被災者の安否照会における留意点

電話窓口又は相談窓口において、市民等から被災者の安否について照会があったときは、次の点に留意する。

- ①DV（ドメスティック・バイオレンス）やストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者を保護するため、これらの行為の加害者から住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を受けている者は公表対象から除外する。
- ②①の事例を除いて、可能な限り安否について回答する。

第3 緊急輸送

担当班	統括局（統括班、資源管理班、財政班）、社会基盤部（総務班、土木班）、消防部（消防統括本部）
計画方針	災害時は、道路の被害状況、通行状況及び気象の状況の把握に努め、迅速かつ的確な通行規制を行い、緊急輸送道路を確保する。 また、状況に応じ、避難、救助、物資供給等の災害対策を実施する。

▶手法編参照：緊急輸送 P手法35～39

1 緊急輸送道路の確保及び通行規制

(1) 緊急輸送道路の確保

市は、迅速かつ効率的な緊急輸送が行われるよう、国、県と連携し、市内建設業者等の協力を得て、県指定緊急輸送道路及び市の重要路線（市の防災活動拠点（市役所、各支所、拠点備蓄倉庫、水防倉庫、指定緊急避難場所、指定避難所、自衛隊集結地、飛行場外離着陸場等）間を結ぶ市道）を優先して道路上の障害物を除去し、緊急輸送道路の確保を図る。

ア 放置車両の運転者等に対する措置命令

市は、災害対策基本法第76条の6の第1項に基づき、管理する道路において、放置車両の運転者その他物件の所有者に対し、車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動する措置をとることを命ずる。

イ 放置車両の撤去等

市は、災害対策基本法第76条の6の第3項に基づき、管理する道路が次に掲げるときには、車両移動の措置をとる。

- ①車両の移動を命ぜられた運転者が当該措置をとらないとき
- ②車両の運転者が現場にいないために移動等の命令ができないとき
- ③市が道路の状況その他の事情により車両移動等の措置をとらせることができないと認めて命令をしないこととしたとき

▶資料編参照：県指定緊急輸送道路一覧 P資料115～116

▶資料編参照：市指定避難所及び指定緊急避難場所一覧 P資料36～40

▶資料編参照：食料等備蓄状況 P資料42～44

▶資料編参照：水防倉庫設置場所及び資材器材の備蓄状況 P資料45～53

▶資料編参照：飛行場外離着陸場等一覧 P資料54～55

▶資料編参照：ヘリコプター主要発着場一覧 P資料56

▶資料編参照：自衛隊集結地一覧 P資料56

(2) 通行規制

市は、道路管理者（国、県）や警察と相互に協力して、道路の被害状況や通行状況に関する情報を迅速かつ的確に把握する。

また、市が管理する道路において、必要に応じて、通行規制を実施し、危険箇所の標示、迂回の指示、交通情報の提供、車両使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報、危険防止、混雑緩和、道路施設保全等のための措置を行う。

ア 通行規制の実施

災害により道路施設に被害が生じたときは、交通の危険を防止するために通行を規制する。

▶資料編参照：異常気象時における道路等通行規制基準 P資料117

イ 通行規制の標示

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年12月17日総理府、建設省令第3号）に定められた標識等を設置して行う。

▶資料編参照：道路標識、区画線及び道路標示に関する命令 P資料117

ウ 通行規制の措置

市は、災害時に通行規制を実施するときは、次の事項を明示し、警察署長に通知する。

- ①規制の対象
- ②規制する区域又は区間
- ③規制する期間

エ 通行規制の広報

市は、災害時に通行規制を実施したときは、市防災行政無線、市ホームページ等を活用して、交通情報等に関する次の内容の広報を実施する。

- ①道路被害状況及び通行状況等の交通情報
- ②通行規制の実施状況
- ③車両の使用の抑制その他運転者のとるべき措置

2 緊急輸送等の実施

(1) 輸送力の確保

市は、被災者の避難、災害対策要員及び災害対策に要する緊急物資の輸送等を実施するため、次の緊急輸送手段を確保する。

なお、緊急輸送等に必要な燃料が不足するときは、市内及び隣接市町の給油所の被災状況を速やかに確認し、県が協定締結している山梨県石油協同組合と連絡体制を確立し、燃料の確保や供給に努める。

▶資料編参照：災害時における給油所地下タンク備蓄燃料の供給に関する協定書 P資料117

ア 自動車による輸送

車両は、概ね次の順序により確保する。

- ①市の公用車
- ②防災関係機関所有の車両
- ③営業用の車両
- ④その他の自家用車両

イ 航空機による輸送

緊急輸送がヘリコプターによることが適切であると判断したときは、県に、県消防防災ヘリコプターの出動を要請又は自衛隊の災害派遣を要請する。

- ▶資料編参照：消防防災航空隊出場要請書 P資料129
- ▶資料編参照：飛行場外離着陸場等一覧 P資料54～55

ウ 人力による輸送

イまでの方法による輸送が不可能なときは、人力搬送を行う。

(2) 緊急通行車両等の取扱い

市は、通行規制等が行われたときは、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、県公安委員会に「緊急通行車両確認申出書」「規制除外車両確認申出書」に必要事項を記載して提出し、「緊急通行車両等確認証明書」「規制除外車両確認証明書」及び「標章」の交付を受けるとともに、所定の標章を緊急車両、規制除外車両として使用する車に掲示する。

なお、緊急通行車両や規制除外車両の事前届出制度を活用したときは、「緊急通行車両等事前届出済書」や「規制除外車両事前届出済書」を準備し、県公安委員会に提出して所要の手続きを受ける。

また、道路交通法施行令第13条の緊急自動車及び災害対策基本法施行令第33条の緊急通行車両以外の車両で、災害救助、救援等に出動するため、有料道路を通行するときは、中日本高速道路(株)八王子支社及び山梨県道路公社の規程に定めるところにより、料金の無料措置に係る手続きを行う。

- ▶資料編参照：緊急交通路の通行を認める車両の分類 P資料118
- ▶資料編参照：緊急通行車両関係様式 P資料118
- ▶資料編参照：災害出動車両の有料道路の取扱い P資料119
- ▶資料編参照：公用車一覧 P資料120～128

(3) 物資集積拠点の開設・運営

市は、県が開設する市に近接する広域物資輸送拠点の開設状況を確認するとともに、災害の状況に応じて、県の広域物資輸送拠点から届けられる救援物資を受け入れ、市内の指定避難所等に対して仕分けや配送等を行う拠点として、物資集積拠点を開設する。

物資集積拠点の開設・運営は、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

- ▶資料編参照：山梨県広域物資輸送拠点 P資料117

(4) 緊急輸送の実施

市は、被害の状況等に応じて、応急活動に必要な緊急輸送を実施する。

また、必要に応じて、民間事業者の車両や施設、ノウハウ等を活用する。

なお、災害救助法が適用されたときの輸送の範囲、費用の限度額等は、「山梨県災害救助法施行細則」の定めるところにより行う。

▶資料編参照：山梨県災害救助法施行細則（別表） P資料130

第4 応援要請・受援

担当班	統括局（統括班、資源管理班、財政班）、住民部（総務班、住民班）、福祉部（総務班）、社会基盤部（総務班）、水道部（総務班）、教育部（教育班）、消防部（消防統括本部、現場指揮本部）
計画方針	災害の発生時に、市のみでは迅速な災害対策の実施が困難なときには、国、県、他の市町村、自衛隊等に応援を要請し、外部から支援を受けて、適切な対策を行う。

▶手法編参照：応援要請・受援 P手法40～42

1 応援要請、受援体制の整備

市は、被災して、災害対策を実施するために応援の必要があるときは、「笛吹市受援計画」に基づき、国、県、他の市町村、自衛隊等に応援を要請し、必要に応じた受援体制を整備する。

(1) 応援要請

ア 国等に対する職員派遣要請

市は、災害対策や災害復旧のため応援の必要があるときは、災害対策基本法第29条第2項により、指定地方行政機関又は指定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県に対して、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣の調整を依頼し、災害対策に最善を尽くす。

なお、職員の派遣の要請又は調整を依頼するときは、次の事項を記載した文書により行う。

- ①派遣を要請する（調整を依頼する）理由
- ②派遣を要請する（調整を依頼する）職員の職種別人員数
- ③派遣を要請する期間
- ④派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

イ 県に対する応援要請

市は、災害対策実施に当たり、県に応援（職員の派遣を含む）又は応援の調整を依頼するときは、災害対策基本法第68条により、県に対して、次に掲げる事項を口頭又は電話により要請し、後日速やかに文書を送付する。

- ①災害の状況及び応援を求める理由
- ②応援を希望する機関名
- ③応援を希望する人員、物資等
- ④応援を必要とする場所、時間
- ⑤応援を必要とする活動内容

なお、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）、DMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、災害支援ナース、DHEAT（災害時危機管理支援チーム）、山梨DWAAT（山梨県災害派遣福祉チーム）、JDA-DAT（日本栄養士会災害支援チーム）、JRAT（日本災害リハビリテーション支援協会）、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）等の専門的な技術を必要とする人的支援が必要なときは、県に応援の調整を依頼する。

ウ 「災害時における相互応援に関する協定」に基づく応援要請

市は、災害対策実施に当たり、協定を締結している他市町村や全国市長会に応援を要請するときは、相互応援協定に基づき、電話により応援を要請し、後日速やかに文書を提出する。

▶資料編参照：相互応援協定等締結状況 P資料58

▶資料編参照：協定等締結概要（県・市町村との協定） P資料59～61

▶資料編参照：協定等締結概要（指定行政機関等との協定） P資料65

エ 自衛隊災害派遣要請

市は、災害が発生し、市単独では災害の対応が困難と判断したときは、県（知事）に対して自衛隊の派遣の要請を依頼する。

なお、緊急のときは、直接、自衛隊に災害派遣要請を行い、県に事後報告する。

（ア）県への災害派遣要請の依頼

次の事項を明記した文書をもって、県を通じて災害派遣要請を依頼する。

ただし、事態が急迫して文書によることができないときは、県防災行政無線、口頭、FAX、電話等による。このときは、事後速やかに文書を提出する。

- ①災害の状況及び派遣を要請する事由
- ②派遣を希望する期間
- ③派遣を希望する区域及び活動内容
- ④その他参考となるべき事項

（イ）県への要求不能時の応急措置

通信途絶等により、県に災害派遣要請を要求できないときは、その旨及び市の地域に関わる災害の状況を防衛大臣又はその指定する者（東部方面特科連隊長）に通知する。

このとき、市は速やかにその旨を県に通知する。

なお、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者（東部方面特科連隊長）は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待つ時間がないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、部隊を派遣することができる。

▶資料編参照：自衛隊災害派遣要請依頼書 P資料129

オ 個別協定先等への応援要請

市は、事前に協定締結した民間事業者等に応援要請する必要があると判断したときは、各個別の相互応援協定等に基づき、民間事業者等に応援を求める。

また、必要に応じて、県の協定事業者等に県を通じて応援を求める。

▶資料編参照：協定等締結概要（民間事業所等との協定） P資料62～65

（２）受援体制の整備

市は、応援要請した機関から応援の同意を受けたときは、笛吹市受援計画に基づき、市の連絡窓口を明確にするとともに、派遣部隊又は応援職員等の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、執務スペースや宿泊場所、地図や資料、資機材、マニュアルを確保するなど、必要な受援体制を整備する。

なお、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。

▶資料編参照：自衛隊集結地一覧 P資料56

（３）派遣部隊又は応援職員の撤収要請

災害救助活動が終了し、応援の必要がなくなったときは、応援元の機関（自衛隊の撤収要請は県知事）に派遣部隊又は応援職員の撤収を依頼する。

なお、自衛隊の撤収要請の判断は、必要に応じて、県（知事）及び派遣部隊長と協議する。

また、経費の負担は概ね以下のとおりとする。

ア 協定に基づく応援

経費の負担は、相互応援協定等に定めるとおりとする。

イ 自衛隊の救援活動

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた本市が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりである。

なお、費用区分は、山梨県地域防災計画を参考とする。

- ①災害派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊の装備に関わるものを除く。）等の購入費及び修繕費
- ②災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用又は借上料
- ③災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱水費及び電話料
- ④災害派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に関わるものを除く。）
- ⑤災害派遣部隊の輸送のための民間輸送機関に関わる運搬費
- ⑥災害派遣部隊の食料費、被服維持費、医療費、車両等の燃料・修理費
- ⑦写真用消耗品費
- ⑧損害賠償費

2 県消防防災ヘリコプター出動要請

(1) 応援要請

市は、県消防防災ヘリコプターによる応急活動が必要と判断したときは、速やかに県に対し県消防防災ヘリコプターの出動を要請し、被害情報の収集、救出・救助活動等を依頼する。

なお、緊急運航は、消防保安課消防防災航空隊に、電話等により次の事項を明らかにして、「消防防災航空隊出場要請書」（資料編に掲載）により、FAXを用いて要請する。

- ①災害の種別
- ②災害の発生場所及び災害の状況
- ③災害発生現場の気象状態
- ④飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- ⑤災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- ⑥応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑦その他必要な事項

(2) 受入体制の整備

市は、県消防防災ヘリコプターの緊急運航を要請したときは、消防防災航空隊と緊密な連携を図るとともに、必要に応じ次の受入体制を整える。

- ①連絡窓口の設置
- ②離着陸場所の確保及び安全対策
- ③消火薬剤等の確保
- ④その他必要な事項

- ▶資料編参照：消防防災航空隊出場要請書 P資料129
- ▶資料編参照：飛行場外離着陸場等一覧 P資料54～55

第5 災害救助法の適用

担当班	統括局（統括班、情報班）、住民部（総務班）、福祉部（総務班）、社会基盤部（総務班）、水道部（総務班）、教育部（総務班）、消防部（消防統括本部）
計画方針	災害が発生し、市内の被害が災害救助法適用基準に該当又は該当する見込みがあるときは、速やかに災害救助法の適用申請を行い、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を図る。

▶手法編参照：災害救助法の適用 P手法43～44

1 災害救助法の適用手続き

市は、災害救助法の適用の必要があると認めるときは、県に対しその旨を要請する。

県は、市の要請に基づき、必要があると認めるときは災害救助法を適用する。

▶資料編参照：災害救助法適用基準 P資料130
▶資料編参照：災害救助事務取扱要領 P資料130

2 災害救助法による救助の実施、実施状況の記録及び報告

(1) 災害救助法による救助の実施

災害救助法に基づく救助の実施は、県が行い、市は県が行う救助を補助する。

なお、市は、災害救助法が適用され、県から委任を受ける救助があるときは、速やかに実施する。

また、災害の事態が急迫して、県の救助の実施を待つことができないときは、災害救助法による応急救助に直ちに着手するとともに、その状況について速やかに県に報告し、その後の処置に関して県の指示を受ける。

▶資料編参照：山梨県災害救助法施行細則（別表） P資料130

(2) 救助の実施状況の記録及び報告

市は、委任された災害救助法に基づく救助の実施状況を日ごとに記録整理するとともに、その状況を県に報告する。

▶資料編参照：各種救助に係る様式 P資料131

第3節 市民の生命を守るための対策

第1 避難

担当班	統括局（統括班、資源管理班、情報班）、福祉部（総務班、福祉班）、社会基盤部（観光商工班）、消防部（現場指揮本部）
計画方針	災害時は、危険な地域内にある住民に対して、避難を指示し、安全な場所に避難させるなど、人命の保護を図る。

▶手法編参照：避難 P手法45～52

1 避難情報

市は、あらかじめ定めた基準に従い、市民に危険が急迫していると認めるときは、避難が必要な地域に対し、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下、「避難情報」という。）を発令する。

なお、避難情報の発令に当たり、必要に応じて気象台の観測予報管理官等の専門家の技術的な情報や発令判断システムを活用し、適切に判断を行う。

(1) 避難情報の発令

避難情報は、「避難情報に関するガイドライン」により発令する。

▶資料編参照：避難情報に関するガイドライン P資料131

ア 避難情報の内容

避難情報は、次の事項を内容とする。

- ①避難情報発令の理由
- ②避難対象地域
- ③避難対象者
- ④避難先
- ⑤避難経路
- ⑥その他必要な事項

イ 留意点

避難情報を発令するときは、次の事項を提供し、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。

- ①分かりやすい言葉で伝達すること
- ②直感的に危険であることが伝わるよう伝達すること
- ③適時的確に避難情報を発令し、とるべき具体的な避難行動を周知すること
- ④発令対象区域は、可能な限り絞り込み、発令の対象者を明確にすること

▶資料編参照：避難情報の判断・伝達に関する資料 P資料132

▶資料編参照：避難行動に関する資料 P資料133

(2) 避難情報の伝達

避難情報を発令したときは、市防災行政無線、防災アプリ、消防団車両、ＬＡラート等で当該地域の住民等に速やかに周知徹底を図る。

なお、要支援者に対しては、近隣住民の協力を得て確実に伝達する。

(3) 関係機関への連絡

避難情報を発令したときは、直ちに県や警察等関係機関に連絡する。

2 避難誘導

市は、災害時に行政区、消防団と連携して、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。

避難誘導に当たり、被災状況等、避難に必要な情報を伝達する。

特に、要支援者は、あらかじめ定めた支援者が避難支援を行うなど速やかに避難できるよう配慮する。

3 警戒区域の設定

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、人命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに県に報告する。

▶資料編参照：警戒区域の設定権限 P資料134

4 指定緊急避難場所及び指定避難所等の開設

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害から逃れるための場所を指定緊急避難場所として開放するとともに、一定期間滞在して避難生活できる施設を指定避難所等として開設する。

▶資料編参照：市指定避難所及び指定緊急避難場所一覧 P資料36～40

(1) 風水害の場合

市は、浸水害や土砂災害の発生のおそれがある場合、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内にある指定避難所は開設しない。

避難情報を発令したときは、避難の対象となる行政区に対応した指定避難所施設の管理者に避難所開設準備を要請するとともに、指定避難所等管理職員を派遣し、指定避難所を開設する。

また、指定避難所への避難者が受入れ可能人数を超えた場合は、臨時避難所を開設する。

(2) 地震災害の場合

市は、地震が発生し、災害が発生又は発生するおそれがあるときは、一時的に市民の安全を確保する場所を指定緊急避難場所として開放するとともに、指定避難所施設の管理者に避難所開設準備を要請するとともに、指定避難所等管理職員を派遣し、指定避難所を開設する。

なお 指定避難所への避難者が受入れ可能人数を超えた場合は、臨時避難所を開設する。

(3) 避難所が不足する場合

市は、臨時避難所を開設しても避難所が不足する場合は、協定締結事業者の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て一時避難場所として開設する。

また、要配慮者にも配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

5 帰宅困難者対策

自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客、買い物客等の帰宅困難者や滞留者が発生したとき、市は、県、警察、道路管理者、鉄道事業者、バス事業者等と相互に連携をとり、帰宅困難者を把握し、次の帰宅困難者対策を実施する。

(1) 帰宅困難者への広報

帰宅困難者や滞留者に対して、適切な広報活動を行い、不安を解消する。

(2) 一時滞在施設の確保

帰宅困難者や滞留者が発生し、滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想されるときは、必要に応じて、一時滞在施設を確保する。

また、帰宅困難者への水、食料の提供を行う。

6 市町村や県の区域を越えた避難者の受入れ

市は、県と協議の上、市町村や県の区域を越えた避難者の受入れについて、指定避難所や市営住宅等を活用し、避難者の受入れに努める。

第2 消火、救出・救急

担当班	統括局（統括班、資源管理班）、社会基盤部（農政班、土木班）、消防部（消防統括本部、現場指揮本部）
計画方針	災害に伴い、火災の鎮圧や救出・救急等の必要があるときは、消防部と消防団が連携して、消火活動や救出・救急活動を行う。 また、災害により集落が孤立したときは、孤立集落との連絡手段を早期に確保し、緊急救出手段の確保、地域住民の避難、支援物資の搬送等の対策を検討する。

▶手法編参照：消火、救出・救急 P手法53～57

1 消火活動

市は、笛吹市消防本部消防計画の定めるところにより出動するとともに、あらかじめ定めた出動規程により、消防団を非常招集する。

▶資料編参照：消防の現況 P資料77～82

(1) 火災防ぎょ措置

市は、火災が大規模であるときは、他の市町村の応援を得て火災防ぎょを実施する。

また、消防組織法第43条に基づく非常事態の発生により、必要があるときは、県から市に次のような指示等を行い、防ぎょ措置の早期確立を図る。

- ①火災防ぎょの実施方法
- ②他市町村への消防隊員の応援要請
- ③災害用資機材の調達輸送
- ④その他の応援

(2) 消防水利の統制

消防隊は、有効かつ的確な消火活動を行うため、到着順ごとに水利部署を規制する。

また、地区ごとに消火栓口径、圧力により使用口数を制限し、有限水利(貯水槽(池))は、その貯水量に応じて、消防ポンプ車の台数を制限する。

(3) 危険区域、特殊建物の防ぎょ対策

消火活動が困難である危険区域や常に多数の者を収容する特殊建物で火災が発生したときは、次の事項に留意して、小地域ごとに区画し、火災防ぎょ計画を作成する。

- ①出場部隊数

- ②消防署（所）、各分団ポンプ車庫からの順路、距離及び出場から放水開始までの所要時間
- ③各隊到着順位
- ④各隊担当方面
- ⑤水利部署位置
- ⑥他隊との中継又は連合隊形、単独等の別
- ⑦警防資機材の運用事項
- ⑧人命救助行動及び避難路、避難予定地域
- ⑨危険物、特殊可燃物の所在、位置、数量の標示

（４）飛火警戒

飛火によって第２次、第３次の火災が続発して、大火を誘発するおそれのあるときを考慮し、いずれの方向に火災が発生しても配備につくことができるよう、飛火に警戒する。

（５）林野火災の応急対策

林野火災が発生したときは、人命の安全を第一とし、地形、状況、気象条件等から火勢と投入消防力を総合的に判断して、火災防ぎの方針を決定し、消火活動を行う。

また、状況に応じて、県消防防災航空隊に事前通報を行い、日没までの活動可能時間に配慮して、県消防防災ヘリコプターの出動を要請するなど、早期に空中消火の実施体制を整える。

（６）消防の応援要請

大規模災害時における消防活動は、必要に応じて、消防組織法第 39 条の規定に基づき締結された「山梨県常備消防相互応援協定」や市町村間で締結している消防相互応援協定等により応援要請を行う。

また、被災状況を勘案し、緊急消防援助隊や広域航空応援等の応援を受ける必要があるときは、速やかに県に対して、応援要請を行うものとし、県に連絡がとれないときは、直接国（総務省消防庁）に応援要請を行う。

なお、応援要請を行うときは、応援に必要な部隊数、資機材、活動内容、集結場所への連絡員の派遣、延焼阻止線に近い水利への安全な誘導方法等に留意する。

▶資料編参照：協定等締結概要（県・市町村との協定） P資料59～61

2 救出・救急活動

市は、警察、消防団、地域住民等と連携し、生命や身体が危険となった者を早

急に救出する。

また、負傷者を医療機関に搬送する。

▶資料編参照：山梨県災害救助法施行細則（別表） P資料130

（１）救出活動

市は、災害により救出を必要とする事態が発生したときは、次の対策を実施する。

ア 関係機関との連携による救出活動

救出活動は、消防本部、消防団、警察、地域住民が連携し実施する。

負傷者の応急救護を必要とするときは、本章第3節第3「医療救護」（P140～143）の定めるところにより実施する。

イ 救出資機材及び人員の確保

市は、救出活動に必要な人員、資機材を活用して救出を行うが、人員が不足するときは、市内建設業者、地域住民等の協力を得て行う。

ウ 関係機関等への協力要請

災害が甚大で、市のみの動員又は市保有の資機材では救出が困難なときは、他市町村に協力を依頼して必要な人員や資機材等を確保し、救出活動を行う。

また、災害の状況により県に協力を要請するとともに、必要に応じて、自衛隊の派遣要請を知事に求める。

（２）救急活動

消防本部、消防団、警察、地域住民は、連携して、救出した負傷者等に対し、救急関係機関が到着するまでの間、応急手当てや人工呼吸等を行い、必要により医療機関への搬送など、負傷者等の救急活動に努める。

3 孤立集落対策

市は、災害により集落が孤立したときは、孤立集落に対し、次の対策を行う。

（１）孤立集落の把握

孤立が予想される集落に対して、電話、市防災行政無線等を活用し、孤立状況の実態の把握に努める。

（２）外部との通信手段の確保

市防災行政無線、消防団波無線等を活用し、外部との通信の確保を図る。

（３）緊急救出手段の確保

市内において孤立集落が発生し、緊急に救出をする必要があると認めるときは、

県に県消防防災ヘリコプター又は県を通じて自衛隊の災害派遣を要請する。

▶資料編参照：飛行場外離着陸場等一覧 P資料54～55

▶資料編参照：ヘリコプター主要発着場一覧 P資料56

(4) 集団避難の検討

孤立状況が長期化したときは、孤立地域住民に対して避難指示の実施について、県等関係機関と検討する。

(5) 防犯パトロールの強化

集団避難等を実施したときは、避難者の不安を払拭するため、警察、消防等と連携しながら、住民不在地域における防犯パトロールを強化する。

(6) 緊急支援物資の確保と搬送

直ちに備蓄している物資を孤立集落に搬送する。

ただし、市のみでは支援物資が不足し、又は搬送の実施が困難なときは、県及び近隣市町村に緊急支援物資の調達、斡旋、搬送手段の支援を要請する。

▶資料編参照：食料等備蓄状況 P資料42～44

第3 医療救護

担当班	統括局（統括班、資源管理班、情報班）、福祉部（総務班、福祉班、救護班）、消防部（消防統括本部、現場指揮本部）
計画方針	災害の発生により、多数の傷病者が発生し、又は発生する見込みがあるときは、峡東保健所や笛吹市医師会、笛吹地区歯科医師会、笛吹市薬剤師会等と連携して、速やかに医療機関の被災状況を調査し、医療救護・助産活動が可能な医療機関を把握するとともに、必要に応じて、救護所を設置し、医療救護・助産活動を行う。

▶手法編参照：医療救護 P手法58～62

1 医療救護体制の確立

(1) 災害時医療情報の収集、伝達

市は、災害が発生したときは、山梨県広域災害・救急医療情報システム（EMIS）により医療機関の被害、診察能力、収容能力に係る情報を収集する。

収集した情報は、市ホームページ、防災アプリ、市防災行政無線により市民等に広報する。

(2) 医療対策本部の設置

大規模な災害が発災した直後は、市災害対策本部近くに笛吹市医療対策本部を設置し、医療救護班とDMAT、笛吹市医師会、笛吹地区歯科医師会、笛吹市薬剤師会が連携して、情報収集及び医療救護計画を立て、医療救護所の設置や医療救護活動、専門職の応援依頼、受援への対応を行う。

なお、DHEATが派遣された後は、福祉部内で（福）総務班、救護班、福祉班が連携して保健医療福祉の体制整備と受援への対応を行う。

(3) 医療救護班の出動

市は、医療救護活動を実施する上で必要があると認めるときは、「災害時における医療救護についての協定書」に基づき、笛吹市医師会、笛吹地区歯科医師会、笛吹市薬剤師会に医療救護班の編成を要請する。

①指定避難所等に医療救護所を設置したときは、笛吹市医師会等に医療救護班の編成及び出動を依頼し、応急医療救護活動に当たる。

②被災の状況によっては、協定に基づき笛吹市医師会、笛吹市地区歯科医師会及び笛吹市薬剤師会に医療救護班の出動を要請し、連携・協力して医療救護活動を実施する。

③市のみでは対応が困難なときは、「山梨県大規模災害時保健医療救護マニュアル」に定める手順により、峡東保健所に対して医療救護班の派遣を要請する。

④災害救助法が適用されたときの医療及び助産は、「山梨県災害救助法施行細則」の定めるところにより行う。

- ▶資料編参照：協定等締結概要（民間事業所等との協定） P資料62～65
- ▶資料編参照：山梨県大規模災害時保健医療救護マニュアル P資料135
- ▶資料編参照：山梨県災害救助法施行細則（別表） P資料130

（４）医療救護所の設置

市は、被災状況を勘案して、地域災害拠点病院、地域災害支援病院、医療資源が乏しい地域の支所等に、適時適切に医療救護所を設置し、運営する。

なお、災害規模により自ら医療救護所の設置が困難と判断したときは、峡東保健所に要請して、医療救護所を設置する。

ア 設置基準

以下の基準を目安として、笛吹市医師会等と調整した上で、医療救護所の設置を決定する。

- ①市内の医療機関の診療能力を超える程の多数の負傷者が同時に発生したとき
- ②医療機関が多数被災し、十分な診療機能を発揮できないと判断したとき
- ③災害発生から時間の経過とともに、負傷者が増加するおそれがあるとき

イ 設置場所

以下の点に留意して、設置場所を決定する。

- ①特に被害の甚大な地域
- ②負傷者が多数見込まれる地域
- ③医療機関の医療機能が低下している地域
- ④負傷者が集まりやすい場所
- ⑤ライフラインの確保が容易な場所
- ⑥トリアージの応急処置が実施できる十分な広さが確保できる場所

ウ 設置の報告

医療救護所を設置したときは、速やかに設置場所、医療救護班の必要性の有無、ライフラインの確保状況、医薬品等の必要性の有無について山梨県広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に入力するとともに、併せて峡東保健所に報告する。

エ 設置の広報

医療救護所を設置したときは、市民に広報する。

また、医療救護所、地域災害拠点病院、地域災害支援病院等の受入体制について広報する。

- ▶資料編参照：災害拠点病院等の指定状況 P資料135～136
- ▶資料編参照：病院一覧 P資料136

(5) 医薬品等の確保

医療、助産の実施に必要な医薬品及び衛生材料は、原則として保健センター等に配備されているものを使用し、不足するときは市内薬店等から調達する。

ただし、調達が不可能なときは、峡東保健所に要請して確保する。

2 医療救護活動の実施

市は、派遣される医療救護班と連絡調整し、医療救護活動を実施するほか、次の対策を実施する。

(1) 指定避難所の保健医療ニーズの調査

市は、発災時、保健医療活動チーム等を適切に派遣するため、指定避難所における避難者の健康状態を速やかに調査し、保健医療ニーズを把握する。

(2) 指定避難所での保健医療活動

市は、調査の結果を受けて、医師会等に対し、保健医療救護活動の実施を依頼する。

また、指定避難所等の被災地における疾病予防、精神的ケア等を図るため、医療機関等と連携し、地域保健活動等を通じ被災地の保健予防対策を講じる。

なお、次の保健医療スタッフが不足する場合は、地区保健医療救護対策本部（保健所）に支援を要請する。

- ①医師会災害支援チーム（JMAT）
- ②薬剤師チーム
- ③災害支援ナースチーム
- ④保健師チーム
- ⑤管理栄養士チーム（JDA-DAT）
- ⑥リハビリテーション支援チーム（J RAT）
- ⑦災害派遣精神医療チーム（DPAT）又は心のケアチーム
- ⑧歯科医師災害支援チーム（J DAT）

(3) 透析医療

市は、平時に把握している透析医療機関を受診する患者について、次のような場合には、医療機関等へ誘導又は搬送する。

- ①南海トラフ地震臨時情報や風水害等に係る「高齢者等避難」が発表されたときは、直ちに在宅の患者（「高齢者等避難」の場合は、災害危険地域に居住している者に限る。）を事前に依頼した近隣の支援者を含むボランティア等により、誘導又は搬送する。
- ②交通手段等の途絶などにより自宅から透析治療が受けられる医療機関まで

通えない場合は、事前に依頼した近隣の支援者を含むボランティア等により、誘導又は搬送する。

- ③積雪等で搬送手段がヘリコプター以外にないと認めたときは、搬送先医療機関を確認した上で、県保健医療救護対策本部（医務課）へ搬送を要請する。

3 緊急輸送

(1) 救急車による傷病者搬送

市は、県保健医療救護対策本部（医務課）から各医療機関等の患者受入情報を収集するほか、直接医療機関に照会して負傷者を収容する医療機関を確保する。

なお、通信の途絶により搬送先医療機関が確保できない場合は、直接近隣の二次救急医療体制をとっている医療機関又は救命救急センター（県立中央病院）へ負傷者を搬送する。（一次搬送）

また、医療機関から転院搬送（二次搬送）の要請を受けたが、対応不可能な場合には、他の消防本部に応援要請する。

(2) ヘリコプターによる傷病者搬送

市は、県保健医療救護対策本部（医務課）からヘリコプターによる搬送要請があった場合、離着陸場を確保するとともに、ヘリコプターの誘導、患者の搬送等に協力する。

また、消防本部に県保健医療救護対策本部（医務課）を通さず医療機関から直接ヘリコプターによる患者搬送要請があった場合は、県災害対策本部（統括部）へその旨を連絡する。

(3) 緊急車両等による医療救護班等の緊急搬送

医療救護班は、原則として派遣元の団体、機関が所有する緊急車両等を活用し、移動することとする。

ただし、医療救護班が移動手段を確保できない場合は、市及び県が緊急車両等の移動手段を確保し、搬送を行う。

(4) ヘリコプターによる医療救護班等の緊急搬送

市は、県保健医療救護対策本部（医務課）等からヘリコプターによる医療救護班等の緊急搬送要請があった場合、離着陸場を確保するとともに、ヘリコプターの誘導、医療救護班の緊急車両による搬送等に協力する。

第4 風水害対策

担当班	統括局（統括班、資源管理班）、社会基盤部（総務班、土木班）
計画方針	風水害により、河川の氾濫等による堤防の決壊が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市内の河川、土砂災害警戒区域等を巡視し、被害状況等を調査するとともに、被害を受け危険と思われる箇所は速やかに応急措置を講じる。

▶手法編参照：風水害対策 P手法63～66

1 河川等の巡視警戒及び応急措置

(1) 巡視警戒

市は、河川の氾濫等による堤防の決壊が発生し、又は発生するおそれがあるときは、河川等の監視及び警戒を厳重にし、被害箇所、その他重要な箇所を中心に巡視する。

なお、巡視により、異常を発見したときは、必要に応じて、警戒区域を設定し、避難指示を行う。

(2) 応急措置

市は、異常を発見したときは、施設管理者等と連携して、専門家又は人員を現場に派遣して調査するとともに、内水排除、ビニールシートによる浸透防止工事、土嚢及び矢板での締切り工事等の応急措置を講じる。

▶資料編参照：笛吹市水防計画 P水防1～36

▶資料編参照：重要水防区域一覧 P資料66

2 土砂災害等の巡視警戒及び応急措置

(1) 巡視警戒

市は、土砂災害を防ぐため、県と連携して、土砂災害警戒区域等の危険箇所の巡視を実施し、危険箇所の把握と警戒に努める。

なお、巡視により、異常を発見したときは、必要に応じて、警戒区域を設定し、避難指示を行う。

(2) 応急措置

市は、巡視結果を踏まえ、必要に応じて、県を通じてTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣を要請して、専門家による緊急点検、危険箇所周辺の警戒監視、崩壊危険箇所へのシート被覆等を実施する。

なお、二次災害の危険性が高いと判断される箇所は、不安定土砂の除去、仮設

防護柵の設置等の応急措置を行う。

第5 地震災害対策

担当班	統括局（統括班、情報班）、社会基盤部（総務班、土木班、住宅班）
計画方針	地震発生後、余震による建築物の倒壊や宅地の崩壊を防止するために応急危険度判定を実施し、被害拡大防止に努める。 また、余震や地震後の降雨等により引き起こされる道路、河川等の施設被害や土砂災害を防止するための応急措置を実施し、被害拡大防止に努める。

▶手法編参照：地震災害対策 P手法67～75

1 被災建築物応急危険度判定

市は、大規模な地震により被災した建築物は、その後に発生する余震により倒壊又は崩壊し、人命に危険を及ぼす二次被害のおそれがあるため、被災建築物応急危険度判定を実施し、その建築物の安全性の判定を応急的に行う。

(1) 被災建築物の応急危険度判定方法

被災建築物応急危険度の判定方法は、次のとおりとする。

ア 公共施設の危険度判定

- ①公共施設の地震後における使用可否の判定の必要があるときは、直ちに県災害対策本部に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。
- ②公共施設の応急危険度判定は、市庁舎、支所、避難所、病院など防災上重要な施設を優先して行う。

イ 一般建築物の危険度判定

- ①一般建築物は、被害状況を収集し、応急危険度判定が必要と判断したときに、判定を必要とする区域を設定する。
- ②判定を必要とする建築物数を基に必要な判定士数を算定し、県の災害対策本部に対して、判定士の派遣の支援要請を行う。
- ③建築物の危険度判定は、被災建築物応急危険度判定調査表に基づき行う。
- ④「調査済」「要注意」「危険」の3種類のステッカーから判定結果に該当するものを建築物等の見やすい場所に表示する。

▶資料編参照：被災建築物応急危険度判定フロー P資料137

(2) 広報活動及び広聴体制の確立

市は、余震等による倒壊のおそれのある建築物の二次災害を防止するため、市民に対して市ホームページ、市の広報紙等により被災建築物の倒壊等による危険性について広報活動を行う。

また、被災建築物の相談窓口を設置する。

2 被災宅地危険度判定

市は、地震により、宅地が大規模かつ広範囲に被災したときは、二次災害を防止するための対策を実施する。

また、市民の安全の確保を図るため、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定士を活用して危険度判定を行う。

(1) 被災宅地の危険度判定方法

被災宅地の危険度判定方法は、次のとおりとする。

- ①大規模な地震又は降雨等の災害により、必要に応じて、被災宅地危険度判定実施本部を設置するとともに、県に被災宅地危険度判定士の出動を要請し、宅地の危険度判定を実施する。
- ②宅地の危険度の判定は、被災宅地応急危険度判定調査表に基づき行う。
- ③「調査済」「要注意」「危険」の3種類のステッカーから判定結果に該当するものを宅地等の見やすい場所に表示する。

▶資料編参照：被災宅地応急危険度判定フロー P資料138

(2) 広報活動及び広聴体制の確立

市は、余震等による倒壊のおそれのある宅地の二次災害を防止するため、市民に対して市ホームページ、市の広報紙等により被災宅地の崩壊等による危険性について広報活動を行う。

また、被災宅地の相談窓口を設置する。

3 道路対策

市は、大規模な地震が発生したときは、国、県、警察と連携して、道路の被害状況や通行規制等の情報を収集し、被災地域周辺の道路ネットワークの状況を把握する。

また、所管道路の緊急点検調査を行い、地震により被害を受けた道路、橋梁、交通安全施設があるときは、速やかな応急復旧に努め、早期の交通機能の確保を図る。

さらに、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。

4 河川等の巡視警戒及び応急措置

(1) 巡視警戒

市は、大規模な地震により堤防、護岸等の河川管理施設に被害又はそのおそれ

があるときは、緊急点検調査体制を確立し、所管する堤防、護岸等の河川管理施設の緊急点検調査を行う。

なお、緊急点検調査により、異常を発見したときは、必要に応じて、警戒区域を設定し、避難指示を行う。

(2) 応急措置

市は、異常を発見したときは、施設管理者等と連携して、専門家又は人員を現場に派遣して調査するとともに、内水排除、ビニールシートによる浸透防止工事、土嚢及び矢板での工事等の応急措置を講じる。

5 土砂災害等の巡視警戒及び応急措置

(1) 巡視警戒

市は、余震や地震後の降雨による土砂災害を防ぐため、県と連携して、土砂災害警戒区域等の危険箇所の巡視を実施し、危険箇所の把握と警戒に努める。

なお、巡視により、異常を発見したときは、必要に応じて、警戒区域を設定し、避難指示を行う。

(2) 応急措置

市は、巡視結果を踏まえ、必要に応じて、県を通じてTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣を要請して、専門家による緊急点検、危険箇所周辺の警戒監視、崩壊危険箇所へのシート被覆等を実施する。

なお、二次災害の危険性が高いと判断される箇所は、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。

第6 雪害対策

担当班	統括局（統括班、資源管理班、情報班）、住民部（総務班）、福祉部（総務班、福祉班）、社会基盤部（総務班、観光商工班、土木班）、教育部（生涯学習班）
計画方針	雪害が発生したとき、又は、発生するおそれがあるときは、県及び関係機関と連携し、被害拡大防止と被災者を救助するため、雪害の規模や程度、被害拡大の可能性等を判断し、災害対策を実施する。

▶手法編参照：雪害対策 P手法76～79

1 市民への広報

（1）広報活動

市は、雪害時に、市民の安全を確保するための注意事項や安全対策について、市民等に市防災行政無線、Lアラート、市ホームページ、SNS等により、広報を行う。

また、雪の影響による重大事故等が発生したときは、迅速かつ的確な広報を実施し、再発防止に努める。

（2）行政区、事業所等の活動

市は、行政区や事業所等に対して、要支援者の安否確認、被害状況の広報、除雪の実施等の活動を要請する。

2 道路等の除排雪

（1）除排雪による道路交通の確保

市は、市内の道路の除排雪を「笛吹市豪雪対応マニュアル」に基づき行う。

なお、除排雪の実施に当たっては、緊急輸送道路を優先する。

また、市道等において立ち往生車両や放置車両が発生し、緊急通行車両の通行の妨げとなっているときは、当該車両の移動等を行う。

なお、大型機械による除雪が困難な幅員が4m未満の生活用道路等については、地域住民に対し、地域ぐるみの除雪の協力を呼びかける。

（2）雪堆積場、集積場所の確保

市は、各道路管理者と調整し、合同で利用できる河川敷を利用した雪堆積場を確保する。

また、必要に応じて、市有地に雪の集積場所を確保する。

(3) 雪崩対策

地形や天候等の状況により、雪崩の発生が予想される時は、当該地域での消防団による警戒を強化し、関係者に注意を促すとともに市及び防災関係機関は、連絡をとりながら雪崩による災害を防止する。

3 豪雪時における各種対策

(1) 要支援者の状況把握

市は、関係機関の協力により、支援を必要とする要支援者の状況を把握する。

雪害により日常生活が困難となった要支援者に対しては、市が行政区や関係団体と連携し、状況に応じて、支援活動を行う。

(2) 帰宅困難者対策

雪害により車での通行が困難又は不能になり、帰宅困難者が発生したときは、市防災行政無線、Ｌアラート、市ホームページ、SNSを通じて道路交通情報を広報するとともに、食料や毛布等の支給を行う。

また、必要に応じて近隣の避難所を開設し、帰宅困難者を誘導する。

(3) 孤立集落対策

雪害により、孤立する可能性がある地区は、あらかじめ状況を把握し、当該地域の住民に対して食料、飲料水、燃料等の十分な備蓄に努めるよう周知する。

また、車での通行が困難になり、孤立集落が発生したときは、直ちに県に報告するとともに、電話連絡等により急病人の有無、食料保有の状況、ライフラインの途絶状況等を調査する。

(4) 除雪活動

市は、必要に応じて、市民に対して、家屋等の除雪に関する啓発、広報を行う。

家屋等の積雪の除去は、原則として所有者や管理者が実施するが、市は、要支援者の世帯等について、必要に応じ地域住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除雪作業の協力を呼びかける。

また、必要に応じて、ボランティアの協力を求める。

第7 その他の災害対策

担当班	統括局（統括班、資源管理班、情報班）、住民部（総務班、環境班）、福祉部（総務班、福祉班、救護班、保育班）、社会基盤部（総務班、農政班、土木班、住宅班）、水道部（総務班、水道班、下水道班）、教育部（総務班、学校教育班、生涯学習班）、消防部（消防統括本部、現場指揮本部）
計画方針	市は、富士山の噴火に伴い降灰があるときは、必要な情報を市民等に周知するとともに、降灰の除去等の対策を実施する。 また、航空機事故、鉄道事故、交通事故、危険物等災害の突発重大事故や大規模火災、林野火災、原子力発電所事故等の発生に関する通報を受けたときは、直ちに事故関係者と連携し、事故に関する詳細な情報を収集するとともに、被害の軽減及び拡大防止に努める。

▶手法編参照：その他の災害対策 P手法80～87

1 火山噴火による降灰対策

市は、火山噴火による降灰があったときは、県や近隣市町、関係機関と協力して降灰分布を把握するとともに、甲府地方気象台等から降灰に関わる風向・風速情報を収集し、市ホームページやSNSのほか、報道機関の協力を得て、降灰状況を市民等へ周知する。

なお、私有地内の降灰除去は、各家庭及び各事業者による対応を原則とし、各家庭から排出された灰の回収は、市が実施する。

また、各事業者から排出された灰は、一時的な仮置場までの搬入を各事業者の責任において実施する。

道路管理者は、大量の降灰や広範囲の降灰で、除灰用資機材（ロードスイーパー、ホイールローダー、散水車、トラック等）の確保や作業方針の調整が必要なときは、関係機関と連携を図り、道路除灰作業の方針を決定する。

また、鉄道事業者は、降灰により鉄道施設に障害が生じたときは、工事関係者等の協力を得て降灰の除去等の対策を実施する。

2 突発重大事故対策

市は、市内において、航空機事故、鉄道事故、交通事故、危険物等災害等の突発重大事故が発生したときは、警察と連携して、事故に伴う火災や被害の発生状況に応じて、迅速に消火、救出・救急、避難、広報等の活動を実施する。

なお、事故関係者は、それぞれの災害状況に応じた応急措置を実施し、被害拡大防止に努める。

(1) 情報の収集及び報告

消防部は、市内において、航空機事故、鉄道事故、交通事故、危険物等災害等の突発重大事故が発生したときは、それぞれの事故関係者と連絡をとるとともに、県や警察と連携を図り、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集する。

また、被害規模に関する概括的情報を含め、火災・災害等即報要領に基づき、把握できた範囲から県に報告する。

(2) 警戒区域の設定

市は、事故の状況により、人命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに県に報告する。

▶資料編参照：警戒区域の設定権限 P資料134

(3) 避難

市は、事故の状況により、地域住民の避難が必要なときは、消防団、警察、行政区等の協力を得て、組織的な避難誘導を実施する。

(4) 消火、救出・救助、医療救護

市は、事故の状況により、消火、救出・救助、医療救護等の活動が必要になるときは、本編第3章第3節第2、第3（P136～143）を準用して災害対策を実施する。

(5) 広報

市は、県及び事故関係者と連携して、事故災害の発生場所、被害状況、災害対策の状況等について、迅速に周辺住民に周知するとともに、安否情報、医療機関の情報、災害対策の情報、通行規制の情報等を広報する。

(6) 行方不明者の搜索

市は、航空機事故等により行方不明者がいる場合は自衛隊、警察、消防団等の協力を得て搜索活動を実施する。

3 大規模火災、林野火災対策

市は、市内において、大規模火災、林野火災が発生したときは、警察と連携して、火災や被害の発生状況に応じて、迅速に消火、救出・救急、避難、広報等の

活動を実施する。

活動内容は前項を準用する。

4 原子力災害対策

市は、中部電力(株)浜岡原子力発電所において、国の原子力災害対策指針に基づく警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生したときや原子力防災上必要と認められるときは、県と連携して、原子力緊急事態に対処する。

▶資料編参照：原子力災害対策指針 P資料139

(1) 屋内退避、避難誘導等の防護活動

ア 屋内退避、避難誘導

原子力災害特別措置法第15条に基づき、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき、市は、直ちに市民等に対し正確な情報の提供を行うとともに、市民等に対する屋内退避又は避難の指示の措置をとる。

▶資料編参照：屋内退避又は避難等に関する指標 P資料139

イ 除染活動

市は、市内で、通常値を超える放射線量が観測されたときは、国、県にその旨を報告し、除染対策に努める。

(2) 広聴、広報及び風評被害対策

ア 広聴、広報

市は、県と連携し、必要に応じ、相談窓口を設置するなど速やかに市民等からの問合せに対応する。

また、市民等が必要とする情報を迅速、正確に広報する。

イ 風評被害等の影響への対策

市は、県や報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するため、県が実施する緊急時モニタリング結果を迅速に公表し、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。

(3) 飲料水、食物の摂取制限等

ア 飲料水、食物の摂取制限

市は、県の緊急時モニタリング結果、県から汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染食物の摂取制限等の要請を受けたときは、汚染された農林畜産物の出荷制限等の措置をとるとともに、市民に対して速やかに広報する。

イ 医療活動

市は、県が必要に応じて実施する被ばく医療等の医療活動に協力するとともに、活動の情報を市民に広報する。

ウ 非常時の汚泥処理計画の策定

市は、放射能汚染等された下水汚泥の処理に際し、国が示す基準により適正に処理できるよう計画を策定する。

(4) 避難者の受入れ

市は、原子力災害により静岡県から山梨県内への避難者の広域避難があったときは、県と協議の上、指定避難所を開設し、避難者を受け入れる。

なお、静岡県の「浜岡地域原子力災害広域避難計画」では、山梨県内で牧之原市の避難者を受け入れることになっている。

第4節 市民の生活を守るための対策

第1 避難生活支援

担当班	統括局（統括班、資源管理班、情報班）、住民部（環境班）、福祉部（総務班、福祉班、救護班、保育班）
計画方針	災害が発生し、指定避難所等を開設したときは、必要に応じて、食料や飲料水、毛布等の生活物資を提供するほか、災害に関する情報の提供や相談受付等、避難生活の支援を行う。 なお、指定避難所等に避難しない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、正確な情報の伝達等により、生活環境を確保する。

▶手法編参照：避難生活支援 P手法88～94

1 指定避難所等の管理運営

市は、指定避難所等については「避難所開設・運営マニュアル」を基本に、各避難所の状況に応じて、適切な管理運営を行う。

(1) 指定避難所等への職員派遣

市は、指定避難所等を開設するときは、避難所ごとに市職員を避難所管理職員として派遣する。

避難所管理職員に対しては、防災アプリで避難所開設の指示を行う。

避難所管理職員は、あらかじめ定められた場所に参集し、指定避難所等を開設する。

また、当該施設の管理者、各行政区から選任された避難所運営委員3人及び行政区と協力して避難所の管理、運営に当たる。

(2) 「避難所運営委員会」の設置

指定避難所等の開設後、避難が落ち着いた段階で、避難者を中心とした避難所の運営に当たる「避難所運営委員会」を設置する。

市は、避難所運営委員会における役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合い、主体的に運営できるよう支援する。

(3) 指定避難所等の管理運営支援

市は、次の対策を実施し、指定避難所等の管理運営を支援する。

なお、支援に際しては、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

ア 指定避難所等の適時開設

災害の状況に応じて、必要な避難所を、可能な限り速やかに開設する。

イ 避難者の受入れ

指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、あらかじめ指定した行政区の住民を受け入れることを原則とするが、収容人数等を勘案しながら、柔軟に受け入れるよう努める。

ウ 指定避難所等の避難者に係る情報の早期把握

市は、指定避難所等で受け入れている避難者、車中避難者や在宅避難者等に係る情報を早期に把握する。また、行政区は、民生委員・児童委員と連携して、区内の要支援者の安否を確認し、把握した情報について市と共有する。

エ 指定避難所等の混雑状況の周知

特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、市ホームページ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知するなど、避難の円滑化に努める。

オ 生活環境に係る対策

市は、避難所における生活環境が少しでも良好なものであるよう、次の状況を確認し、必要な対策を講じる。

- ①食料の確保、配食等
- ②し尿及びごみの収集、処分
- ③プライバシーの確保、段ボールベッドやパーティション等の活用状況
- ④入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度の周知
- ⑤医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回
- ⑥暑さ、寒さ対策
- ⑦避難者の健康状態や栄養状態の把握
- ⑧食物アレルギーを有する者のニーズの把握や評価の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保状況
- ⑨入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保状況
- ⑩福祉的な支援の実施状況

カ 仮設トイレの設置

避難所のトイレが使用不能のとき又は不足するときは、他の公共施設のトイレの利用や避難者数に対応した仮設トイレの設置を行うとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等により快適なトイレの設置に配慮するよう努める。

キ 感染症対策

指定避難所等における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

また、必要に応じて、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を要請する。

ク 衛生管理

指定避難所等の衛生状態を良好に保つため、衛生指導等を実施する。この際、避難所運営委員会の衛生班を編成し、衛生管理の徹底を図る。

また、食中毒の発生を防止するために必要があると認められるときは、県を通じ、食品衛生関係団体と飲食物の衛生確保のための指導を実施する。

ケ 要配慮者等への配慮

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、トイレや更衣室、授乳場所、物干し場等の配置を検討する。

また、避難所における巡回警備により安全性を確保し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

コ 要配慮者支援

市は、災害時には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、要支援者について、避難の支援や迅速な安否確認等ができるよう対策を講ずる。

また、災害時には、指定避難所等における要配慮者の生活環境について、次の点に配慮して支援する。

- ①健康状態の把握
- ②支援ニーズの聞き取り
- ③感染症を防ぐための衛生的な環境づくり
- ④必要な情報を適切な伝え方で確実に伝える
- ⑤メンタルケア

サ 性暴力やDVの発生防止対策

指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力やDVの発生を防止するため、次の対策の実施に努める。

- ①女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。
- ②トイレ、更衣室、入浴施設等は女性用と男性用を離して配置し、昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する。
- ③性暴力やDVについての注意喚起と相談対応を行う。

シ 医療機器の電源確保等

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等に努める。

ス 避難所における家庭動物対策

避難所では、家庭動物と同行避難した被災者を適切に受け入れるとともに、家庭動物の受入状況等の把握に努める。

また、避難所における家庭動物のための避難スペースを確保するとともに、獣医師会から必要な支援が受けられるよう、連携する。

なお、指定避難所に家庭動物を連れて避難するときは、飼い主は、次の項目について配慮する。

- ①ゲージでの適正管理
- ②飼料の調達及び提供
- ③家庭動物のし尿の処理
- ④定期的な散歩の実施

セ 外部支援者からの受援

指定避難所等における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等の避難所運営について、ボランティア等の外部支援者の協力が得られるよう努めるとともに、他の地方公共団体に対して協力を求める。

ソ 旅館やホテル等の活用

災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

タ 避難所の早期解消

災害の規模等に応じて、被災者の健全な住生活の早期確保のために、公営住宅の斡旋、民間賃貸住宅及び空き家の活用や応急仮設住宅の迅速な提供等により避難所の早期解消に努めることを基本とする。

2 福祉避難所等の開設、運営

市は、指定避難所等の避難者の中に、一般の避難者との共同生活が難しい要支援者がいるときは、状況に応じて、福祉避難所の開設、運営を行う。

また、必要に応じて、福祉施設又は医療機関への受入れを要請する。

(1) 福祉避難所の開設

市の公共施設を福祉避難所として開設して、要支援者を受け入れ、福祉関係者等の協力を得て運営する。

▶資料編参照：福祉避難所一覧 P資料41

(2) 福祉避難室の開設

福祉避難所に加えて、指定避難所等においても、施設の一部を活用して、「福祉避難室」又は「福祉避難スペース」を開設する。

(3) 福祉避難所相談員の配置

福祉避難所等の運営に当たっては、市保健師、福祉分野の相談業務に従事する職員から福祉避難所相談員を選任し、救護班とともに、避難した要支援者の健康管理や相談等を行う。

(4) 社会福祉施設等への要支援者の受入れ依頼

災害時の要支援者の受入れについて協定を締結している社会福祉施設等に対して、必要に応じて、要支援者の受入れを依頼する。

3 指定避難所外に避難する被災者への配慮

市は、やむを得ず指定避難所に避難できない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談等の実施、正確な情報の伝達により、生活環境の確保ができるように支援する。

また、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう実施主体間の調整を行う。

(1) 在宅避難者の支援

市は、在宅避難者等の支援拠点を設置する場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行い、被災者支援に係る情報を支援拠点の利用者に対しても広報する。

(2) 車中泊避難者の支援

市は、車中泊避難を行うためのスペースを設置する場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行う。

また、車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対して、被災者支援に係る情報を広報する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

第2 飲料水、食料、生活必需品の供給

担当班	統括局（統括班、資源管理班、情報班）、社会基盤部（総務班、農政班、観光商工班）、水道部（総務班、水道班）、教育部（総務班）
計画方針	災害が発生したときは、被災者の生活維持のため必要な飲料水、食料、生活必需品等を速やかに確保及び調達し、被災者のニーズに応じて供給する。 なお、被災者が求める物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえて調達するとともに、要配慮者ニーズや男女のニーズの違いに配慮する。

▶手法編参照：飲料水、食料、生活必需品の供給 P手法95～101

1 飲料水の供給対策

市は、水道施設の被災により断水したときは、断水地区の住民等に対して、飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施する。

(1) 給水活動

災害により水道水が供給できないときは、次により給水活動を実施する。

また、給水活動は、指定避難所、医療機関、社会福祉施設など緊急性の高いところから行うとともに、一人暮らし高齢者や障がい者等の要配慮者に対しては、状況により福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て、ポリタンク等による戸別給水を実施するなど、要配慮者に配慮した給水活動を行うことに留意する。

なお、災害救助法が適用されたときの飲料水の供給は、「山梨県災害救助法施行細則」の定めるところにより行う。

ア 給水車等による給水

断水に伴う給水の際は、給水車及び給水用の仮設配管、給水栓等の給水用資機材を洗浄、消毒した上で、近隣の上水道施設から給水車等を使用して水を運搬し、応急給水を実施する。

イ 必要給水量

給水は、1人1日3リットルを確保する。

ウ 給水場所

市役所や指定避難所等において給水を行う。

エ 応急給水用資機材等の確保

給水車及び給水用の仮設配管、給水栓等の資機材は、市保有のものを活用して応急給水を行うが、不足するときは、他市町村から必要な応急給水用資機材等を確保する。

▶資料編参照：応急給水用施設・資機材保有状況 P資料75

▶資料編参照：山梨県災害救助法施行細則（別表） P資料130

(2) 水質の保全

水道水について、水質検査を強化するとともに、必要に応じて、塩素の注入量を増加するなど、水質の保全に万全を期する。

なお、給水車による飲料水の運搬、給水の際は、給水車のタンクや給水用の仮設配管、給水栓等の洗浄、消毒を行う。

(3) 給水施設の応急復旧

ア 被害状況等の把握

災害発生後、直ちに水道施設や設備の被害状況を調査するとともに、電力の供給状況等についても把握する。

また、市民からの通報等により断水地域の把握に努める。

把握した被害状況等は速やかに市災害対策本部に報告し、水道施設に被害が発生したときは県にも報告する。

イ 応急復旧活動の実施

応急復旧に当たっては、優先順位を定め、可能な限り早期、広範囲に管路による応急給水を行えるよう、応急復旧活動を行う。

また、配水管路の破損箇所の復旧、臨時配水管及び応急給水栓の設置が完了したときは、給水開始前に十分な洗浄と水質検査を行う。

復旧資材又は復旧作業技術者等が不足するときは、他の水道事業者に応援を要請し、早期復旧に努める。

(4) 応援協定等による飲料水の確保

必要に応じて、飲料水の確保に関する協定を締結している自治体、民間企業及び民間団体等に対して、協定に基づき、飲料水の供給を求める。

- ▶資料編参照：協定等締結概要（県・市町村との協定） P資料59～61
- ▶資料編参照：協定等締結概要（民間事業所等との協定） P資料62～65

(5) 広報活動

応急給水を実施するときは、住民に対して、応急給水の方法、時間、給水場所、断水状況、復旧見込み等について、市防災行政無線、市ホームページ、市の広報紙等により周知する。

なお、大規模な災害が発生したときは、発生直後の給水が困難であることから、平時から市民に対し家庭内での必要量の飲料水の備蓄やポリ容器等の準備、また、浴槽等に風呂水の汲み置きをするなどの措置を行うよう、市の広報紙等を通じて広報を行う。

2 食料の供給対策

市は、指定避難所に避難している避難者又は住家に被害を受け、若しくは災害により炊事のできない市民等に対して、炊き出しその他による食料の供給を行う。

なお、災害救助法が適用されたときの炊き出しその他による食料の供給は、「山梨県災害救助法施行細則」の定めるところにより行う。

- ①食料の供給は、原則、備蓄食料（アルファ米等）、米穀販売業者からの購入、調達した米穀等の炊き出しにより行う。
- ②必要量が確保できないときは、県、他市町村等に対して、応援要請を行う。
- ③食料の供給は、高齢者、乳幼児、食物アレルギーを有する者等に配慮する。
- ④応急用米穀及び災害救助用米穀を必要とするときは、県の「災害時食糧供給対策実施マニュアル」に基づき、調達する。
- ⑤炊き出しは、指定避難所内、調理設備等を有する施設、学校給食調理場を利用して実施する。

▶資料編参照：食料等備蓄状況 P資料42～44

▶資料編参照：協定等締結概要（県・市町村との協定） P資料59～61

▶資料編参照：協定等締結概要（民間事業者等との協定） P資料62～65

▶資料編参照：山梨県災害救助法施行細則（別表） P資料130

▶資料編参照：災害時食糧供給対策実施マニュアル P資料140

3 生活必需品の供給対策

市は、住家の全壊、全焼、流失、半壊又は床上浸水により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷等したことにより、使用することできず、日常生活を営むことが困難な市民等に対し、生活必需品を給与又は貸与する。

なお、災害救助法が適用されたときの生活必需品等の給与又は貸与は、「山梨県災害救助法施行細則」の定めるところにより行うが、災害救助法の適用を受けるほどでない一定基準以上の災害は、「山梨県小災害内規」に基づき、県に対して応急的援助を要請する。

- ①避難所を開設し、危険を回避するための短期避難の場合は、避難者が非常持出品で、各自の食料、飲料水、体温を調節する毛布などを持参し、各自対応するものとする。
- ②災害により、自宅が被災し、帰宅することができず、中長期の避難が必要な場合は、避難所運営委員会や自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、速やかに避難者が必要とする生活必需品の品目や数量を把握するとともに、直ちに防災備蓄倉庫に備蓄している毛布等の生活必需品を被災者に給与又は貸与する。
- ③物資が不足するときは、県、他市町村、民間事業者等に協力を依頼して、必要な生活必需物資を調達する。
- ④さらに物資が不足するときは、県に必要な物資の供給等を求めるほか、事態の緊急性に照らし必要なときは、国に物資の供給等を直接依頼する。

- ⑤被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえて調達する。
- ⑥空調器具や燃料など実情を考慮する。
- ⑦要配慮者のニーズや男女のニーズの違いに配慮する。
- ⑧生理用品等の女性用品については、女性の担当者から提供するように配慮する。

- ▶資料編参照：山梨県災害救助法施行細則（別表） P資料130
- ▶資料編参照：協定等締結概要（県・市町村との協定） P資料59～61
- ▶資料編参照：協定等締結概要（民間事業所等との協定） P資料62～65

4 救援物資集積場所の確保

市は、国や他市町村等から搬送される食料や生活必需品等の救援物資や調達した物資を受け入れるため、救援物資集積所を開設し、その所在地等を関係機関に周知する。

当該集積所に搬送された救援物資等は、被災者のニーズを把握し、優先すべきものを整理し、仕分け、分配を適切に行う。

なお、物資の仕分け、配分等の作業は、災害対策本部社会基盤部が中心となり、災害ボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行う。

また、当該施設に管理責任者を配置し、食料の衛生管理や物資の管理を行う。

- ▶資料編参照：救援物資集積予定施設一覧 P資料141

第3 行方不明者等への対応

担当班	統括局（統括班、資源管理班、情報班）、住民部（総務班、住民班）、福祉部（救護班）
計画方針	災害により、行方不明者が発生したときは、迅速に捜索活動を実施する。 また、遺体を確認されたときは、適切に収容、処置等を行い、必要に応じて、火葬を実施する。

▶手法編参照：行方不明者等への対応 P手法102～107

1 行方不明者及び遺体の捜索

市は、行方不明者及び遺体の捜索は、原則として、消防本部、消防団、警察、地域住民の協力の下に実施する。

- ①市だけでは対処できないときは、県又は他市町村、自衛隊に人員及び資機材の応援を要請する。
- ②身元不明の遺体を発見したときは、速やかに警察に連絡し、警察が医師立会いの下に検視を行い、身元の確認に努める。
- ③身元不明の遺体を発見したときは、遺体及び所持品を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管する。
- ④遺体が多数のときは、公共建物などの場所を選定し、安置所を開設する。
- ⑤捜索により発見された遺体は、警察等関係機関と協力し、安置所へ搬送する。
- ⑥災害救助法が適用されたときの遺体の捜索は、「山梨県災害救助法施行細則」の定めるところにより行う。

▶資料編参照：山梨県災害救助法施行細則（別表） P資料130

2 遺体の処理

市は、遺体が発見された場合は、原則として、次により、遺体の処理を行い、遺族等の関係者に遺体を引き渡す。

- ①安置所を開設したときは、葬儀業者に協力を要請し、作業人員及び遺体保存のための資機材を確保する。
- ②日本赤十字社県支部、笛吹市医師会、笛吹地区歯科医師会等医療関係機関の協力を得て、適切な遺体の検案及び処置、保存を実施する。
- ③災害救助法が適用されたときの遺体の処理は、「山梨県災害救助法施行細則」の定めるところにより行う。

▶資料編参照：山梨県災害救助法施行細則（別表） P資料130

3 遺体の埋葬

市は、原則、災害によって死亡した方の遺族が火葬を行うことが困難なとき又は遺族がいないときは、葬儀業者の協力を得て、火葬を実施する。

火葬は、「東八聖苑」又は「東山聖苑」で行うが、市だけでは対処できないときは、県に広域火葬の応援を要請する。

なお、遺族の判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が分かり次第、引継ぐこととし、無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、墓地に埋葬する。

また、災害救助法が適用されたときの埋葬は、「山梨県災害救助法施行細則」の定めるところにより行う。

▶資料編参照：山梨県災害救助法施行細則（別表） P資料130

第4 ライフラインの応急復旧

担当班	統括局（統括班、情報班）、水道部（総務班、水道班、下水道班）
計画方針	上・下水道、電気、通信等のライフライン施設において、災害が発生し、その機能が停止又は低下したとき、それぞれの事業者は、代替サービスの提供や機能回復に努めるとともに、復旧措置を講じる。

▶手法編参照：ライフラインの応急復旧 P手法108～113

1 上水道施設の応急復旧

市は、災害が発生したときは、応急給水のための飲料水を確保するとともに水道施設の早期の応急復旧に努める。

(1) 広報

給水を停止するとき、又は断水のおそれが生じたときは、市民や消防機関等に対して影響区域を速やかに周知する。

また、復旧の時期についても同様とする。

(2) 人員の確保

水道事業者が定める災害対策計画に基づき応急復旧に当たる人員の確保を図る。

(3) 工事業者等への協力要請

応急復旧に当たっては、市内工事業者等へ協力を要請する。

なお、市内工事業者だけでは、速やかな応急復旧ができないときは、県や日本水道協会等に応援を要請する。

(4) 被害状況調査及び復旧計画の策定

水道施設の被害状況を送配水系統ごとに調査、把握し、給水能力に応じた応急復旧地域を設定して修理作業を進め、確保された水を有効に活用できるよう復旧計画を策定する。

(5) 送配水管等の復旧

送配水管等の復旧は、水源から浄水場及び配水池に至る送水管を優先し、次いで主要な配水管など順次復旧する。

(6) 仮設配水管の設置

応急復旧を迅速に行うため、状況により仮設配水管を設置し、必要に応じて消火栓を設ける。

2 下水道施設の応急復旧

市は、災害が発生したときは、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障となる箇所及びマンホールの隆起や路面の陥没による交通障害等の二次災害のおそれのあるものについて応急処置を行う。

(1) 広報

市は、市民に対し、施設の被害状況及び復旧見込みについて広報し、利用者の生活排水に係る不安解消に努める。

(2) 人員の確保

「山梨県流域下水道災害対応マニュアル」に基づき、応急処置人員の確保を図る。

(3) 工事業者等への協力要請

応急処置に必要な資機材の調達、工事の実施について、市内工事業者等へ協力を要請する。

なお、市内工事業者だけでは、速やかな応急復旧ができないときは、「下水道事業における災害時支援に関するルール（全国ルール）」に基づき、県や応援協定締結自治体等に対して応援要請を行うなど応急対策実施体制を確立する。

(4) 応急処置計画の策定

管路施設、ポンプ場及び処理場、施設の被害に応じて、次の事項等を基準として応急処置計画を策定する。

- ① 応急処置の緊急度及び工法
- ② 処置資機材及び作業員の確保
- ③ 設計及び監督技術者の確保
- ④ 復旧財源の措置
- ⑤ 非常電源（可搬式発電機）の確保

(5) 管路施設の応急復旧

管路施設は、「下水道管理施設災害復旧支援マニュアル」に基づき、管路内の土砂排出、吸引車による下水搬送、可搬式ポンプによる下水排除等の応急復旧を

行う。

(6) ポンプ場及び処理場の応急復旧

ポンプ場の被災に伴い汚水が溢水しそうな場所には、仮設ポンプや仮設配管等を設置する。

また、処理場は、放流水域の水質保全に対応するため、段階的に処理機能を回復する応急復旧工事を実施する。

3 電力事業施設の応急復旧

東京電力パワーグリッド(株)は、災害が発生し、停電が発生したときは、防災業務計画に基づいて、各設備の復旧の優先順位、被害状況、復旧難易度等を勘案して復旧計画を策定し、感電事故、漏電火災等の二次災害の防止に努めながら、次のとおり応急復旧を行う。

市は、東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社と情報連絡体制を確立し、被害状況の把握に努め、把握した情報を市民に周知する。

(1) 災害対策組織

災害が発生したとき、山梨総支社内に災害対策本部を設置する。

(2) 応急対策人員、資機材の確保

応急対策に従事可能な人員をあらかじめ調査、把握しておき、定められたルートによって、速やかに対応する。

また、工具、車両、発電車、変圧器車等を整備して応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の確保に努める。

(3) 災害時における応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(4) 災害時における危険予防措置

災害時でも原則として送電を継続するが、災害の拡大に伴い円滑な防災活動のため、警察や消防機関から送電停止の要請があったときなどは、送電停止等の適切な危険防止措置を講ずる。

(5) 災害時における広報

市は、防災行政無線等により直接当該地域に周知する。また、停電が長期化する場合、東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社は、次の事項について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に要請して広報を行う。

- ①電力施設の被害状況、復旧予定等
- ②感電事故及び漏電による出火の防止

(6) 被害状況の収集

あらゆる方法を通じて被害状況の全体像を速やかに把握し、復旧計画を策定する。

4 電気通信施設の応急復旧

東日本電信電話(株)山梨支店、(株)NTTドコモ山梨支店等は、災害が発生し、通信障害等が発生したときは、防災業務計画に基づき、速やかに被害状況、疎通状況等の情報を収集し、通信の途絶の解消及び重要通信を確保するとともに、速やかに被災施設の応急復旧を行う。

市は、東日本電信電話(株)山梨支店、(株)NTTドコモ山梨支店等の電気通信事業者と情報連絡体制を確立し、被害状況の把握に努め、把握した情報を市民に周知する。

(1) 復旧体制の確立

東日本電信電話(株)山梨支店が定める「東日本電信電話(株)山梨支店災害等対策規程」及びNTTドコモ山梨支店が定める「NTTドコモ災害等対策規定」に基づき、災害対策本部を設置し、被災規模に応じた復旧資機材の調達、人員の確保等、復旧体制を確立する。

(2) 応急、復旧措置

電気通信事業者は、速やかに被災状況等を把握し、あらかじめ定める応急復旧計画に基づき応急復旧を行う。

ア 通話規制措置

安否情報や見舞い電話の殺到等により通信が輻輳又はそのおそれがあるときは、あらかじめ定める重要回線及び公衆電話を除き、輻輳の状況に応じて市内外発着信の通話規制措置を行い、重要通信等を確保する。

イ 応急、復旧措置

- ①衛星通信地球局、加入者系無線装置による途絶の解消（臨時回線の作成）
- ②応急復旧ケーブルによる被災ケーブルの応急復旧
- ③非常用移動電話局装置及び移動電源車による交換機の応急復旧

④移動電源車、可搬型電源装置による給電故障の応急措置

ウ 広報

災害による通信の途絶、通信規制等により電気通信サービスの利用に影響が生じたときは、広報活動を行い、利用者の不安を解消するとともに、社会的混乱の防止に努める。

第5 防疫対策

担当班	統括局（統括班、情報班）、住民部（環境班）、福祉部（救護班）
計画方針	災害時には生活環境の悪化に伴い、被災者の免疫力が低下し、感染症のリスクが高まるため、防疫措置を実施し、感染症予防及びまん延防止に万全を期する。

▶手法編参照：防疫対策 P手法114～115

1 防疫活動の実施

市は、感染症の予防及びまん延防止のため必要があると認めるときは、峡東保健所の指示の下、市保健師及び笛吹市医師会が連携して、防疫組織を編成し、各種法令や「災害防疫の実施について」（昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、指定避難所等や被災家屋等の消毒、ねずみ、害虫等の駆除、生活の用に供される水の供給、臨時予防接種等を行う。

なお、市だけでは対処できないときは、県又は他市町村に人員や資機材の応援を要請し、実施する。

▶資料編参照：災害防疫の実施について P資料141

2 防疫用資機材及び薬剤の確保

防疫作業に使用する資機材及び薬剤は、市が備蓄しているものを使用する。

なお、不足するときは、取扱業者等から調達する。また、市内等で必要な防疫用資機材等が確保できないときは、県に要請する。

3 広報等の実施

市は、市民に対して、衛生の確保や感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう、指定避難所等における指導や市ホームページ、市防災行政無線及びチラシなどの配布により広報する。

第5節 早期復旧に向けた対策

第1 住宅の確保

担当班	統括局（情報班）、社会基盤部（住宅班）
計画方針	災害により住宅が全壊又は全焼し、自力では住宅を確保できない者に対して、市営住宅等の一時提供や応急仮設住宅を供与し、また、住宅の半壊又は半焼等により、自力では応急修理ができない者に対して日常生活の可能な程度の応急修理を実施し、生活の安定に努める。

▶手法編参照：住宅の確保 P手法116～120

1 応急仮設住宅の供与

災害救助法が適用され、県から実施を通知されたとき、市は、建設型応急住宅の建設又は民間賃貸住宅を借上げるなど応急仮設住宅の供与を実施する。

ただし、市で対処できないときは、県又は他市町村へ、応急仮設住宅の確保について要請する。

(1) 建設型応急住宅の建設

ア 応急住宅の必要戸数の把握

市は、住宅の被害状況を調査し、被災者の意向確認を行った上で建設型応急住宅の必要戸数を把握する。

イ 建設型応急住宅建設地の選定

市は、建設型応急住宅の建設地を提供する。

建設地は建設型応急住宅建設候補地一覧のうち、被災地域の状況及びライフラインの復旧及び整備状況を考慮し決定する。

ウ 建設型応急住宅の建設

市は、県が行う建設型応急住宅の建設に協力する。

なお、建設型応急住宅は、コミュニティの維持や被災者のニーズに留意し、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮する。

エ 入居者の選定

県から入居者の選定が市に委任されたときは、選定に当たって、十分な調査を行い、必要に応じて、民生委員・児童委員の意見を聴取するなど、被災者の資力、その他の生活条件を参考の上、次の事項に留意して、入居者を決定する。

- ①高齢者や障がい者等の優先入居
- ②高齢者や障がい者等が過度に集中した応急仮設住宅群の回避
- ③入居後の高齢者や障がい者等に対する巡回相談、安否確認の実施

▶資料編参照：建設型応急住宅建設候補地一覧 P資料141

▶資料編参照：山梨県災害救助法施行細則（別表） P資料130

(2) 民間賃貸住宅の借上

市は、県が「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」に基づいて実施する民間賃貸住宅の借上による賃貸型応急住宅（みなし仮設）の供与に協力する。

(3) 公営住宅等の一時提供

市は、災害のため住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない又は自力では住宅を確保できない者に対し、市営住宅で提供可能なものを供与する。

なお、市で確保できないときは、県に対し、県営住宅及び他市町村の公営住宅の供与について調整を要請する。

入居者の選定に当たっては、応急仮設住宅に準ずる。

2 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用され、県から被災住宅の応急修理の実施を通知されたとき、市は、これを実施する。

ただし、市で対処できないときは、県又は他市町村へ応急修理に係る事務について応援を要請する。

(1) 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 対象

緊急の処理は、災害のため住宅が半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住宅）又はこれらに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住宅の被害が拡大するおそれがあるものに対して行う。

イ 修理内容

- ①屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住宅へのブルーシート等の展張
- ②損傷を受けた住宅の外壁や窓ガラスへのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修による風雨の侵入の防御
- ③アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張（損傷した住宅前の歩行者の安全確保のため）

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 対象

- ①災害のため、住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者に対して行う。
- ②応急修理により指定避難所などへの避難が不要となること。
- ③応急仮設住宅を利用しないこと。

イ 修理内容

住宅の応急修理は、居室、台所、トイレ等日常生活に必要欠くことができない部分及び日常生活に欠くことのできない破損箇所（土台、床、壁、窓、戸、天井、屋根等の如何を問わない。）に限られる。

なお、応急修理の範囲は次のとおり。

- ①屋根、柱、床、外壁、基礎等
- ②ドア、窓等の開口部
- ③上水道、電気、ガス等の配管、配線
- ④衛生設備

▶資料編参照：山梨県災害救助法施行細則（別表） P資料130

第2 障害物等の除去

担当班	統括局（統括班、情報班）、社会基盤部（総務班、土木班、住宅班）
計画方針	災害等により、住宅に土石、竹木等の障害物が流入したときは、必要条件に応じて、障害物の除去を行い、被災者の日常生活の回復を図る。 また、道路又は河川に障害物があるときは、迅速に当該障害物を除去し、道路機能の確保又は災害発生の防止を図る。

▶手法編参照：障害物等の除去 P手法121～124

1 住宅に流入した障害物の除去

市は、市内建設業者等の協力を得て、住宅に流入した障害物の除去を実施する。ただし、市で対処できないときは、県又は他市町村に障害物除去に係る事務について、応援を要請する。

なお、災害救助法が適用されたときの住宅に流入した障害物の除去は、「山梨県災害救助法施行細則」の定めるところにより行う。

(1) 対象者

障害物の除去は、災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等が日常生活に著しい支障を及ぼしているものが対象で、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が流入しているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができないものに対して行う。

(2) 障害物の除去順位の設定

障害物の除去の対象となる住宅を調査するとともに、障害物による支障状況、また半壊・床上浸水状況の程度等を確認の上、除去の順位を設定する。

(3) 障害物の除去のために支出することができる費用

障害物の除去のために支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とする。

▶資料編参照：山梨県災害救助法施行細則（別表） P資料130

(4) 障害物の除去をすることができる期間

災害発生の日から10日以内とする。

2 道路又は河川の障害物の除去

市は、発災後、早急に道路の被害状況を把握し、市所管の道路に障害物があるときは、速やかに重要路線から優先的に障害物を除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）し、道路機能の早期確保に努める。

また、国道、県道に障害物があり、通行の支障になったとき、又は河川に障害物があり、水害のおそれがあるときは、当該管理者に通報し、障害物の速やかな除去を要請する。

3 障害物の集積場所の確保

市は、障害物の集積場所を確保し、除去した障害物を集積する。

なお、選定する際には、道路交通の便や市民の日常生活等にも十分留意する。

第3 環境対策

担当班	統括局（情報班）、住民部（環境班）
計画方針	市は、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合、し尿処理施設の指定管理事業者、ごみやし尿の収集運搬委託事業者及び災害廃棄物の処理業務の協定事業者と連携して、被災地域から排出されたごみ、し尿、災害廃棄物（がれき）、公費解体により発生する廃棄物を適正に処理し、被災地域の環境衛生の保全と早期の復興を図る。 また、県、動物愛護団体等と連携して、被災動物の救護に努め、生活環境保の保全に努める。

▶手法編参照：環境対策 P手法125～132

1 ごみ、し尿の処理

（1）体制の整備

市は、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合、し尿処理施設の指定管理事業者、ごみやし尿の収集運搬委託事業者及び災害廃棄物の処理業者から、処理施設、収集運搬車両の被災状況を調査する。

また、指定避難所の避難者数やライフライン（上下水道、電気）の被害状況を把握し、ごみやし尿の発生量を推計し、収集運搬体制（人員、車両、ルート）を整備する。

なお、市のみでは、ごみやし尿の収集運搬体制の確保が困難なときは、県、他市町村に応援を要請する。

（2）収集運搬

各家庭、指定避難所等から出る生活ごみや各家庭の浄化槽、指定避難所等の仮設トイレから出るし尿を収集し、それぞれの処理場に運搬する。

ア ごみの収集運搬

市は、指定避難所等の開設情報を適時収集し、収集運搬の体制及びルートの見直しを行い、適切にごみの収集を行い、甲府・峡東クリーンセンターに運搬する。

被災状況によりごみの集積場所が変わる場合は、ごみの流出や飛散等により生活環境に影響を及ぼさない場所を選定し、市民に集積場所及び収集日時の周知を行う。

また、生活ごみや粗大ごみ等の増加に伴い、必要に応じ被災の程度が小さい地域や保管が可能な資源ごみ等の収集頻度の削減を検討する。

イ し尿の収集運搬

市は、指定避難所開設の情報を適時収集し、指定避難所等に仮設トイレを設置する。

なお、仮設トイレは、消毒剤、消臭剤等を確保し、衛生上の配慮を行う。

仮設トイレ設置後は、収集運搬体制及びルートの見直しを行いながら、適切にし尿の収集を行い、笛吹市クリーンセンターに運搬する。

(3) 処理

収集したごみは、甲府・峡東クリーンセンターで処理する。

また、収集したし尿は、笛吹市クリーンセンターで処理する。

なお、処理能力を超えるごみやし尿が排出されたときは、県、他市町村等協力を得て、処理施設を確保する。

(4) 応援の要請

市は、市のみでは、ごみやし尿の収集運搬体制の確保が困難なときは、県、他市町村に応援を要請する。

2 災害廃棄物の処理、処分

(1) 収集運搬体制の整備

市は、災害廃棄物処理計画に基づき、廃棄物処理施設、収集運搬車両の被災状況を調査し、仮置場の必要面積の把握や災害廃棄物処理実行計画の策定のため、災害廃棄物の発生量を推計し、災害廃棄物の処理業務の協定事業者へ委託し、災害廃棄物の収集運搬体制（人員、車両、ルート）を整備する。

なお、市のみでは、災害廃棄物の収集運搬体制の確保が困難なときは、県、他市町村に応援を要請する。

(2) 災害廃棄物処理実行計画の策定、見直し

市は、必要に応じて、災害廃棄物の発生量の推計に基づき、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

また、災害廃棄物処理の進捗を実行計画に定めた処理スケジュールに比べ合わせて、次の事項を検討する。

- ①被災した一般廃棄物処理施設の復旧
- ②災害廃棄物処理実行計画の見直し
- ③仮設処理施設設置の要否

(3) 仮置場の開設

災害廃棄物の推計発生量を基に仮置場を開設する。

(4) 市民等への周知

仮置場について、受入期間、場所、受入可能（禁止）品目、分別方法等を明確にした上で、市ホームページ、市の広報紙、行政区の回覧板及び指定避難所への掲示により、市民等への周知を行う。

(5) 災害廃棄物の処分

市は、災害廃棄物の種類や状態に応じて、選別、破砕、焼却等の中間処理、再生利用及び最終処分を行う。

なお、災害廃棄物の処理は、処理期間と費用、再生利用のバランスに留意し、総合的に処分方法を検討する。

3 損壊家屋等の解体、撤去

損壊家屋等の解体、撤去は、原則として、所有者が行う。

一方で、市は、災害の規模に応じ公費解体の実施の要否を判断する。

また、解体、撤去の現場では、地域住民の生活環境に配慮する。

4 被災動物救護対策

市は、県、獣医師会、動物愛護団体等と連携し、災害時の対応として、市民等が飼育する動物について、次の項目の体制を整備する。

- ①動物に関する相談の実施
- ②放浪又は飼育困難な動物の収容、一時保管
- ③動物収容施設の確保等

第4 災害ボランティア支援

担当班	統括局（情報班）、住民部（総務班）
計画方針	市は、災害発生後、多数の災害ボランティアの申し出が予想されるときは、市社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアに関する広報、相談、登録等を行い、その活動を支援する。

▶手法編参照：災害ボランティア支援 P手法133～137

1 被害情報の収集

災害ボランティアセンター設置の判断は、「被害の大きさ」、「被災者支援の必要性」が主な基準となるため、市は、早期に被害状況を把握し、市社会福祉協議会と情報を共有する。

2 災害ボランティアセンターの設置の判断

市は、把握した被害情報からボランティアによる支援活動の必要性を検討し、センター設置の判断を行い、市社会福祉協議会に設置を要請する。

3 災害ボランティアセンターの設置

市社会福祉協議会は、ボランティアの受入窓口となる災害ボランティアセンターを設置する。

災害ボランティアセンターの設置場所は、ボランティアのアクセスのしやすさ、地域で目立つランドマーク的な公共施設、支援が必要な地域に隣接していること、物資の保管やボランティアの休憩場所が確保できるか考慮して検討する。

4 災害ボランティアセンターの運営

市社会福祉協議会は、ボランティア団体等と連携して、次の業務を行い、災害ボランティアセンターを運営する。

なお、市は、ボランティア活動が円滑に運営できるよう、災害ボランティアセンターを設置する公共施設、資機材等の提供、被害情報や活動に必要な拠点について支援し、災害ボランティアセンターに関する情報を市ホームページ等に掲載し、市民やボランティアに周知する。

- ①被災地域のニーズの収集
- ②ボランティアの募集
- ③ボランティアコーディネート
- ④ボランティアの受入れ
- ⑤活動に関する事前説明（活動内容等）

- ⑥ボランティア活動保険の加入
- ⑦被災地域におけるボランティアの活動情報の把握
- ⑧災害対策本部との連絡調整
- ⑨県災害ボランティアセンターとの連携
- ⑩その他必要な活動

第5 義援金品の募集、配分

担当班	統括局（資源管理班、情報班）、福祉部（総務班）
計画方針	災害が発生し、多数の被災者が発生しているときは、被災地の状況等を十分考慮し、県内外から義援金品の募集、受付を行う。 また、受け付けた義援金品は、被災地域の状況や公平性に配慮しつつ被災者に配分する。

▶手法編参照：義援金品の募集、配分 P手法138～141

1 義援金の募集、受付及び配分

市は、県、他の被災市町村、日本赤十字社県支部、県共同募金会、報道機関その他関係団体等で構成される義援金配分委員会（以下、「配分委員会」という。）に参画する。

義援金は、各受付機関で受け入れるものとし、受付機関において一時管理を行うが、配分委員会が設置された後は、配分委員会が各受付機関から引継ぎを受けて配分が終了するまで管理する。

なお、義援金の配分は、被害程度や被害人員を考慮して、配分委員会で決定し、原則として、市に送金されたのちに、被災者からの申請に基づき、市から被災者へ配分する。

配分委員会は、義援金の配分結果について公表し、救援活動の透明性の確保を図る。

2 支援物資の募集、受付及び配分

市は、支援物資に関する対応方針について、市ホームページへの掲載や報道機関への報道依頼により周知徹底を図る。

また、支援物資は、物資集積拠点において受け入れ、仕分け、一時保管、配送を行う。

なお、個人が直接送る小口混載の支援物資は、内容物の確認、仕分け作業等が大きな負担となることから、受け入れないこととする。

企業、団体等からの支援物資は、関係機関等の協力を得て、受入れ希望の有無を確認し、そのリストと送り先を公表する。

また、物資集積拠点の需要状況を勘案し、同リストを逐次改定する。

▶資料編参照：救援物資集積予定施設一覧 P資料141

第6 応急教育

担当班	福祉部（総務班、保育班）、教育部（総務班、学校教育班、生涯学習班）
計画方針	災害が発生したときは、学校、保育所、幼稚園等に通う幼児、児童・生徒の安全確保と安否確認を行うとともに、所管する施設や職員の被災状況を把握する。 また、被災した施設等の応急復旧や教科書、学用品の確保、支給等を行い、早い段階での授業再開や応急保育の実施に努める。

▶手法編参照：応急教育 P手法142～147

1 被害状況の把握

市は、所管する学校、保育所、幼稚園等と連携して、各施設における被害状況を把握し、被害状況に応じた必要な応急措置（臨時休校、休園）を実施する。

2 応急措置

市は、市内の学校、保育所、幼稚園等と連携して、各施設における建物や設備の被害状況を把握し、施設の被害情報を取りまとめる。

また、必要に応じて、応急措置を講じるとともに、被害状況に応じて、復旧計画を作成し、応急復旧を進める。

3 指定避難所への協力

学校内に指定避難所が開設されたときは、学校長は、避難所運営委員会と連携し、指定避難所の管理運営を支援する。

4 学校教育等の再開に向けた対策

（1）応急教育や応急保育の実施予定場所の確保

施設の被災により、教育や保育が長期間にわたり中断されることを避けるため、災害の程度に応じ、概ね次のような方法により、応急教育や応急保育の実施予定場所を選定する。

ア 施設の一部が被災したとき

- ①特別教室、空き教室、体育館、講堂の利用
- ②二部授業の実施

イ 施設の全部が被災したとき

- ①公共施設等の利用
- ②近隣学校の校舎の利用

ウ 特定の地域が被災したとき

- ①災害を受けなかった地域の学校、公民館、公共施設等の利用
- ②避難先の最寄りの学校、公共施設等の利用
- ③応急仮校舎の建築

エ 市内全域が被災したとき

- ①応急仮設校舎の建築
- ②隣接市等の学校、公共施設等の利用

(2) 職員の確保

災害により職員の欠員が生じ、通常の教育や保育を実施することが不可能となった学校等があるときは、応急対策として、県と連携して次により職員を確保する。

- ①市内の施設で調整を行う。
- ②臨時的に退職者等の協力を求める。
- ③欠員者が多数あり、職員を確保できないときは、県に支援を要請する。

(3) 学用品等の確保

市は、災害により住家に被害を受け、学用品を失い、又は破損し、就学上支障を来した児童・生徒に対し、被害の状況に応じて必要な教科書、文房具及び通学用品を調達し、支給する。

なお、災害救助法が適用されたときの学用品の給与は、「山梨県災害救助法施行細則」の定めるところにより行う。

▶資料編参照：山梨県災害救助法施行細則（別表） P資料130

(4) 学校機能の早期回復

市は、学校に指定避難所を開設したときは、避難者の立入禁止区域を設定する。また、応急仮設住宅を早期に建設又は借上により確保して学校機能の早期回復に配慮する。

(5) 学校給食の措置

市は、学校給食施設又は設備が被災したときは、速やかに応急処置を行い学校給食の早期再開に努める。

被害の状況によっては、給食を提供している近隣の給食施設から給食の応援や、給食用物資、作業員等の応援を依頼し、給食の提供に努める。

なお、学校が市民の指定避難所として使用されるときは、当該学校給食施設又は設備は、被災者用炊き出しにも供されるため、学校給食及び炊き出しの調整

に留意する。

また、衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症、食中毒の発生がないよう努める。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 被災者の生活再建支援

担当班	統括局（統括班、資源管理班、情報班）、住民部（住民班）、福祉部（福祉班）、社会基盤部（住宅班）
計画方針	被災者の被害の状況に応じ、災害弔慰金、災害見舞金、被災者生活再建支援金等を支給するとともに、生活の安定を図るため、各種資金の貸付、制度の周知を行い、市民の生活の安定を図る。 なお、実施に当たっては、被災者の様々な行政手続が一箇所で行える相談窓口を設置し、各種援助・助成制度の周知徹底を図る。

▶手法編参照：被災者の生活再建支援 P手法148～154

第1 罹災証明書の発行

1 罹災証明書の交付等

市は、被災者生活再建支援金の支給、各種減免措置その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明書の交付体制等を確立する。

市民から申請があったときは、住家等の被害の程度を調査するとともに、罹災証明書の交付等を行う。

なお、罹災証明の発行に必要な住家等の調査は、現地調査のほか、被害の程度が分かる写真、応急危険度判定の判定結果を活用するなど、適切な手法により実施する。

また、協定を締結している県土地家屋調査士会に協力を求める。

▶資料編参照：協定等締結概要（民間事業所等との協定） P資料62～65

2 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に管理する被災者台帳を作成し、被災者の援護の実施に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術の活用を検討する。

なお、県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者からの情報を提供する。

▶資料編参照：被災者台帳の作成等に関する実務指針 P資料142

第2 生活資金等の支給、貸付

1 被災者生活再建支援金の支給

市は、災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援する。

なお、被災者生活再建支援法が適用されない自然災害で、県内で1世帯以上の住宅に全壊の被害が発生したときは、山梨県被災者生活再建支援制度を活用し、被災者生活再建支援金を支給する。

- ▶資料編参照：被災者生活再建支援制度 P資料142～144
- ▶資料編参照：山梨県・市町村被災者生活再建支援制度 P資料144

2 災害弔慰金等の支給

市は、「笛吹市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

また、同条例に基づき、災害により身体又は精神に著しい障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

- ▶資料編参照：災害弔慰金の支給内容 P資料144
- ▶資料編参照：災害障害見舞金の支給内容 P資料145

3 災害援護資金等の貸付

市は、笛吹市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害により家財等に被害を受けた市民の世帯主に対し、生活の立直し、自立助成の資金として、災害援護資金の貸付を行う。

また、生活福祉資金貸付制度や母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度の概要を広報するとともに、県社会福祉協議会と連携して、市社会福祉協議会に相談窓口を開設し、生活福祉資金貸付等の斡旋を行う。

- ▶資料編参照：災害援護資金の貸付内容 P資料145
- ▶資料編参照：生活福祉資金の貸付内容 P資料146
- ▶資料編参照：母子父子寡婦福祉資金の貸付内容 P資料146

第3 税等の減免

市は、災害により被害を受けた納税義務者又は特別徴収義務者に対して、地方税法又は笛吹市税条例により、被害の程度に応じた納税期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をとる。

また、笛吹市国民健康保険税条例に基づき、災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者について特に必要があるときは、国民

健康保険税の減免等を行う。

さらに、笛吹市介護保険条例に基づき、第1号被保険者が災害その他の事由により、保険料の納付が困難と認められる状況等になったときは、介護保険料について減免等を行う。

第4 住宅再建支援

市は、災害により住宅に被害を受けた者に対して、住宅金融支援機構の規定による災害復興住宅資金や山梨県個人住宅災害緊急建設資金の貸付制度等を周知する。

▶資料編参照：災害復興住宅融資制度 P資料147

▶資料編参照：山梨県個人住宅災害緊急建設資金の貸付制度 P資料147

第5 労働力確保対策

市は、甲府公共職業安定所長の措置する労働力の確保対策について、資料の提供及び連絡について協力するとともに、災害応急対策に必要な求人は、甲府公共職業安定所に対して、次の事項を明らかにして、文書又は口頭で申し込む。

なお、災害対策に公共職業安定所の斡旋により就労する者の賃金は、同一地域における同種業務及び技能について支払われる一般賃金水準を基本とする。

- ①職種別所要求人の数
- ②作業場所及び作業内容
- ③作業時間、賃金等の労働条件
- ④宿泊施設の状況
- ⑤必要とする期間
- ⑥その他必要な事項

第6 日本郵政グループの災害時特別取扱内容の周知

市は、災害時に日本郵政グループが次の特別取扱を実施するときは、市民にその内容を周知する。

- ①郵便事業関係（被災者が差し出す郵便物の料金免除及び郵便葉書等の無償交付）
- ②ゆうちょ銀行関係（通帳等を紛失した被災者への非常取扱）
- ③かんぽ生命保険関係（保険料払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱）

第2節 農林業、商工業の再建支援

担当班	社会基盤部（農政班、観光商工班）
計画方針	被災した農林業、商工業を支援するため、融資の斡旋、あるいは必要に応じて、資金の融資に伴う金利助成の措置等を講じ、市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図る。

▶手法編参照：農林業、商工業の再建支援 P手法155～156

第1 農林業の再建支援

1 再建資金の融資

市は、県や農業協同組合等と連携し、農林業の被害状況、復旧のための資金需要等の的確な把握に努めるとともに、被災した農林水産業者等の再建支援を図るため、相談窓口を設置し、次に掲げる制度融資の斡旋等を推進する。

- ①山梨県農業災害対策資金による融資
- ②天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に係る融資制度
- ③日本政策金融公庫による融資制度（農林漁業セーフティネット資金、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金、農林漁業施設資金等）
- ④山梨県農業共済組合による農業保険法に基づく農業共済の災害補償

▶資料編参照：山梨県農業災害対策資金による融資制度 P資料148

▶資料編参照：天災融資法による融資制度 P資料149

▶資料編参照：日本政策金融公庫の融資制度 P資料149

2 風評被害対策

市は、被災後の農林業の復興を図るために、農林産物の安全性について市内外に向けて情報を発信することにより、風評被害による農林業への打撃を防止する対策を講じる。

第2 商工業の再建支援

1 再建資金の融資

市は、県や笛吹市商工会等と連携し、中小企業関係の被害状況、復旧のための資金需要等の的確な把握に努めるとともに、被災した中小企業等の再建支援を図るため、相談窓口を設置し、次に掲げる制度融資の斡旋等を推進する。

- ①日本政策金融公庫による融資制度（中小企業経営力強化資金、新規開業資金）
- ②山梨県商工業振興資金融資制度
- ③商工組合中央金庫の災害復旧資金による融資
- ④山梨県信用保証協会による保証枠の増大措置

- ▶資料編参照：山梨県農業災害対策資金による融資制度 P資料148
 - ▶資料編参照：天災融資法による融資制度 P資料149
 - ▶資料編参照：日本政策金融公庫の融資制度 P資料149
- ▶資料編参照：山梨県信用保証協会の信用保証特例 P資料150

2 風評被害対策

市は、被災後の商工業の復興を図るために、観光地としての安全性や快適性等について市内外に向けて情報を発信することにより、風評被害による商工業への打撃を防止する対策を講じる。

第3節 公共施設の災害復旧、復興

担当班	統括局（資源管理班、情報班、財政班）、住民部（環境班）、福祉部（福祉班、救護班、保育班）、社会基盤部（農政班、土木班、住宅班）、水道部（水道班、下水道班）、教育部（学校教育班、生涯学習班）
計画方針	公共施設の災害復旧は、被害を受けた施設を早期に使用できるよう原形復旧し、再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う。 また、大規模な災害の場合は、災害復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、市民への計画内容の周知等を行う。 なお、市で対応できないときは、県に要請する。

▶手法編参照：公共施設の災害復旧、復興 P手法157～161

第1 災害復旧に係る財政援助

1 災害復旧事業に係る申請

市は、法律等により災害復旧事業に係る費用が一部負担又は補助されるものは、国や県に災害復旧事業費の決定及び決定を受けるための災害復旧申請を行う。

また、国や県に公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する災害緊急調査の実施を要請する。

▶資料編参照：公共施設の災害復旧事業の種類 P資料151

2 激甚災害に係る措置

市は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を速やかに調査し、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査に協力し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように努める。

また、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに特別財政援助額の交付に係る調書等を作成し、県に提出する。

3 災害復旧資金の確保

市は、災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の予算措置を講ずるなど、災害復旧事業の早期実施に努める。

第2 公共施設の復旧事業の推進

1 災害復旧事業計画の策定

市は、災害復旧事業を早期に実施するため、適正な人員の配備や応援協力など、必要な体制を整え、被災施設の災害復旧事業計画を速やかに策定する。

2 災害復旧事業の実施

市は、「復旧・復興ハンドブック」（内閣府）等を参照し、災害の状況、被害の発生原因等を確認した上で、関係機関と連絡調整を図り、災害復旧事業を実施する。なお、災害復旧事業は、事業期間の短縮に努める。

3 特定大規模災害時の措置

県は、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受けた市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑な復旧のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市又は市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、市に対する支援を行う。

第3 災害復興

1 災害復興方針の作成

市は、災害対策本部と連携を図りながら、必要に応じて、将来目標に向かっての復興計画策定の事務局となる災害復興本部を庁内に設置するとともに、学識経験者、市議会議員、市民代表、行政関係職員等により構成される災害復興検討委員会を設置し、県や防災関係機関等との緊密な連携を図りつつ、災害復興方針を作成し、速やかに市民に公表する。

なお、災害対策本部と災害復興本部の関係は、下表のとおりとする。

また、災害対策本部が実施する応急的な業務で、仮設住宅用地や災害廃棄物用地の選定等、復興にも関係し、それらに大きな影響を与えるものは、両本部が連携しながら実施する。

災害対策本部	災害復興本部
災害応急復旧を主に実施する組織	復興計画、市街地復興計画の策定、長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する組織

2 災害復興計画の策定

市は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。

災害復興計画には、都市復興基本計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項等について定める。

3 災害復興事業の実施

市は、災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

なお、必要に応じて、国や県等に対して、職員の派遣、その他の協力を求める。